

年金制度基礎資料集

2023年10月



厚生労働省 年金局

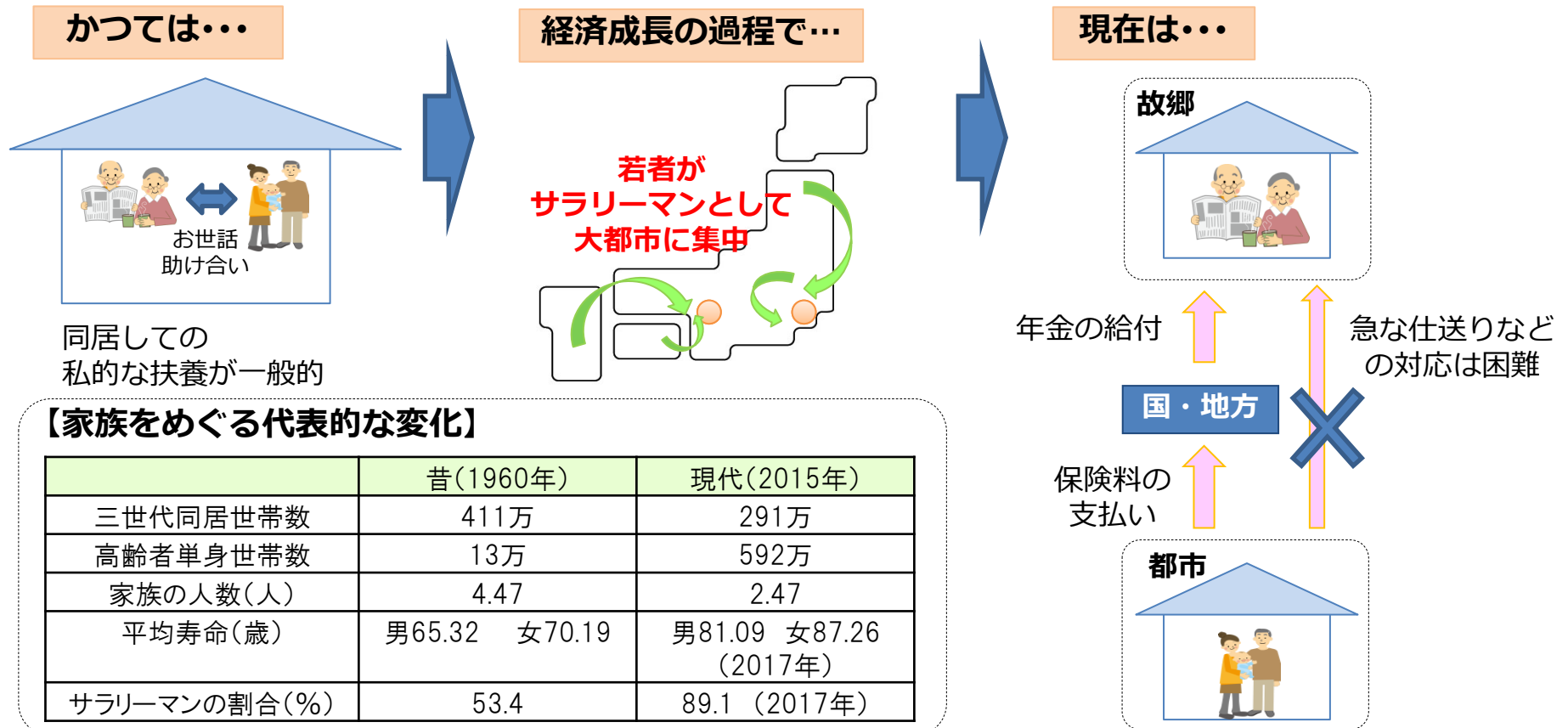
Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

公的年金制度について



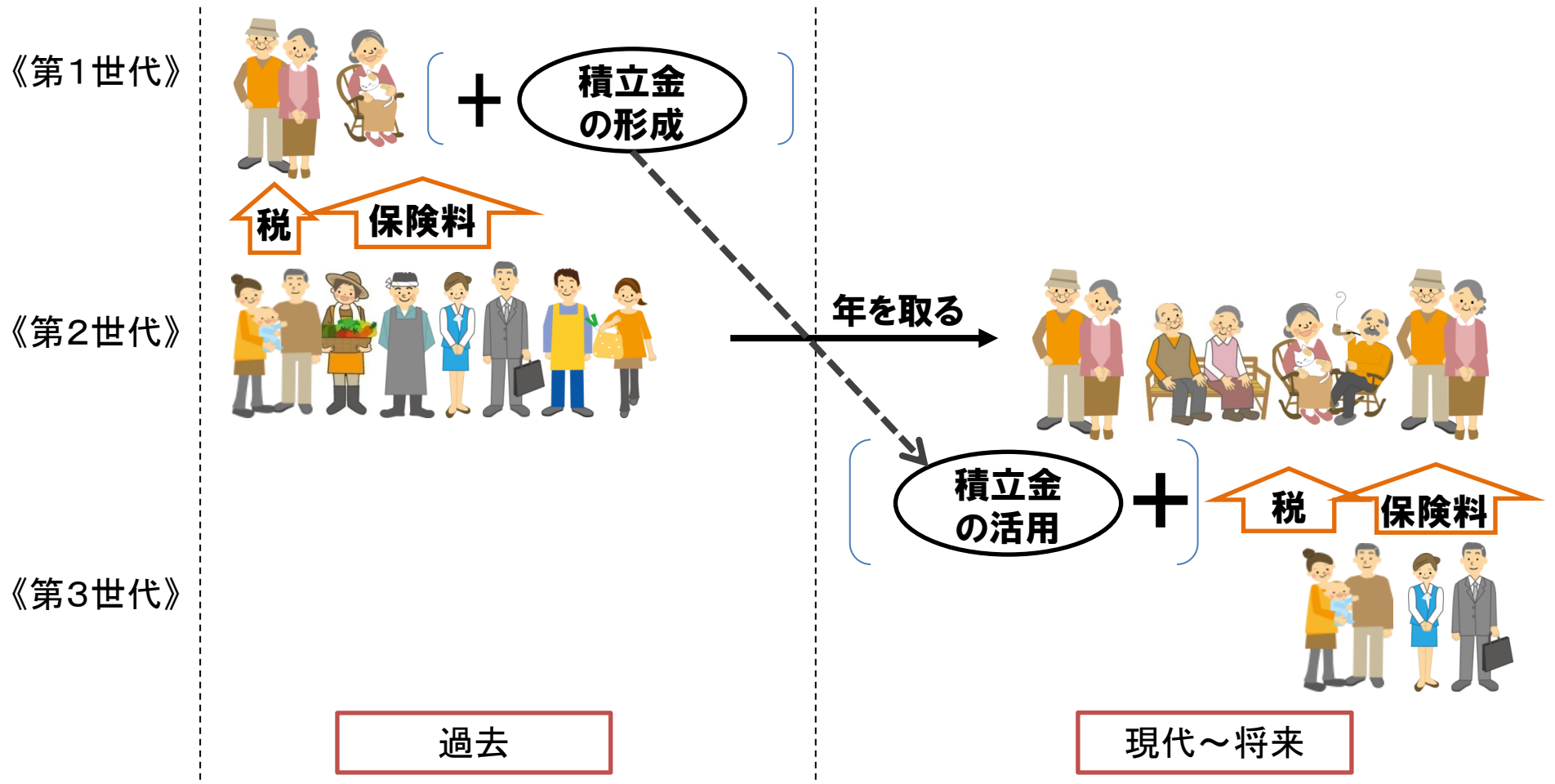
公的年金制度が整備された背景

- かつては、親と同居して農業や自営業を一緒に営む人が多く、自分で親を養っていた。
- 経済成長の過程で、親と別居して都市で働く人が多くなったため、自分で親を養うことが難しくなっていた。こうした社会変化の中で、社会全体で高齢者を支える公的年金制度が整備された。
- 公的年金制度によって、親の扶養のための費用の負担が軽減されている。



公的年金制度は、「仕送り」を社会化したもの

- 日本を含め先進各国の公的年金制度は、いずれも、現役世代が納めた保険料をその時々の高齢者の年金給付に充てる仕組み（＝賦課方式）を基本とした財政方式となっている。
- なお、我が国においては、将来の高齢化の進展に備え相当程度の積立金を保有し、その活用により、将来世代の保険料水準が高くなりすぎないように配慮している。



公的年金は、予測できない将来に備える生涯にわたる「保険」

老後に備えて貯蓄をしても…

人は、何歳まで生きるかは予測できない
(どれだけ貯蓄をすればよいのかわからない)

いつ、障害を負ったり、小さな子どもがいる時に
配偶者を亡くす(=所得を失う)か、わからない

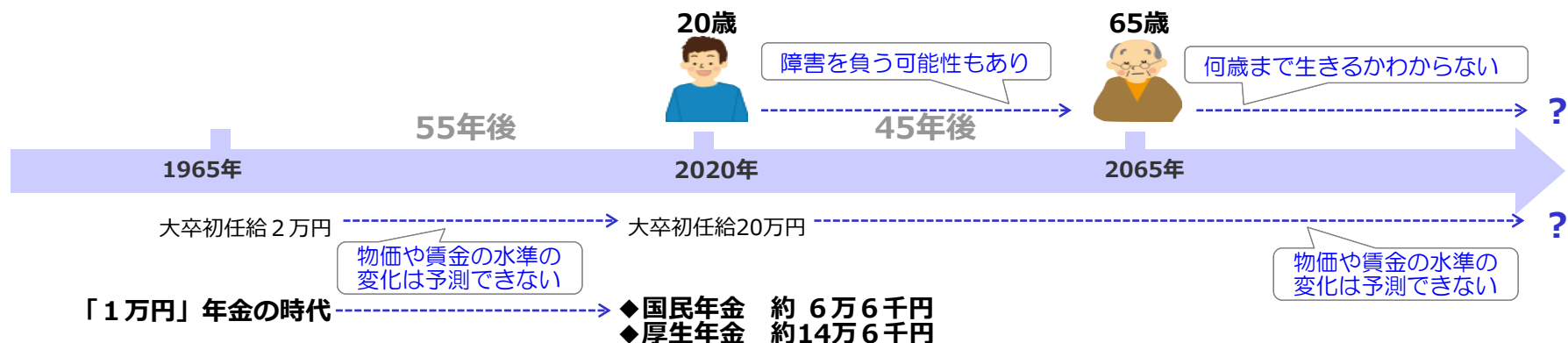
50年後の物価や賃金の変動は予測できない
(貯蓄しても、将来目減りするかもしれない)

公的年金なら…

終身(亡くなるまで)の支給

障害年金・遺族年金の支給

実質的な価値に配慮した年金の支給



昔と今の物価

品目	1965年	→	2020年
鶏肉 100g	71.8円		128円(1.8倍)
牛乳 瓶1本	20円		133円(6.7倍)
カレーライス 1皿	105円		714円(6.8倍)
コーヒー(喫茶店) 1杯	71.5円		512円(7.2倍)
ノートブック 1冊	30円		162円(5.4倍)

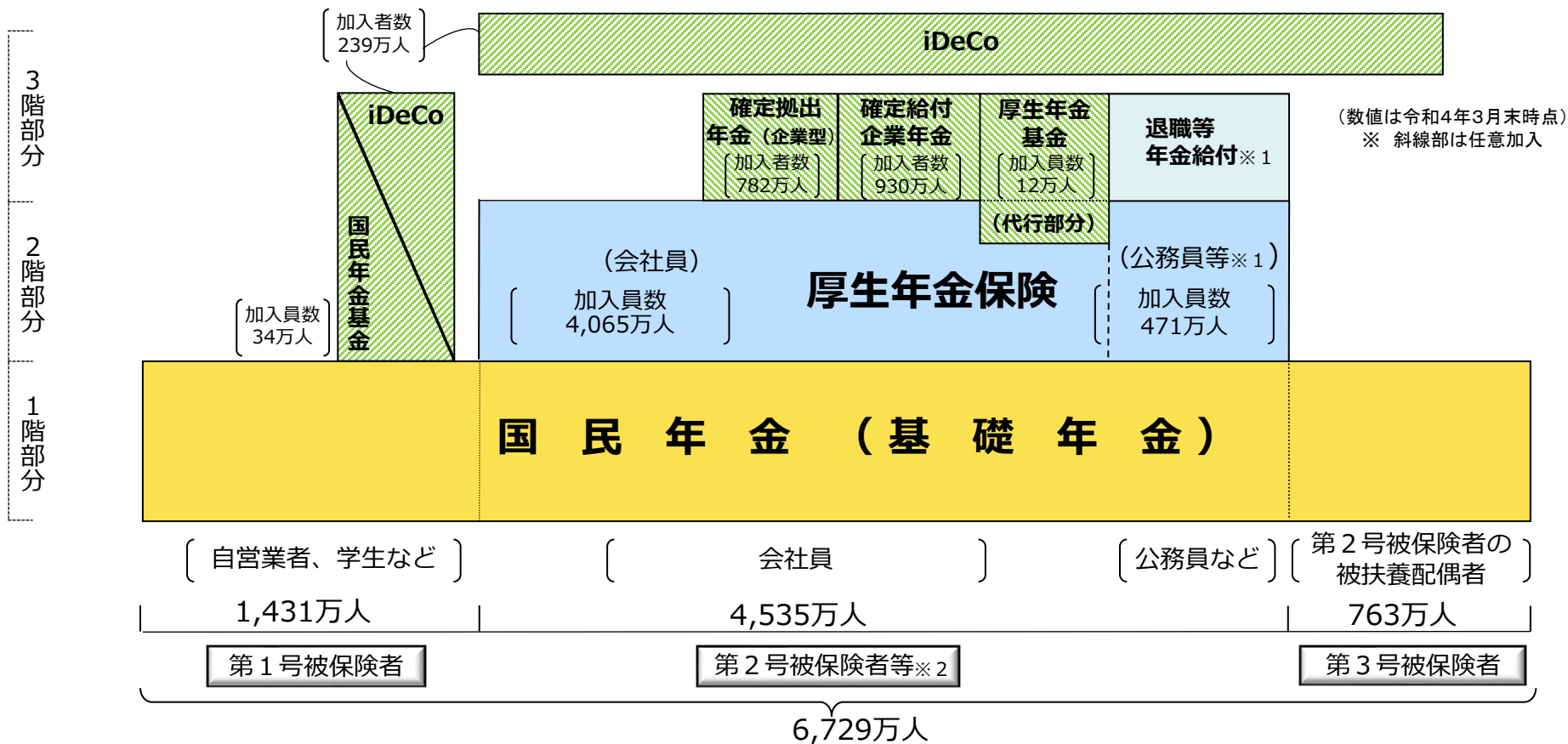
(出典:小売物価統計調査)

一般に、民間金融機関が販売する個人年金保険(金融商品)は、**将来の物価上昇を考慮しておらず、有期の支給が中心となっています。**(「将来、〇万円を払います」、「10年間払います」など)

※数値は民間被用者(第1号厚生年金被保険者)のもの

年金制度の仕組み

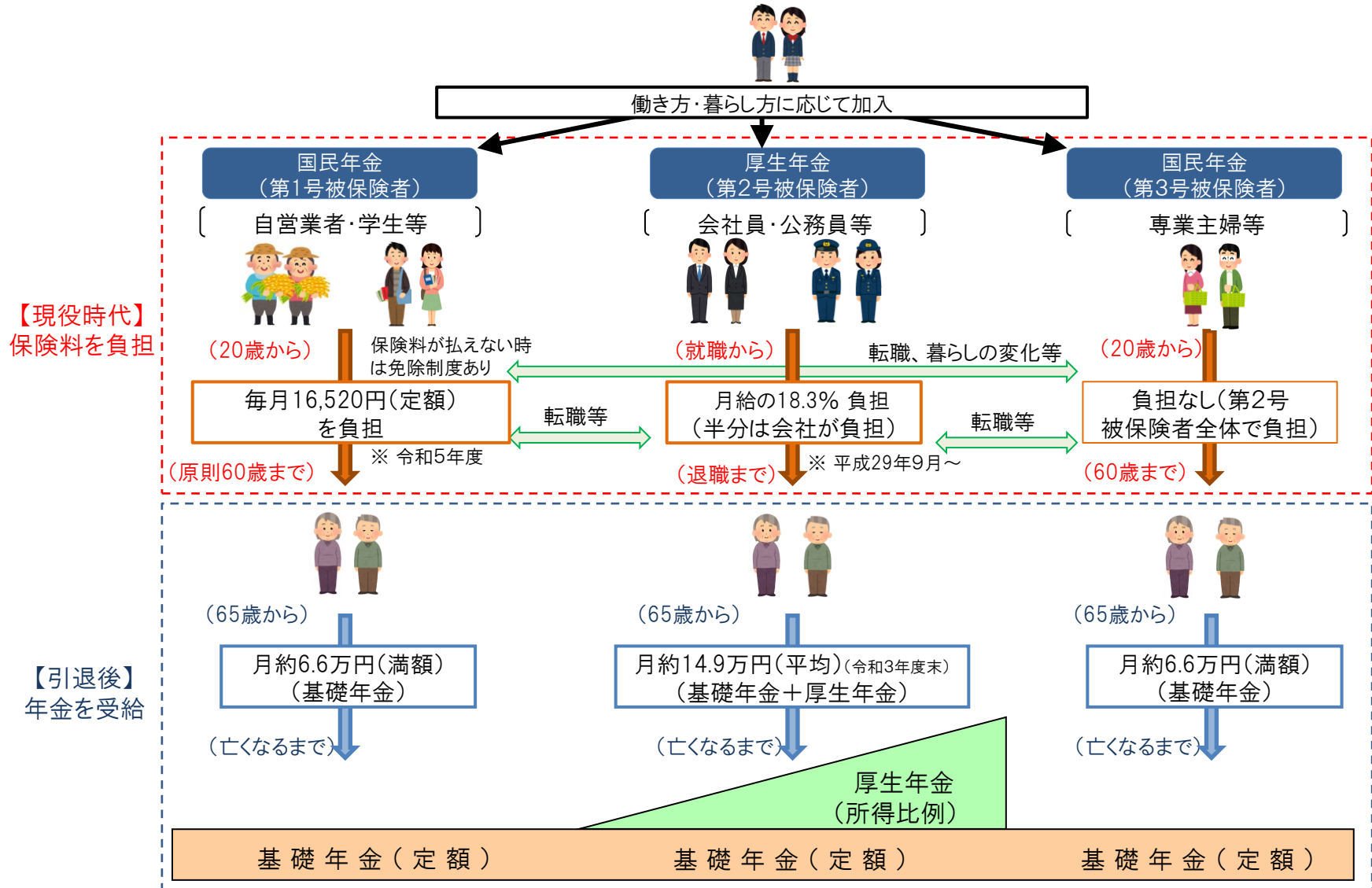
- 年金制度は、「3階建て」の構造。
- 1・2階部分の公的年金が国民の老後生活の基本を支え、3階部分の企業年金・個人年金と合わせて老後生活の多様なニーズに対応。



※1 被用者年金制度の一元化に伴い、平成27年10月1日から公務員および私学教職員も厚生年金に加入。また、共済年金の職域加算部分は廃止され、新たに退職等年金給付が創設。ただし、平成27年9月30日までの共済年金に加入していた期間分については、平成27年10月以後においても、加入期間に応じた職域加算部分を支給。

※2 第2号被保険者等とは、厚生年金被保険者のことをいう（第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢、または、退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する者を含む）。

公的年金制度とライフコース



保険料負担と年金給付（国民年金・厚生年金）

○ 年金額は、保険料を納付した期間（月数）と現役時代の賃金額（標準報酬）に応じて算定される。

	国民年金制度	厚生年金制度
保険料負担	<p>月 16,520円 (R5.4～)</p> <p>→平成17年度から毎年280円ずつ引上げ。 →平成29年度以降、16,900円(平成16年度価格)で固定。</p> <p>※産前産後期間の保険料免除の開始に伴い、令和元年度以降は17,000円(平成16年度価格) ※所得水準に応じて、保険料の免除制度あり。</p>	<p>その月の報酬 × 18.3% (H29.9～) (労使折半)</p> <p>→平成17年度から毎年0.354%ずつ引き上げ。 →平成29年9月以降、18.3%で固定。</p> <p>※数値は民間被用者(第1号厚生年金被保険者)のもの ※月34万円稼いでいる人であれば、<u>本人が</u>、月々31,110円(34万 × 18.3% × 1/2)負担。</p>
	<p>受給資格期間(10年※)を満たすことが必要 ※平成29年8月から受給資格期間を25年から10年に短縮</p>	
年金給付	<p>基礎年金(老齢)(65歳～)</p> <p>給付額は、保険料を納付した期間で決定する。 (満額は定額)</p> <p>月 66,250円 × $\frac{\text{保険料を納付した月数}}{480\text{月}}$ (令和5年度満額)</p> <p>※ 67歳以下(新規裁定者)の方の年金額の例 ※ 保険料全額免除期間=1/2月 又は 1/3月として計算</p>	<p>厚生年金(老齢)(65歳～)</p> <p>給付額は、現役時代の報酬と被保険者期間で決定。(報酬比例)</p> <p>平均標準報酬 × $\frac{5.481}{1,000}$ × $\frac{\text{被保険者期間(月数)}}{12}$</p> <p>賞与を含む。過去の賃金は現在価値に評価。 (賃金スライド)</p>
	<p>平均額: 月 5.6万円 (令和3年度末)</p>	<p>1人当たり平均額: 月 14.6万円 (基礎含む) (令和3年度末)</p>

※数値は民間被用者(第1号厚生年金被保険者)のもの

公的年金の規模と役割

国民

○公的年金加入者数(令和3年度末) 6,729万人

第1号被保険者 第2号被保険者等 第3号被保険者



1,431万人



4,535万人



763万人

○受給権者数(令和3年度末) 4,023万人

・老齢基礎年金(受給者) (令和3年度末)
平均額:月5.6万円

・老齢厚生年金(受給者)
1人あたり平均額:月14.6万円

(基礎年金を含む)

※数値は民間被用者(第1号厚生年金被保険者)のもの



保険料

40.9兆円(令和5年度予算ベース)

国民年金保険料 : 16,520円(R5.4~)

厚生年金保険料率: 18.3%(H29.9~)(労使折半)

Ex) 標準報酬月額が34万円であれば、31,110円
(=34万円×18.3%×1/2)を、本人が月々負担。

※数値は民間被用者(第1号厚生年金被保険者)のもの

年金給付

58.0兆円(令和5年度予算ベース)

参考) 国の一般歳出
72.7兆円(令和5年度予算)

年金制度

国民年金

厚生年金

年金積立金資産額
(国民年金、厚生年金)
(令和4年度末)
208.0兆円(時価ベース)

※保険料額・年金給付額・国庫負担額(令和5年度予算ベース)については、共済年金を含む公的年金制度全体の額を計上

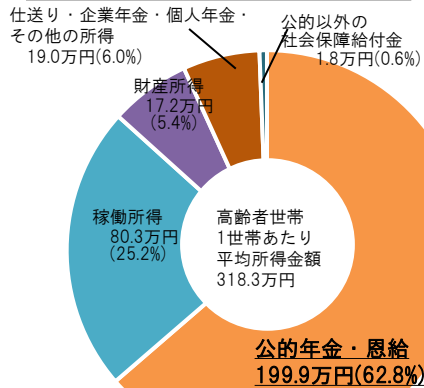
国等

年金への
国庫負担

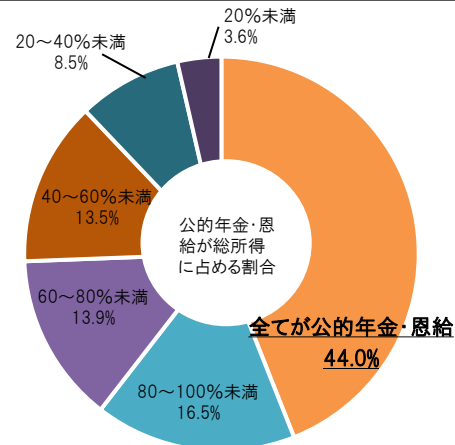
13.7兆円
{ 令和5年度
予算ベース }

年金の役割

年金は高齢者世帯の収入の約6割



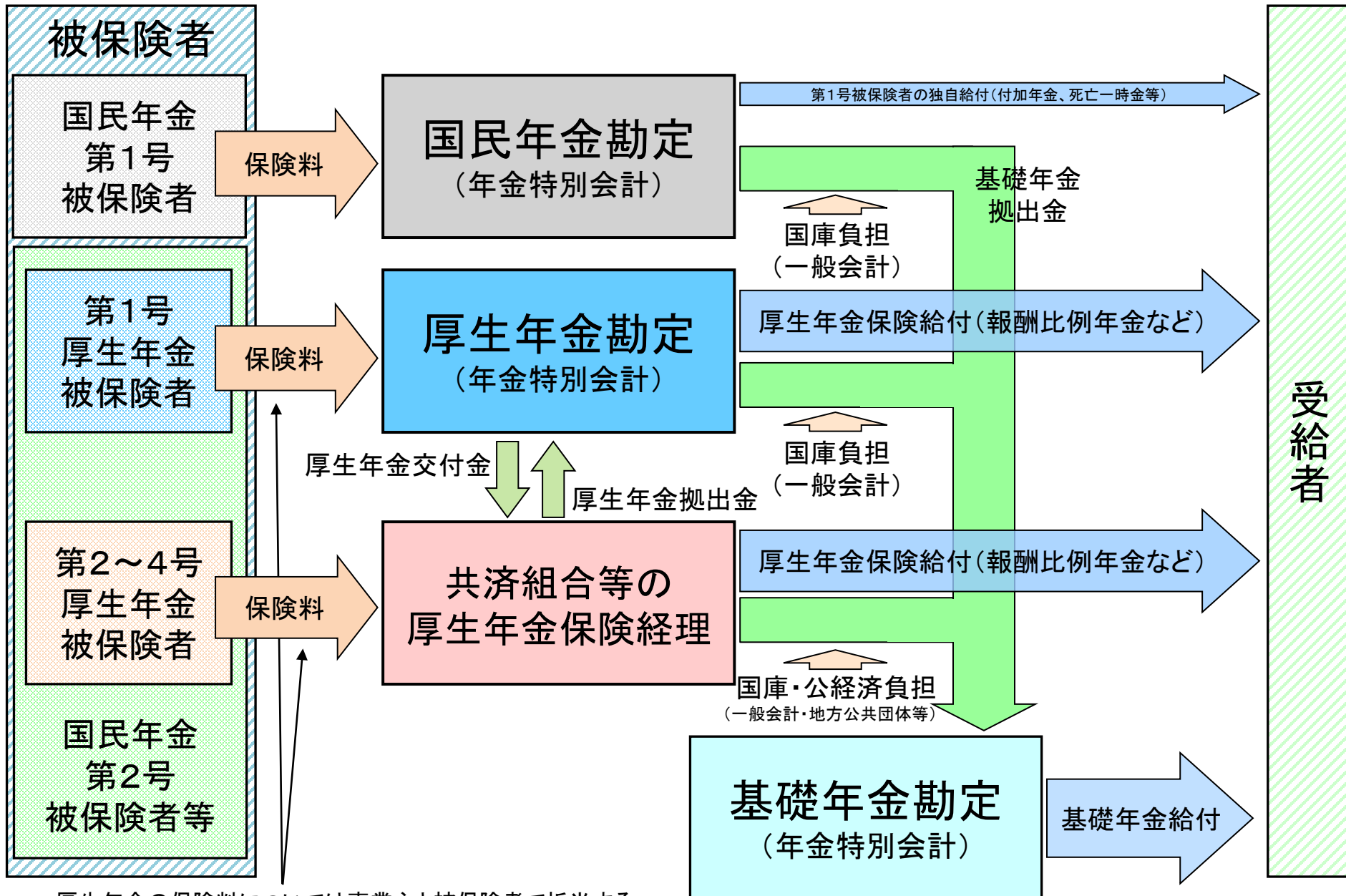
約5割の高齢者世帯が年金収入だけで生活



(注) 両円グラフとも、四捨五入による端数処理の関係で、100%にならない。

(資料) 2022年国民生活基礎調査(厚生労働省)

公的年金の財政の仕組み



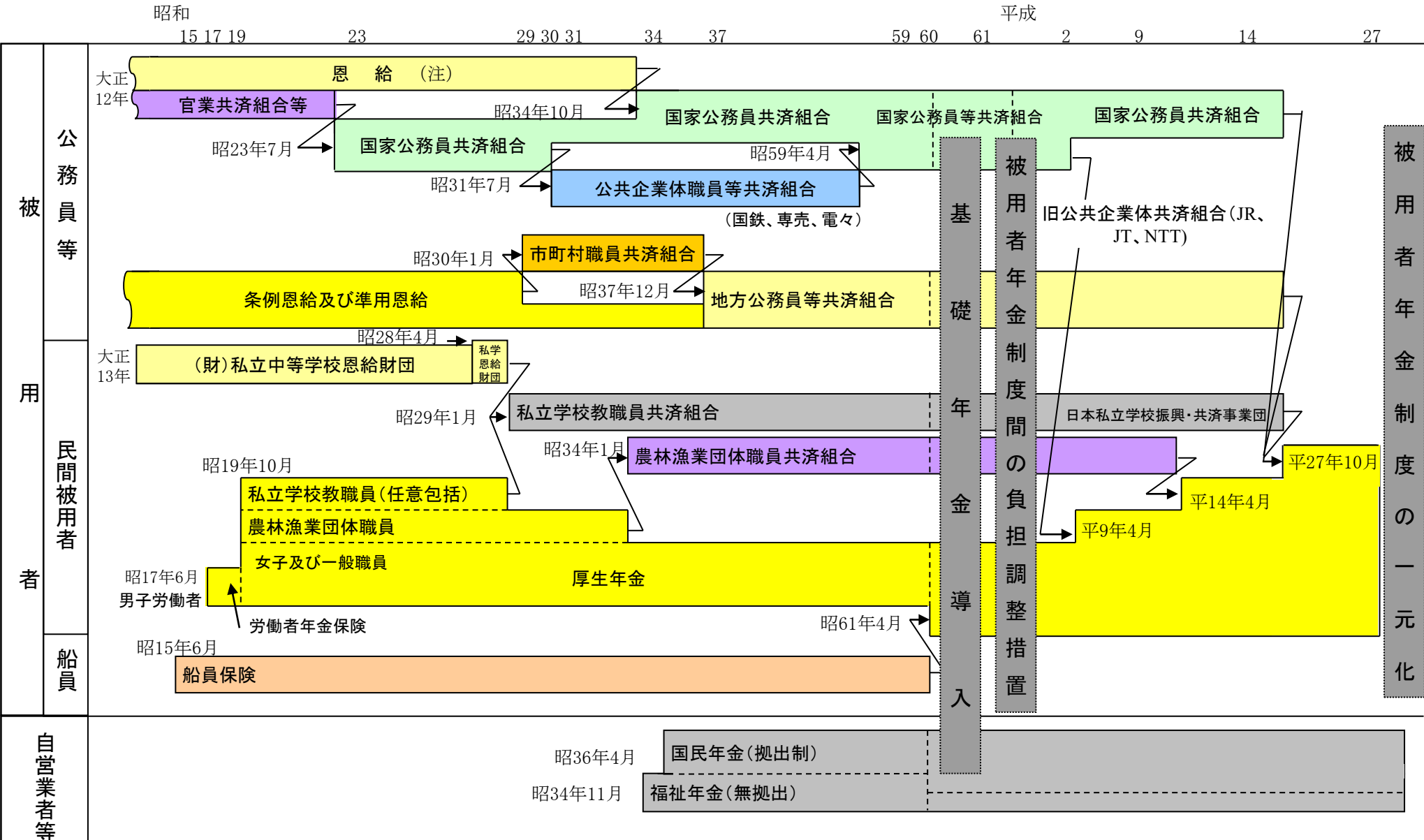
厚生年金の保険料については事業主と被保険者で折半する。

※ 経過的措置等の終了した後の姿である。

主な年金制度改革（年表）

制度の創成	昭和17(1942)年	労働者年金保険法の発足（昭和19(1944)年に厚生年金保険法に改称）
	昭和29(1954)年	厚生年金保険法の全面改正
	昭和36(1961)年	国民年金法の全面施行（国民皆年金）
制度の充実	昭和40(1965)年	1万円年金
	昭和44(1969)年	2万円年金
	昭和48(1973)年	5万円年金、物価スライド制の導入、標準報酬の再評価等
高齢化への 対応	昭和60(1985)年	基礎年金の導入、給付水準の適正化等
	平成 2(1990)年	被用者年金制度間の費用負担調整事業の開始
	平成 6(1994)年	厚生年金（定額部分）支給開始年齢の引上げ等
	平成 9(1997)年	三共済（JR共済・JT共済・NTT共済）を厚生年金に統合
	平成12(2000)年	厚生年金（報酬比例部分）の支給開始年齢引上げ、裁定後の年金額の改定方法の見直し（物価スライドのみ）等
	平成14(2002)年	農林共済を厚生年金に統合
	平成16(2004)年	上限を固定した上での保険料率の段階的引上げ、マクロ経済スライドの導入、基礎年金の国庫負担割合の引上げの法定化等
	平成21(2009)年	臨時的な財源を用いた基礎年金国庫負担割合2分の1の実現
	平成24(2012)年	消費税収を財源とした基礎年金国庫負担割合2分の1の恒久化、特例水準の解消、被用者年金制度の一元化、厚生年金の適用拡大、年金の受給資格期間短縮、低所得・低年金高齢者等に対する福祉的な給付等
	平成28(2016)年	マクロ経済スライドの見直し（未調整部分の繰越し）、賃金・物価スライドの見直し（賃金変動に合わせた改定の徹底）等
令和 2(2020)年	厚生年金の適用拡大、在職中の年金受給の在り方の見直し（在職老齢年金制度の見直し、在職定時改定の導入）、受給開始時期の選択肢の拡大等 11	

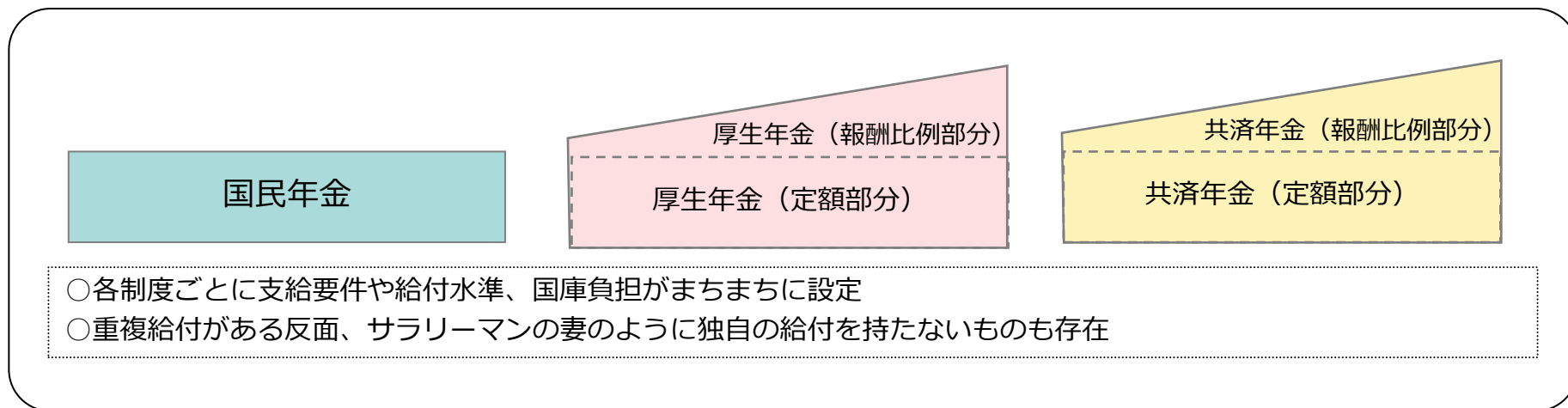
公的年金制度の沿革



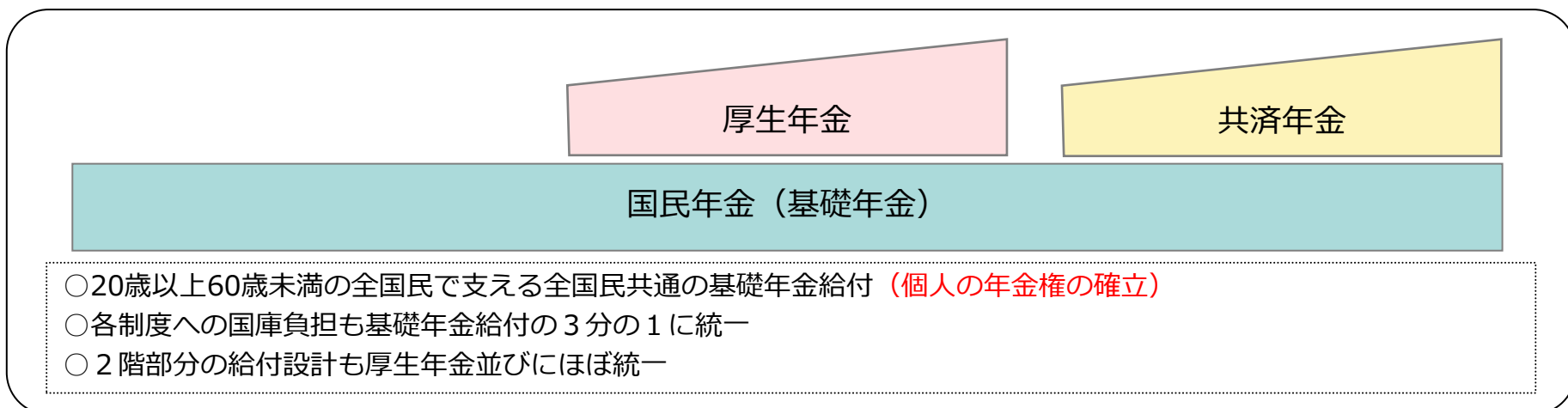
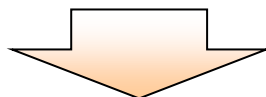
(注) 明治8年に海軍退隠令、同9年陸軍恩給令、同17年に官吏恩給令が公布され、これが明治23年、軍人恩給法、官吏恩給法に集成され、これが大正12年恩給法に統一された。

昭和60年の年金制度改革 ～基礎年金の導入～

【昭和60年改正前】

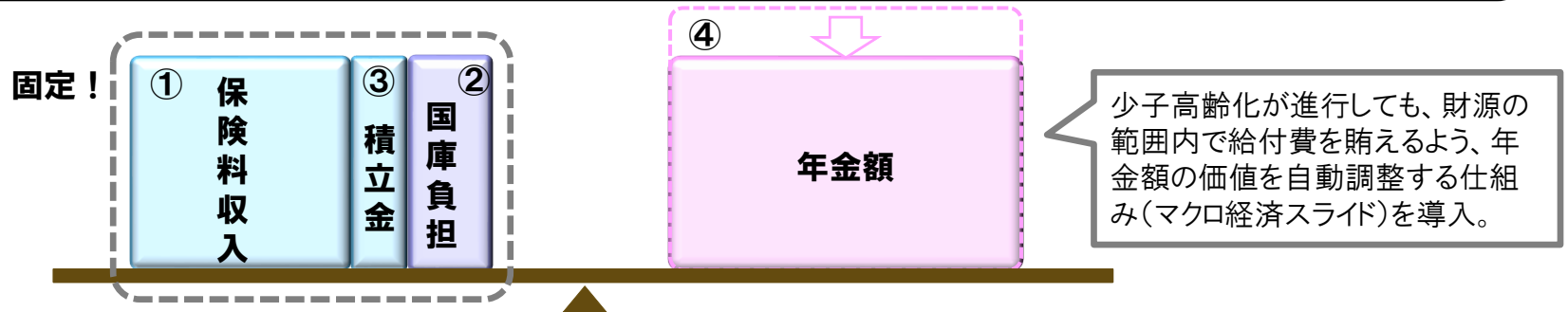


【昭和60年改正後】



公的年金制度の財政の枠組み

- 2004(平成16)年の年金制度改正で、今後、更に急速に進行する少子高齢化を見据えて、将来にわたって、制度を持続的で安心できるものとするための年金財政のフレームワークを導入。
- 保険料の引上げが終了し、基礎年金の国庫負担が2分の1に上げられたため、収入面の財政フレームは完成。



① 上限を固定した上での保険料の引上げ

平成29(2017)年度以降の保険料水準の固定。(保険料水準は、引上げ過程も含めて法律に明記)

・厚生年金：18.3%(労使折半)(平成16年10月から毎年0.354%引上げ)

・国民年金：16,900円※平成16年度価格(平成17年4月から毎年280円引上げ) ※現在の国民年金保険料：16,520円(令和5年4月～)

※産前産後期間の保険料免除の開始に伴い、令和元年度以降は17,000円(平成16年度価格)

② 基礎年金国庫負担の2分の1への引上げ

平成21年度以降、基礎年金給付費に対する国庫負担割合を2分の1とする。

平成24年「社会保障・税一体改革」により消費税財源確保。

③ 積立金の活用

概ね100年間で財政均衡を図る方式とし、財政均衡期間の終了時に給付費1年分程度の積立金を保有することとして、積立金を活用し後世代の給付に充てる。

平成24年年金額の特例水準の解消(法改正)により、マクロ経済スライドが機能する前提条件を整備。

④ 財源の範囲内で給付水準を自動調整する仕組み(マクロ経済スライド)の導入

現役世代の人口減少とともに年金の給付水準を調整。標準的な年金の給付水準について、今後の少子高齢化の中でも、年金を受給し始める時点で、現役サラリーマン世帯の平均所得の50%を上回る。

※標準的な厚生年金の所得代替率：61.7%(令和元年度) ⇒ 50.8%~51.9%(令和28~29年度) <令和元年財政検証・ケースⅠ~Ⅲ>

社会保障・税一体改革関連法成立(平成24年)までの経緯

社会保障・税一体改革大綱

(平成24年2月17日閣議決定)

○「法案を提出する」または「法案提出を検討する」とされた事項

- ・基礎年金国庫負担2分の1の恒久化
- ・年金額の特例水準の解消
- ・低所得者等の年金加算
- ・高所得者の年金額の調整
- ・受給資格期間の短縮
- ・産休期間中の保険料免除
- ・遺族基礎年金の父子家庭への拡大
- ・短時間労働者への厚生年金適用拡大
- ・被用者年金の一元化

○「引き続き検討する」とされた事項

- ・第3号被保険者制度の見直し
- ・マクロ経済スライドの検討
- ・在職老齢年金の見直し
- ・標準報酬上限の見直し
- ・支給開始年齢引き上げ

提出

国年法等改正法案(平成24年2月10日提出)

- ・交付国債の発行による平成24年度の基礎年金国庫負担2分の1
- ・年金額の特例水準の解消

案中修正

議員修正

提出

年金機能強化法案(平成24年3月30日提出)

- ・低所得者等の年金額の加算
- ・高所得者の年金額の調整
- ・交付国債の償還

削除

代替措置

提出

被用者年金一元化法案(平成24年4月13日提出)

- ・厚生年金と共済年金の一元化

一部修正

成立した法律

国年法等改正法成立(平成24年11月16日)

- ・年金特例公債(つなぎ国債)による平成24・25年度の基礎年金国庫負担2分の1
- ・年金額の特例水準の解消

年金生活者給付金法成立(平成24年11月16日)

- ・低所得高齢者・障害者等への福祉的給付

年金機能強化法成立(平成24年8月10日)

- ・基礎年金国庫負担2分の1の恒久化
- ・受給資格期間の短縮(25年→10年)
- ・産休期間中の社会保険料免除
- ・遺族基礎年金の父子家庭への拡大
- ・短時間労働者への厚生年金適用拡大

被用者年金一元化法成立(平成24年8月10日)

○年金機能強化法附則に記載の検討事項

- ・高所得者の年金額の調整
- ・国年1号被保険者の出産前後の保険料免除

○一体改革大綱記載の検討事項

- ・第3号被保険者制度の見直し
- ・マクロ経済スライドの検討
- ・在職老齢年金の見直し
- ・標準報酬上限の見直し
- ・支給開始年齢引き上げ

平成24年の年金制度改革(被用者年金の一元化)

～年金の官民格差の是正～

従前

- 同じ被用者であるにも関わらず、制度が職域ごとに分立している。共済年金と厚生年金を比較すると、2階部分の給付設計は同じであるものの、保険料率や職域部分を含めた給付水準、給付設計が異なっていた。



改正後

- 共済年金制度を厚生年金制度に合わせる方向を基本として被用者年金を一元化。具体的には、公務員及び私学教職員の保険料率や給付内容を民間サラリーマンと同一にする。

被用者年金一元化後(平成24年改正)の年金給付について(イメージ)

昭和60年改正前

共済年金

一元化前

(職域加算部分)

共済年金

基礎年金

共済組合
が支給

日本年金
機構が支給

一元化後(平成27年10月以降)

退職等年金給付

旧職域部分

厚生年金

基礎年金

共済組合
が支給

日本年金
機構が支給

公的年金制度について、制度の持続可能性を高め、将来の世代の給付水準の確保等を図るため、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく社会経済情勢の変化に対応した保障機能の強化、より安全で効率的な年金積立金の管理及び運用のための年金積立金管理運用独立行政法人の組織等の見直し等の所要の措置を講ずる。

概要

1. 短時間労働者への被用者保険の適用拡大の促進(平成29年4月施行)

500人以下の企業も、労使の合意に基づき、企業単位で短時間労働者への適用拡大を可能とする。

(国・地方公共団体は、規模にかかわらず適用とする。)

※平成28年10月から、501人以上の企業等で働く短時間労働者への適用拡大を開始している。

2. 国民年金第1号被保険者の産前産後期間の保険料の免除(平成31年4月施行)

次世代育成支援のため、国民年金第1号被保険者の産前産後期間の保険料を免除し、免除期間は満額の基礎年金を保障。この財源として、国民年金保険料を月額100円程度引上げ。

3. 年金額の改定ルールの見直し((1)は平成30年4月、(2)は令和3年4月施行)

公的年金制度の持続可能性を高め、将来世代の給付水準を確保するため、年金額の改定に際して、以下の措置を講じる。

- (1) マクロ経済スライドについて、年金の名目額が前年度を下回らない措置を維持しつつ、賃金・物価上昇の範囲内で前年度までの未調整分を含めて調整。
- (2) 賃金変動が物価変動を下回る場合に賃金変動に合わせて年金額を改定する考え方を徹底。

4. 年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)の組織等の見直し(平成29年10月(一部平成29年3月)施行)

合議制の経営委員会を設け、基本ポートフォリオ等の重要な方針に係る意思決定を行うとともに、執行機関の業務執行に対する監督を行うほか、年金積立金の運用に関し、リスク管理の方法の多様化など運用方法を追加する措置を講ずる。

5. 日本年金機構の国庫納付規定の整備(平成28年12月27日施行)

日本年金機構に不要財産が生じた場合における国庫納付に係る規定を設ける。

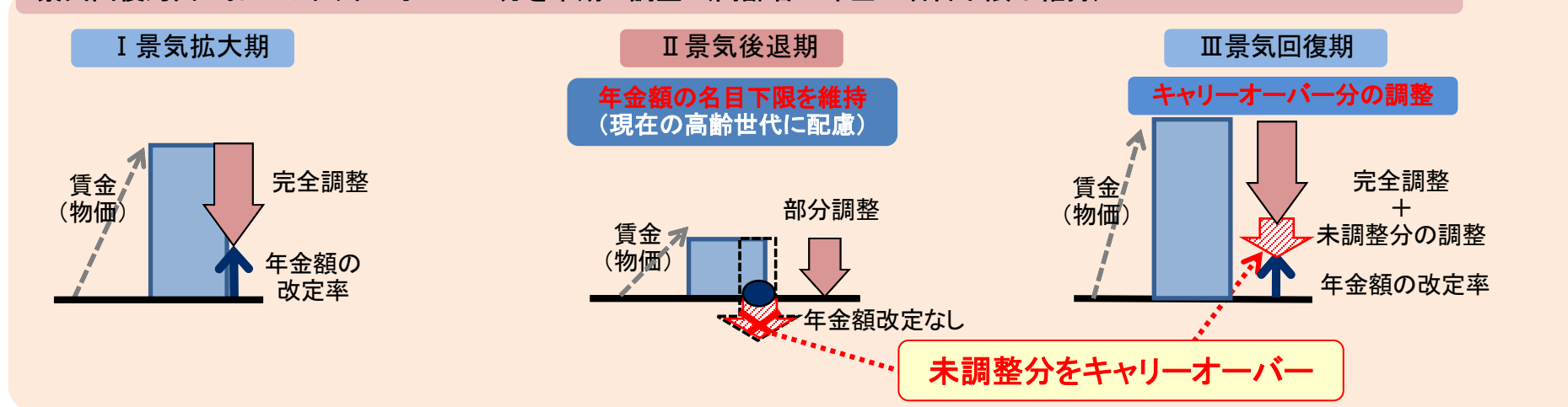
年金額の改定ルールの見直し（平成28年改正法）

○ 制度の持続可能性を高め、将来世代の給付水準を確保するため、年金額改定に際し以下の措置を講じる。

- ① マクロ経済スライドについて、現在の高齢世代に配慮しつつ、できる限り早期に調整する観点から、名目下限措置を維持し、賃金・物価上昇の範囲内で前年度までの未調整分を調整。
- ② 賃金・物価スライドについて、支え手である現役世代の負担能力に応じた給付とする観点から、賃金変動が物価変動を下回る場合には賃金変動に合わせて改定する考え方を徹底。

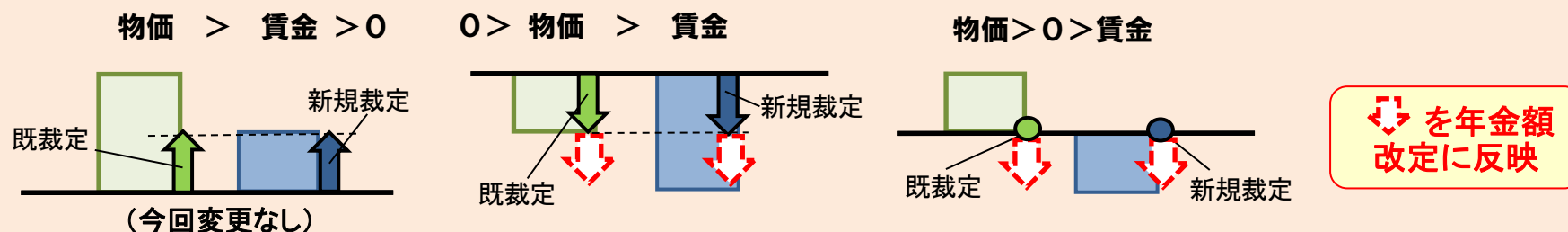
① マクロ経済スライドによる調整のルールの見直し（少子化、平均寿命の伸びなど長期的な構造変化に対応）

景気回復局面においてキャリアオーバー分を早期に調整（高齢者の年金の名目下限は維持）



② 賃金・物価スライドの見直し（賃金・物価動向など短期的な経済動向の変化に対応）

年金は世代間の仕送りであることから、現役世代の負担能力が低下しているときは、賃金変動に合わせて改定



年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の概要

(令和2年法律第40号、令和2年6月5日公布)

改正の趣旨

より多くの方がより長く多様な形で働く社会へと変化する中で、長期化する高齢期の経済基盤の充実を図るため、短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大、在職中の年金受給の在り方の見直し、受給開始時期の選択肢の拡大、確定拠出年金の加入可能要件の見直し等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 被用者保険の適用拡大【厚生年金保険法、健康保険法、公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成24年改正法)、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法】

- ① 短時間労働者を被用者保険の適用対象とすべき事業所の企業規模要件について、段階的に引き下げる(100人超→50人超)。
- ② 5人以上の個人事業所に係る適用業種に、弁護士、税理士等の資格を有する者が行う法律又は会計に係る業務を行う事業を追加する。
- ③ 厚生年金・健康保険の適用対象である国・自治体等で勤務する短時間労働者に対して、公務員共済の短期給付を適用する。

2. 在職中の年金受給の在り方の見直し【厚生年金保険法】

- ① 高齢期の就労継続を早期に年金額に反映するため、在職中の老齢厚生年金受給者(65歳以上)の年金額を毎年定時に改定することとする。
- ② 60歳から64歳に支給される特別支給の老齢厚生年金を対象とした在職老齢年金制度について、支給停止とならない範囲を拡大する(支給停止が開始される賃金と年金の合計額の基準を、現行の28万円から47万円(令和2年度額)に引き上げる。)

3. 受給開始時期の選択肢の拡大【国民年金法、厚生年金保険法等】

60歳から70歳の間となっている年金の受給開始時期の選択肢を、60歳から75歳の間拡大する。

4. 確定拠出年金の加入可能要件の見直し等【確定拠出年金法、確定給付企業年金法、独立行政法人農業者年金基金法等】

- ① 確定拠出年金の加入可能年齢を引き上げる(※)とともに、受給開始時期等の選択肢を拡大する。
※ 企業型DC: 厚生年金被保険者のうち65歳未満→70歳未満 個人型DC (iDeCo): 公的年金の被保険者のうち60歳未満→65歳未満
- ② 確定拠出年金における中小企業向け制度の対象範囲の拡大(100人以下→300人以下)、企業型DC加入者のiDeCo加入の要件緩和など、制度面・手続面の改善を図る。

5. その他【国民年金法、厚生年金保険法、年金生活者支援給付金の支給に関する法律、児童扶養手当法等】

- ① 国民年金手帳から基礎年金番号通知書への切替え
- ② 未婚のひとり親等を寡婦と同様に国民年金保険料の申請全額免除基準等に追加
- ③ 短期滞在の外国人に対する脱退一時金の支給上限年数を3年から5年に引上げ(具体的な年数は政令で規定)
- ④ 年金生活者支援給付金制度における所得・世帯情報の照会の対象者の見直し
- ⑤ 児童扶養手当と障害年金の併給調整の見直し 等

施行期日

令和4(2022)年4月1日(ただし、1①は令和4(2022)年10月1日・令和6(2024)年10月1日、1②・③は令和4(2022)年10月1日、4①は令和4(2022)年4月1日・同年5月1日等、4②は令和2(2020)年10月1日・令和4(2022)年10月1日等、5②・③は令和3(2021)年4月1日、5④は公布日、5⑤は令和3(2021)年3月1日 等)

短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大の概要

働きたい人が働きやすい環境を整えるとともに、短時間労働者について、年金等の保障を厚くする観点から、被用者保険（年金・医療）の適用拡大を進めていくことが重要。

- ① (2016年10月～) **500人超の企業等で、月額賃金8.8万円以上等の要件を満たす**短時間労働者に適用拡大。
- ② (2017年4月～) **500人以下の企業等で、労使の合意に基づき、企業単位で**短時間労働者への適用拡大を可能とする。
(国・地方公共団体は、規模にかかわらず適用とする。)
- ③ 令和2年の改正では、**50人超規模の企業等まで適用範囲を拡大**。(100人超(2022年10月)→50人超(2024年10月))

① 2016年10月～

② 2017年4月～

③ 令和2年の改正内容

(適用拡大前)
週30時間
以上

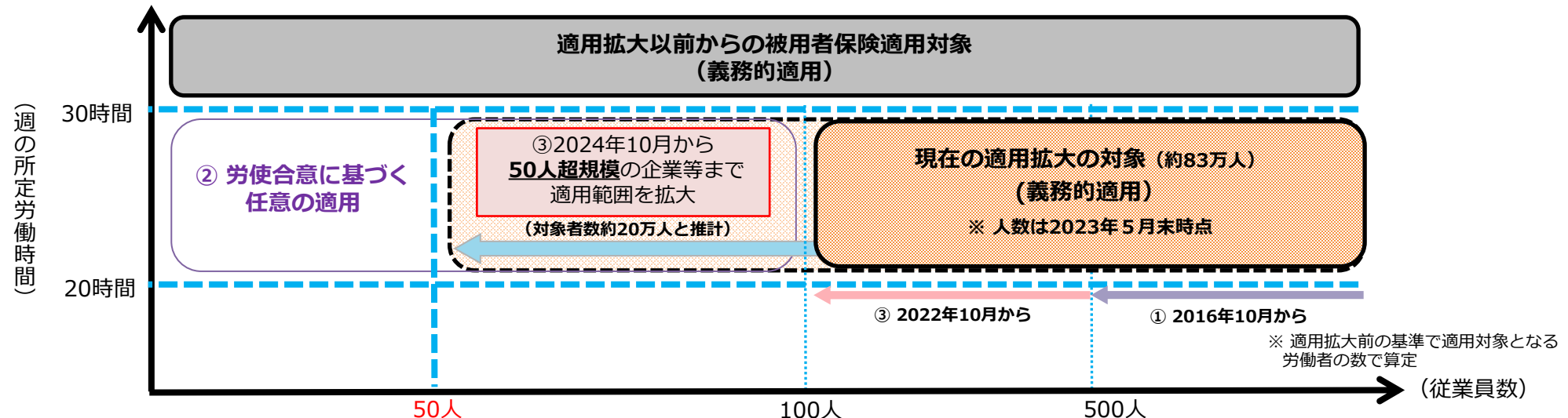
- (1) 週労働時間20時間以上
- (2) 月額賃金8.8万円以上(年収換算で約106万円以上)
(所定労働時間や所定内賃金で判断し、残業時間(代)等を含まない)
- (3) 勤務期間1年以上見込み
- (4) 学生は適用除外
- (5) 従業員500人超の企業等
(適用拡大前の基準で適用対象となる労働者の数で算定)

500人以下の企業等について、
・民間企業は、労使合意に基づき、適用拡大を可能に
・国・地方公共団体は、適用

- (3) 勤務期間1年以上見込み
→ 実務上の取扱いの現状も踏まえて**撤廃**
(フルタイムの被保険者と同様の2ヶ月超の要件を適用)
※ 2022年10月施行

- (5) 従業員 500人超の企業等
→ **50人超規模**の企業等まで適用範囲を拡大
(2022年10月) 100人超規模の企業等まで適用
(2024年10月) 50人超規模の企業等まで適用

<被用者保険の適用拡大のイメージ>



※ その他(1)(2)(4)の要件は現状維持

被用者保険が適用される個人事業所の非適用業種

【被用者保険の適用事業所】

- ・ 常時1名以上使用される者がいる、法人事業所（A）・・・ **強制適用**
- ・ 常時5名以上使用される者がいる、法定17業種に該当する個人の事業所（B）・・・ **強制適用**
- ・ 上記以外（C）・・・ **強制適用外**（労使合意により任意に適用事業所となることは可能 = **任意包括適用**）

	法人	個人事業主	
		常時5人以上の者を使用する事業所	5人未満の事業所
法定17業種（※）	強制適用事業所 （A）	（B）	
上記以外の業種（非適用業種） 例：農業・林業・漁業、 宿泊業、飲食サービス業 洗濯・理美容・浴場業、娯楽業 デザイン業、警備業、ビルメンテナンス業 政治・経済・文化団体、宗教等	（A）		（C） 任意包括適用

※ 健康保険法3条3項1号及び厚生年金保険法6条1項1号に規定する以下の業種。

- | | |
|---|---|
| ① 物の製造、加工、選別、包装、修理又は解体の事業 | ⑩ 物の保管又は賃貸の事業 |
| ② 土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊、解体又はその準備の事業 | ⑪ 媒介周旋の事業 |
| ③ 鉱物の採掘又は採取の事業 | ⑫ 集金、案内又は広告の事業 |
| ④ 電気又は動力の発生、伝導又は供給の事業 | ⑬ 教育、研究又は調査の事業 |
| ⑤ 貨物又は旅客の運送の事業 | ⑭ 疾病の治療、助産その他医療の事業 |
| ⑥ 貨物積みおろしの事業 | ⑮ 通信又は報道の事業 |
| ⑦ 焼却、清掃又はと殺の事業 | ⑯ 社会福祉法に定める社会福祉事業及び更生保護事業法に定める更生保護事業 |
| ⑧ 物の販売又は配給の事業 | ⑰ 弁護士、公認会計士その他政令で定める者が法令の規定に基づき行うこととされている法律又は会計に係る業務を行う事業 |
| ⑨ 金融又は保険の事業 | |

強制適用事業所 …… 約260万事業所

任意包括適用事業所 …… 約10万事業所

注：適用事業所数は、2023年5月末現在

財政検証について

2004(平成16)年年金制度改革における年金財政のフレームワーク

- 上限を固定した上での保険料の引上げ
(最終保険料(率)は国民年金17,000円(2004年度価格)、厚生年金18.3%)
※産前産後期間の保険料免除による保険料の引上げ100円分含む(国民年金)
- 負担の範囲内で給付水準を自動調整する仕組み(マクロ経済スライド)の導入
- 積立金の活用 (おおむね100年間で財政均衡を図る方式とし、財政均衡期間の終了時に給付費1年分程度の積立金を保有することとし、積立金を活用して後世代の給付に充てる)
- 基礎年金国庫負担の2分の1への引上げ

← 人口や経済の動向

財政検証 →

少なくとも5年ごとに、

- 財政見通しの作成
- 給付水準の自動調整(マクロ経済スライド)の開始・終了年度の見通しの作成
を行い、年金財政の健全性を検証する

→ 次の財政検証までに所得代替率(※)が50%を下回ると見込まれる場合には、給付水準調整の終了その他の措置を講ずるとともに、給付及び負担の在り方について検討を行い、所要の措置を講ずる

※所得代替率… 公的年金の給付水準を示す指標。現役男子の平均手取り収入額に対する年金額の比率により表される。

所得代替率 = (夫婦2人の基礎年金 + 夫の厚生年金) / 現役男子の平均手取り収入額

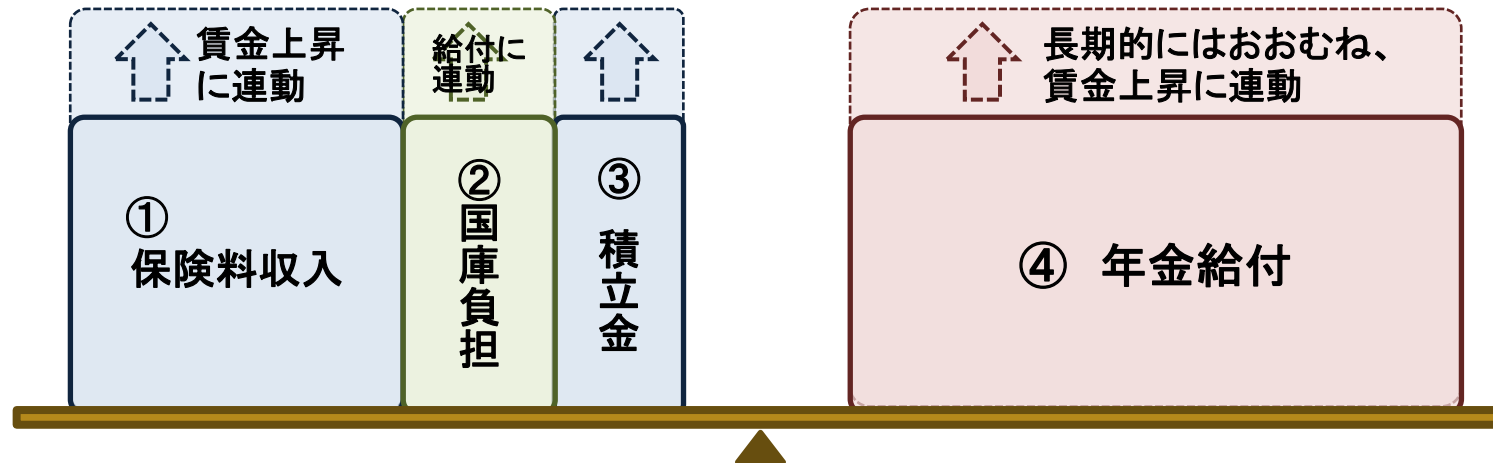
2019年度:	61.7%	13.0万円	9.0万円	35.7万円	23
---------	-------	--------	-------	--------	----

経済変動が年金財政へ与える影響

- 賦課方式を基本とした公的年金は、人口構造の変化による影響を除くと、収入(財源)、支出(給付)ともに賃金水準の変化に応じて変動することとなる。この性質により、激しい経済変動に対しても一定の安定性を確保し、その時々々の賃金水準に応じた年金給付を可能としている。
- したがって、収入、支出の中で賃金上昇に連動しない部分が年金財政に大きな影響を与える。

＜賃金上昇に連動しない部分＞

- ・運用収入のうち運用利回りと賃金上昇率の差 … 実質的な運用利回り(スプレッド)
- ・既裁定年金の物価スライド … 賃金上昇率と物価上昇率の差 (実質賃金上昇率)



※人口構造の変化による影響を除く。

- ① 保険料収入 … 賃金上昇に応じて増加
- ② 国庫負担 … 給付の増加(≒賃金上昇)に応じて増加
- ③ 積立金 … 運用収入に応じて増加
- ④ 年金給付 … 新規裁定年金の賃金スライドにより、おおむね賃金上昇に応じて増加
→ 既裁定年金は物価スライドであるが、年金給付の長期的な動向は賃金上昇に応じて増加

2019 (令和元) 年財政検証結果のポイント

2004 (平成16) 年年金制度改正における年金財政のフレームワーク

少子高齢化が進行する中、将来世代の負担が過重なものとなることを避けるために、将来にわたって保険料水準を固定しつつ、その範囲内で給付を賄えるよう「マクロ経済スライド」により年金の給付水準を調整する仕組みを導入。これにより、長期的な給付と負担のバランスをとりつつ、将来にわたって年金の給付水準を確保。

- ①上限を固定した上での保険料の引上げ（保険料水準の上限： 国民年金17,000円^(※)（2004年度価格）、厚生年金18.3%）
 - ②基礎年金国庫負担の2分の1への引上げ ③積立金の活用（概ね100年間で財政均衡を図る方式とし、積立金を活用して後世代の給付に充当）
- ⇒ 財源の範囲内で給付水準を自動調整する仕組み（マクロ経済スライド）の導入 (※)産前産後期間の保険料免除による保険料の引き上げ100円分含む。

人口や経済の動向

財政検証

- 少なくとも5年ごとに、
- 財政見通しの作成
 - マクロ経済スライドの開始・終了年度の見通しの作成
- を行い、年金財政の健全性を検証する

→ 次の財政検証までに所得代替率が50%を下回ると見込まれる場合には、給付水準調整の終了その他の措置を講ずるとともに、給付及び負担の在り方について検討を行い、所要の措置を講ずる

2019 (令和元) 年財政検証結果のポイント <新しい将来推計人口と幅広い経済前提の設定に基づき試算。また、オプション試算も実施>

- ①経済成長と労働参加が進むケース（ケースⅠ～Ⅲ）では、
- ・マクロ経済スライド終了時に、**所得代替率は50%以上を維持**
 - ・マクロ経済スライド調整期間において、新規裁定時の年金額は、**モデル年金ベースでは物価上昇分を割り引いても増加**

- ②経済成長と労働参加が一定程度進むケース（ケースⅣ・Ⅴ）では、
- ・2040年代半ばに所得代替率50%に到達する。
(その後も機械的に調整した場合、マクロ経済スライド終了時に、所得代替率は40%台半ば)
 - ・マクロ経済スライド調整期間において、新規裁定時の年金額は、モデル年金ベースでは物価上昇分を割り引いても概ね横ばいないし微減

※ 経済成長と労働参加が進まないケースⅥでは、機械的に調整した場合、2052年度に国民年金の積立金が無くなり、完全賦課方式に移行。ただし、ケースⅦは、長期にわたり実質経済成長率▲0.5%が続く設定であり、年金制度のみならず、日本の経済・社会システムに幅広く悪影響が生じ、回避努力が必要。

⇒ **経済成長と労働参加を促進することが、年金の水準確保のためにも重要**

オプション試算A（被用者保険の更なる適用拡大）
・適用拡大を125万人、325万人、1,050万人の3つのケースで試算

⇒ **適用拡大は、所得代替率や、基礎年金の水準確保に効果が大きい。**

オプション試算B（保険料拠出期間の延長と受給開始時期の選択）

- ・基礎年金の加入期間の延長
- ・在職老齢年金の見直し
- ・厚生年金の加入年齢の上限の引上げ
- ・就労延長と受給開始時期の選択肢の拡大について試算

⇒ **就労期間・加入期間を延長することや、繰下げ受給を選択することは、年金の水準確保に効果が大きい。**

給付水準の調整終了年度と最終的な所得代替率の見通し(2019(令和元)年財政検証)

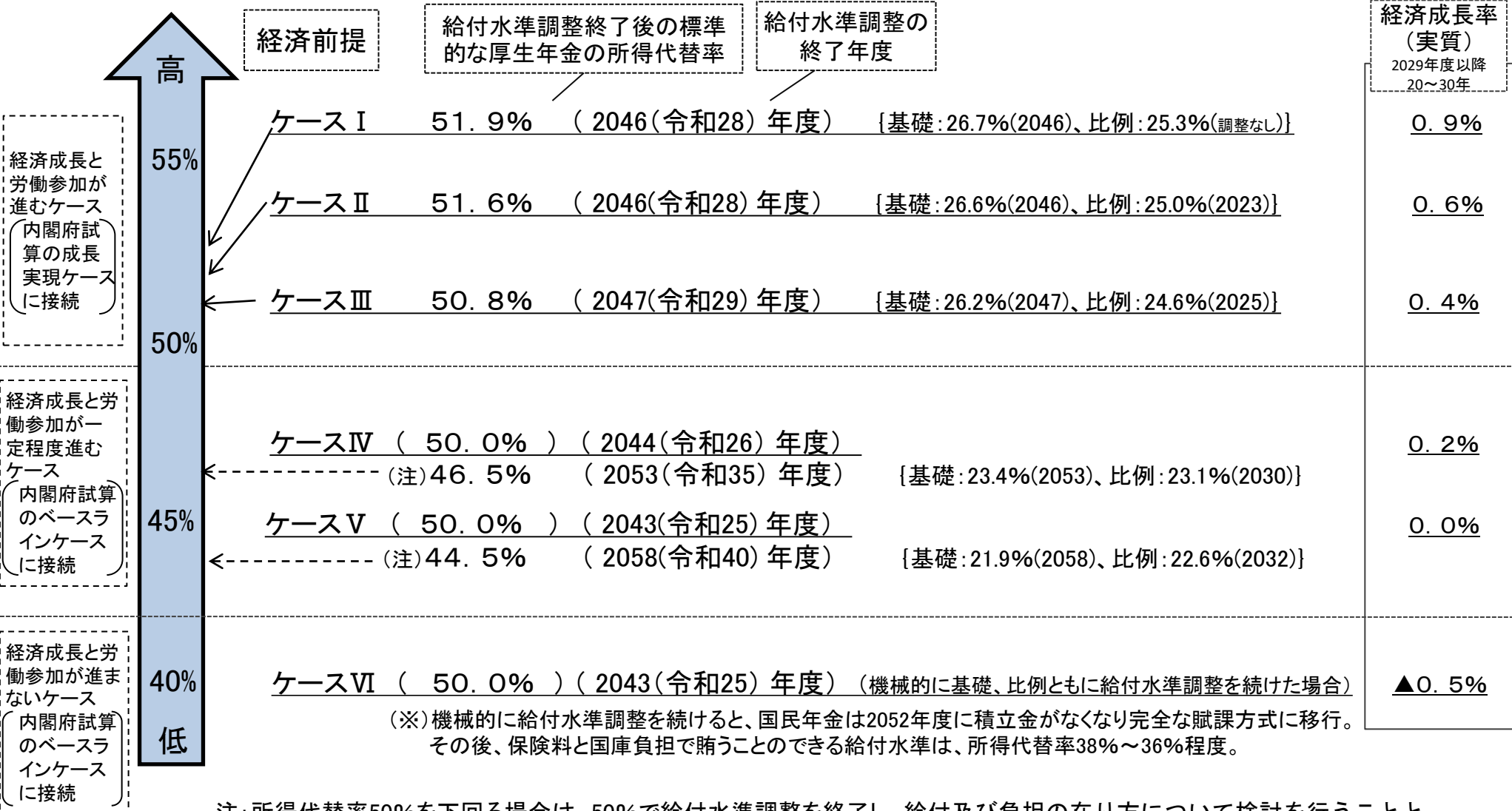
－ 幅広い複数ケースの経済前提における見通し(人口の前提:出生中位、死亡中位) －

※ 所得代替率 … 公的年金の給付水準を示す指標。現役男子の平均手取り収入額に対する年金額の比率により表される。

$$\text{所得代替率} = (\text{夫婦2人の基礎年金} + \text{夫の厚生年金}) / \text{現役男子の平均手取り収入額}$$

2019年度: 61.7% 13.0万円 9.0万円 35.7万円

所得代替率



注: 所得代替率50%を下回る場合は、50%で給付水準調整を終了し、給付及び負担の在り方について検討を行うこととされているが、仮に、財政のバランスが取れるまで機械的に給付水準調整を進めた場合。

2019(令和元)年財政検証の結果について < 経済:ケースⅢ 人口:中位 >

- マクロ経済スライドによる調整は『基礎年金で2047(令和29)年度』、『厚生年金で2025(令和7)年度』で終了し、それ以後、『所得代替率50.8%』が維持される。
- 一方、マクロ経済スライドによる調整期間において、新規裁定時の年金額は、賃金の上昇によってモデル年金ベースでは物価上昇分を割り引いても増加。

【経済(ケースⅢ)】

・物価上昇率	1.2%
・賃金上昇率(実質<対物価>)	1.1%
・運用利回り(実質<対物価>)	2.8%
(参考)経済成長率(実質)	0.4%

【人口(中位)】

・合計特殊出生率(2065)	1.44				
・平均寿命(2065)	<table border="0"> <tr> <td>男</td> <td>84.95歳</td> </tr> <tr> <td>女</td> <td>91.35歳</td> </tr> </table>	男	84.95歳	女	91.35歳
男	84.95歳				
女	91.35歳				

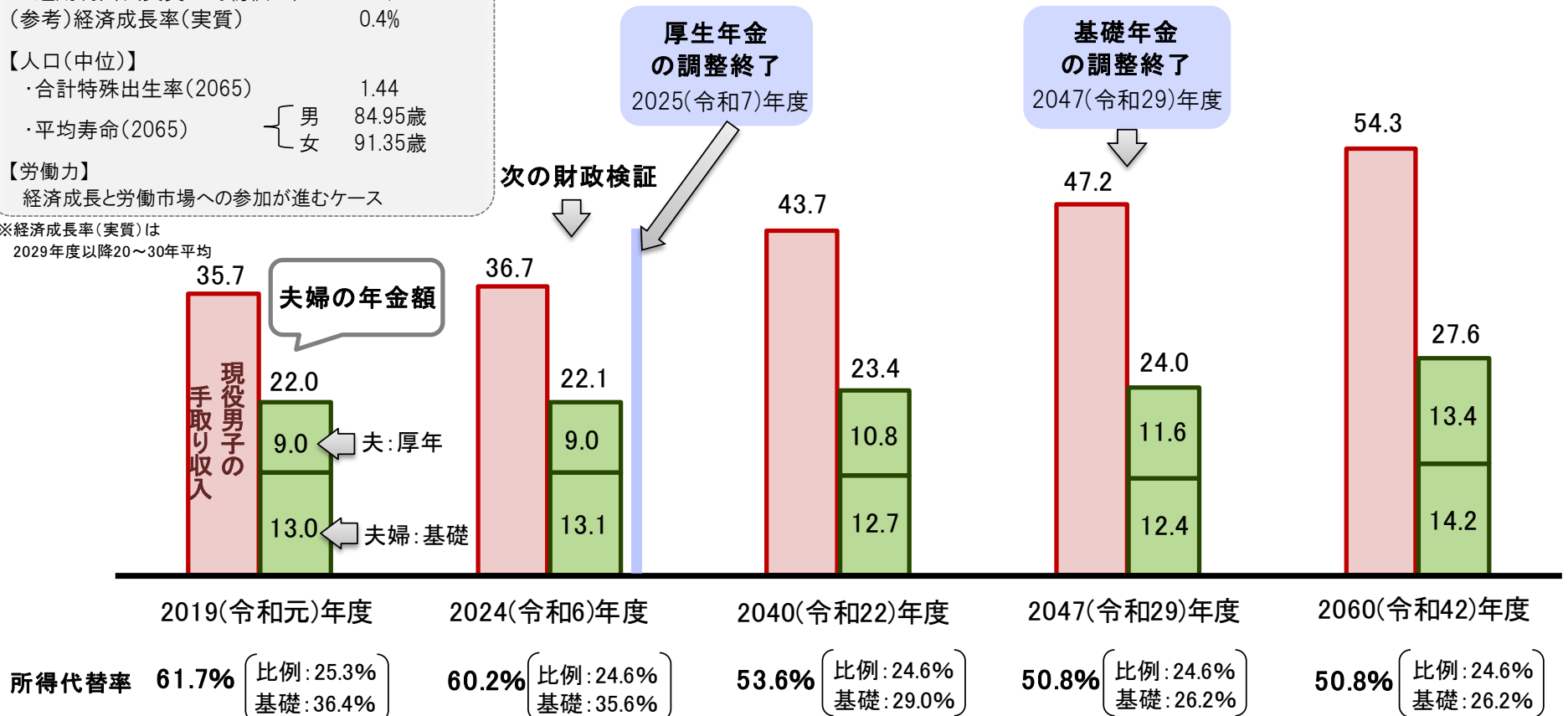
【労働力】

経済成長と労働市場への参加が進むケース

※経済成長率(実質)は
2029年度以降20~30年平均

単位:万円(月額)

※ 年金額は物価上昇率で2019(令和元)年度に割り戻した実質額



※ 上の図は、新規裁定者の年金について表したものの。

既裁定者の年金額は物価で改定されるため、物価上昇率<名目賃金上昇率となる場合は、そのときどきの現役世代の所得に対する比率は下がっていく。

2019(令和元)年財政検証の結果について <経済:ケースV 人口:中位>

- マクロ経済スライドによる調整で2043(令和25)年度に所得代替率50%に到達する。仮に、その後も機械的にマクロ経済スライドの適用を続けて財政を均衡させた場合、マクロ経済スライドによる調整は『基礎年金で2058(令和40)年度』、『厚生年金で2032(令和14)年度』で終了し、『所得代替率44.5%』になる。
- 一方、所得代替率が50%に到達する2043(令和25)年度までの新規裁定時の年金額は、賃金の上昇によってモデル年金ベースでは物価上昇分を割り引いて微減。

【経済(ケースV)】

・物価上昇率	0.8%
・賃金上昇率(実質<対物価>)	0.8%
・運用利回り(実質<対物価>)	2.0%
(参考)経済成長率(実質)	0.0%

【人口(中位)】

・合計特殊出生率(2065)	1.44
・平均寿命(2065)	男 84.95歳 女 91.35歳

【労働力】

経済成長と労働市場への参加が一定程度進むケース

※経済成長率(実質)は
2029年度以降20~30年平均

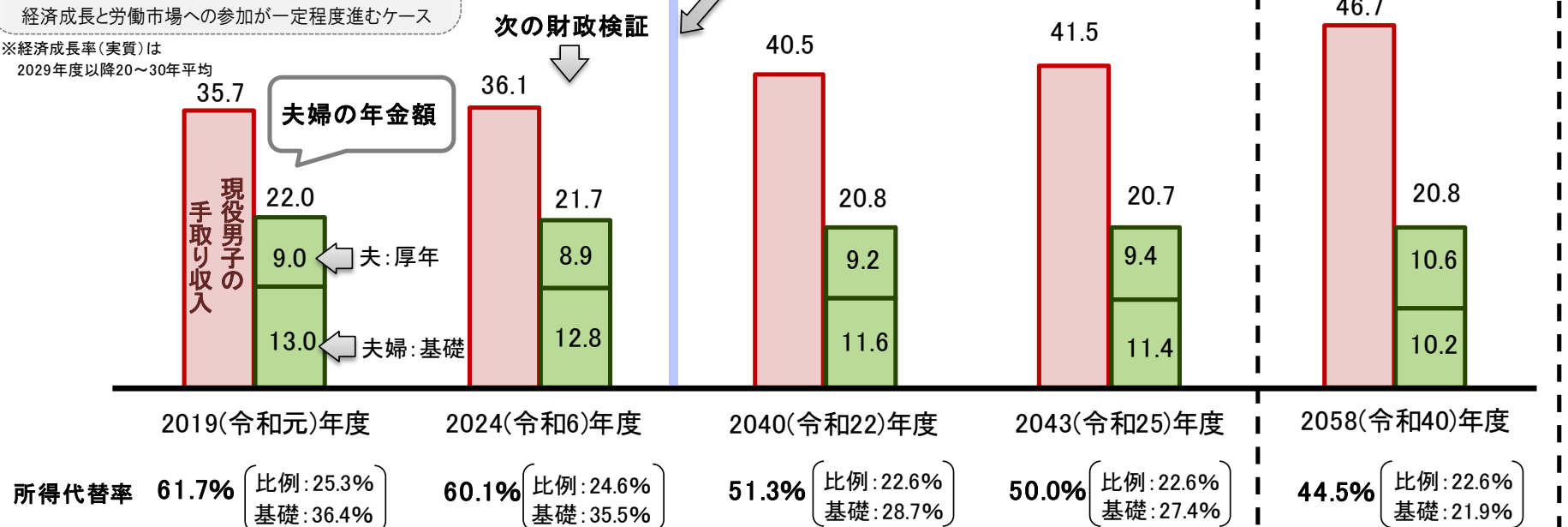
単位:万円(月額)

※ 年金額は物価上昇率で2019(令和元)年度に割り戻した実質額

基礎年金の調整終了

2058(令和40)年度

(仮に、財政のバランスが取れるまで機械的に給付水準調整を進めた場合)



※ 上の図は、新規裁定者の年金について表したものを。

既裁定者の年金額は物価で改定されるため、物価上昇率<名目賃金上昇率となる場合は、そのときどきの現役世代の所得に対する比率は下がっていく。

所得代替率と給付水準調整期間の見通し

現行制度(法改正後)： 2019(令和元)年財政検証に、2020(令和2)年年金改正法を反映したもの

追加試算①： 基礎・比例のマクロ経済スライドの調整期間を一致させた場合

追加試算②： ①の調整期間一致に加え、基礎年金を45年加入(20～64歳)とし、延長期間(60～64歳)に係る給付に2分の1国庫負担がある場合

追加試算③： ①の調整期間一致に加え、基礎年金を45年加入(20～64歳)とし、延長期間(60～64歳)に係る給付に国庫負担がなく、全て保険料財源で賄う場合

※ 基礎・比例のマクロ経済スライドの調整期間を一致させるために必要となる基礎年金拠出金の仕組みの見直しについては、具体的な前提をおいていないが、どのように見直した場合でもマクロ経済スライドの調整期間を一致させた場合の給付と負担への影響は同じとなる。

2019年度

現行制度(法改正後)
(40年加入)

追加試算①
調整期間一致
(40年加入)

追加試算②
調整期間一致
+45年加入(国庫あり)

追加試算③
調整期間一致
+45年加入(国庫なし)

給付水準調整終了後の
所得代替率

給付水準調整
の終了年度

ケースⅢ

51.0% (2046)
[比例: 24.5% (2025)
基礎: 26.5% (2046)]



55.6% (2033)
[比例: 22.6% (2033)
基礎: 32.9% (2033)]

62.5% (2033)

[比例: 25.4% (2033)
基礎: 37.0% (2033)]

60.5% (2035)

[比例: 24.6% (2035)
基礎: 35.8% (2035)]

うち40年分
55.5% [比例: 22.6%
基礎: 32.9%]

うち40年分
53.7% [比例: 21.9%
基礎: 31.9%]

ケースⅤ

44.7% (2057)
[比例: 22.5% (2032)
基礎: 22.2% (2057)]



50.0% (2039)
[比例: 20.3% (2039)
基礎: 29.6% (2039)]

56.2% (2039)

[比例: 22.9% (2039)
基礎: 33.3% (2039)]

53.8% (2042)

[比例: 21.9% (2042)
基礎: 31.9% (2042)]

うち40年分
49.9% [比例: 20.3%
基礎: 29.6%]

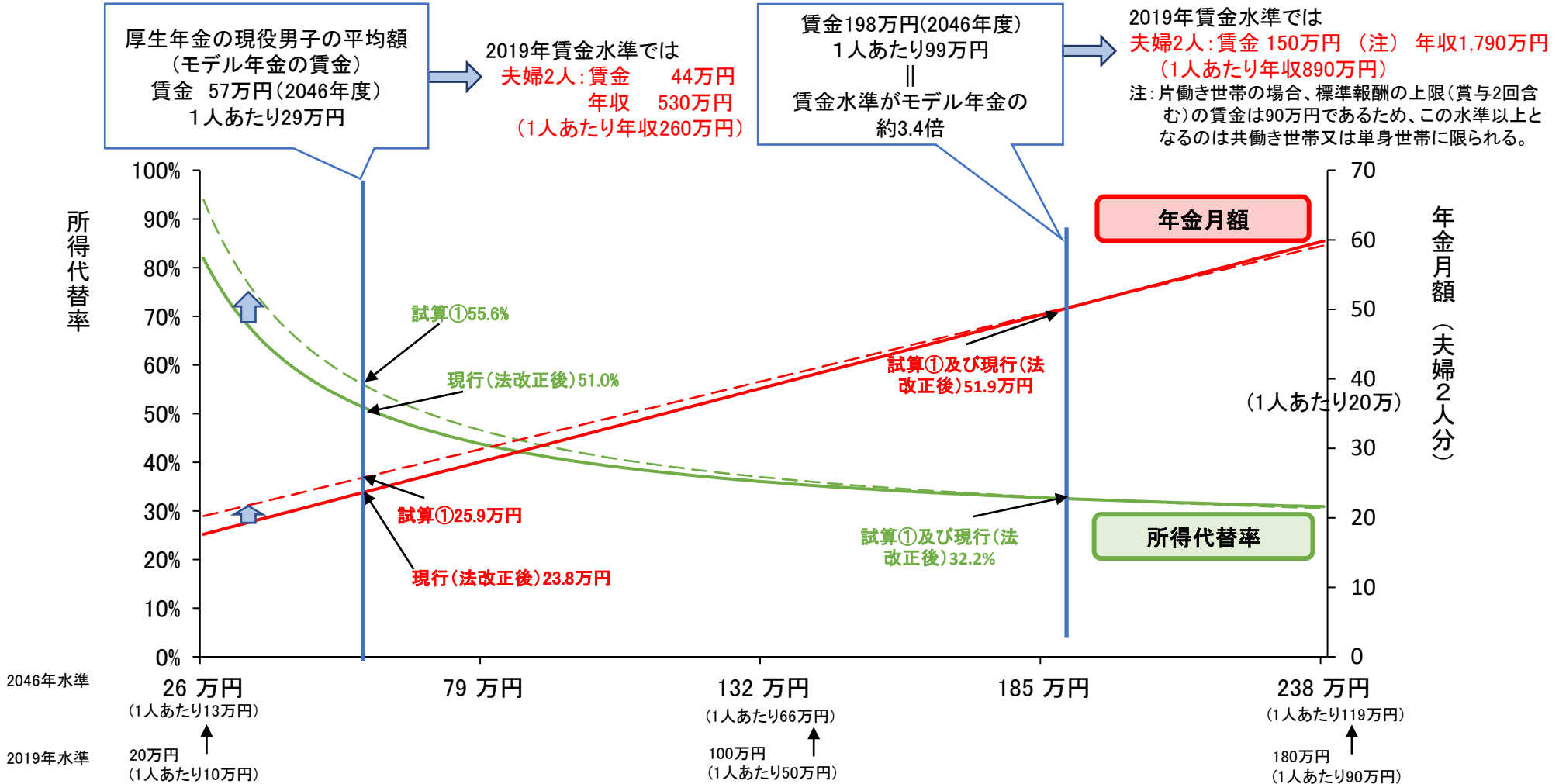
うち40年分
47.8% [比例: 19.5%
基礎: 28.4%]

注: 人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位)

賃金水準別に見た所得代替率への影響 【追加試算①：基礎・比例の調整期間一致(40年加入)】

○ 拠出期間が40年の場合、賃金水準が**モデル年金の約3.4倍未満の世帯**で所得代替率が上昇。

○2046(令和28)年度 ケースⅢ



注1 マクロ経済スライドによる給付水準調整後の新規裁定者の年金月額(物価で2019年度に割り戻した実質額)である。

注2 可処分所得割合を0.814として所得代替率を計算している。

注3 2046年水準の年金月額及び賃金は、物価上昇率で2019年度時点に割り戻した実質額である。

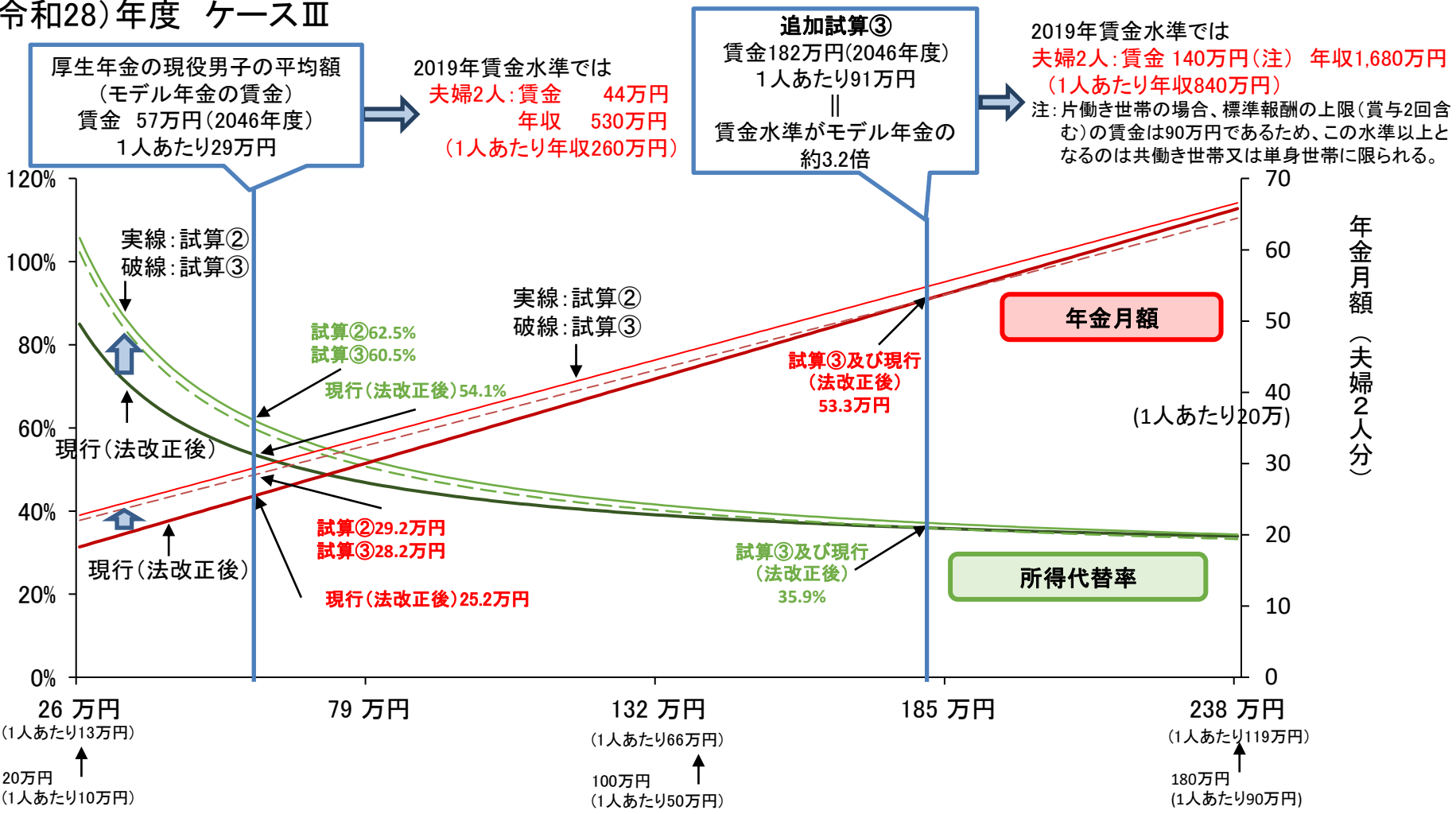
注4 基礎年金、厚生年金の拠出期間は40年としている。

賃金水準別に見た所得代替率への影響

【追加試算②：基礎・比例の調整期間一致+45年加入(延長分に国庫あり)】
 【追加試算③：基礎・比例の調整期間一致+45年加入(延長分に国庫なし)】

拠出期間を45年にした場合、
 ○追加試算②については、**すべての世帯**で所得代替率が上昇
 ○追加試算③については、賃金水準が**モデル年金の約3.2倍未満の世帯**で所得代替率が上昇

○2046(令和28)年度 ケースⅢ



注1 マクロ経済スライドによる給付水準調整後の新規裁定者の年金月額(物価で2019年度に割り戻した実質額)である。
 注2 可処分所得割合を0.814として所得代替率を計算している。
 注3 2046年水準の年金月額及び賃金は、物価上昇率で2019年度時点に割り戻した実質額である。
 注4 標準報酬の上限は賞与が2回であると仮定して設定している。
 注5 基礎年金の拠出期間は、現行制度(法改正後)では40年、追加試算②・③では45年とし、厚生年金の拠出期間はいずれも45年としている。

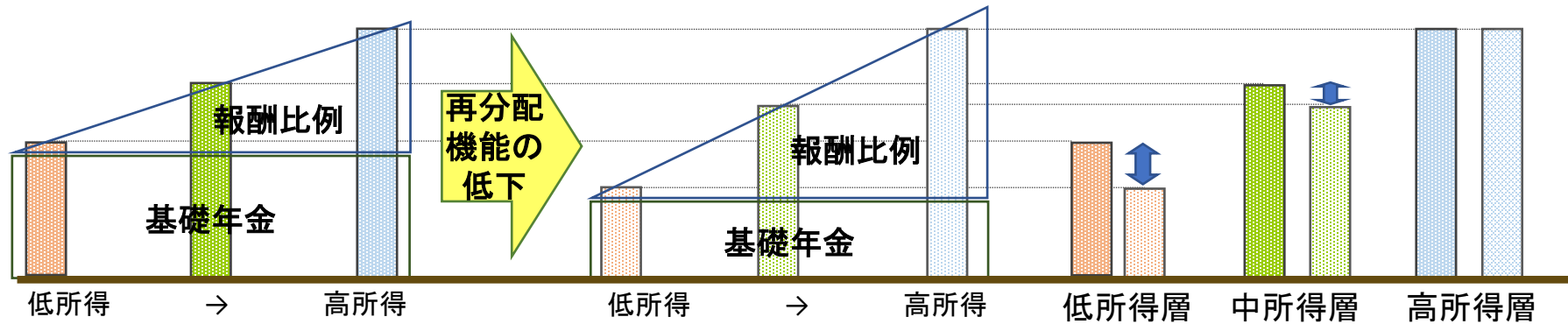
基礎年金と報酬比例のマクロ経済スライド調整期間の一致による効果

基礎年金と報酬比例の調整期間を一致させ、基礎年金水準を維持することは、次の効果を有する。

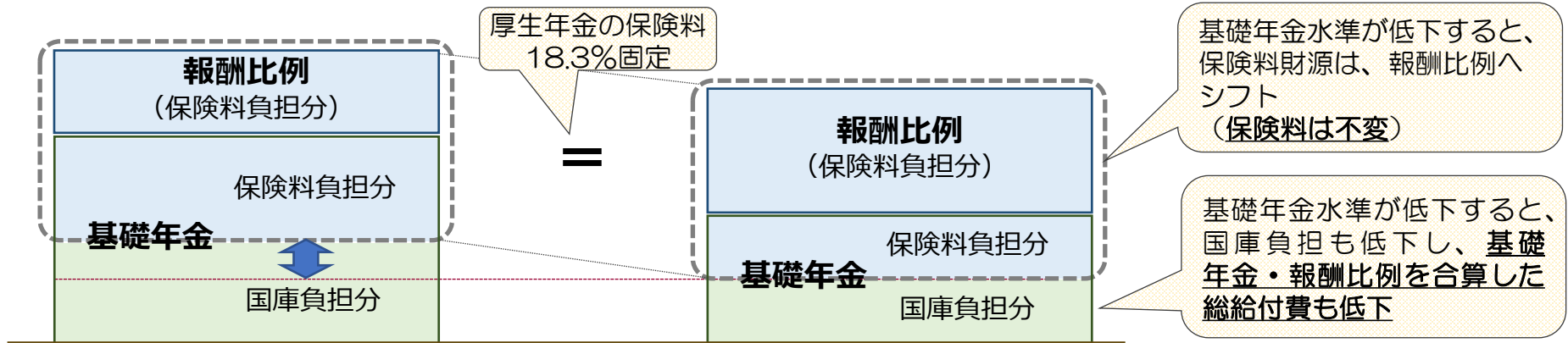
- ① 厚生年金の所得再分配機能の低下の防止（低中所得層の年金水準の低下を防止）
- ② 保険料固定方式の下での総給付費の低下の防止（基礎年金水準の低下に伴う国庫負担の低下の防止）

① 厚生年金の所得再分配機能の低下の防止

- 基礎年金水準の低下の防止により、厚生年金の所得再分配機能の低下を防ぎ、低中所得層の年金水準の低下を防ぐ
- 基礎年金水準の低下に伴う国庫負担の低下の防止により、給付原資の全体の縮小を防ぎ、ほぼ全ての層で年金水準の低下を防ぐ



② 保険料固定方式の下での総給付費の低下の防止



マクロ経済スライドの仕組み

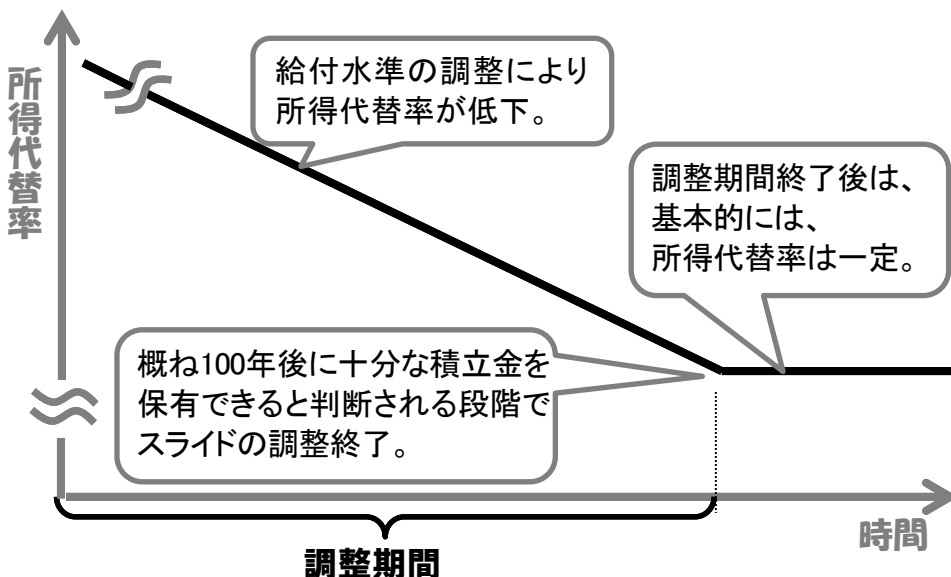
- スライドの自動調整を行う調整期間中は、現役男子被保険者の平均手取り収入に対する厚生年金の標準的な年金額の割合(所得代替率)は低下していく。調整期間の終了後は、原則、一定となる。
- 現行のマクロ経済スライドの自動調整は『名目下限額』を下回らない範囲で行うものとされている。

【所得代替率について】

$$\text{所得代替率} = \frac{\text{厚生年金の標準的な年金額}}{\text{被保険者の平均手取り収入}}$$

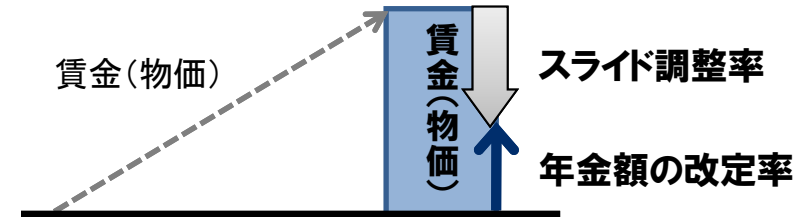
賃金上昇率－スライド調整率(※)で変動 (調整期間中)
 賃金上昇率で変動

<スライドの自動調整と所得代替率>

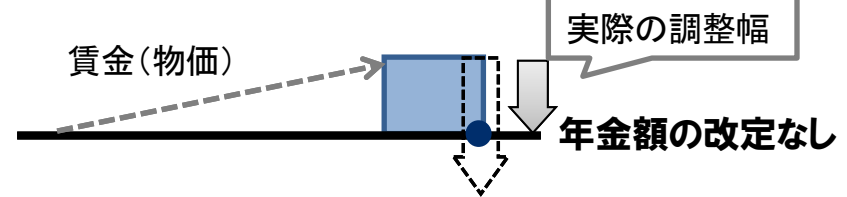


【名目下限について】

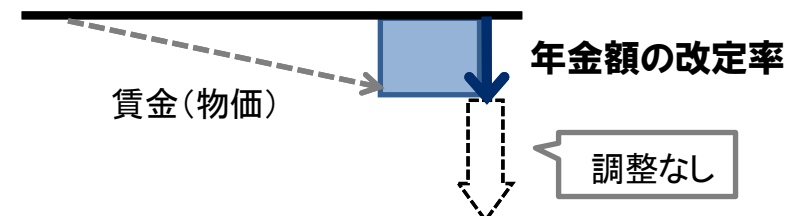
<ある程度、賃金・物価が上昇した場合>



<賃金・物価の伸びが小さい場合>



<賃金・物価が下落した場合>



(※) スライド調整率 = 公的年金全体の被保険者の減少率(直近3か年度の実績値の平均値) + 平均余命の伸びを勘案した一定率(0.3%)

令和5年度の年金額の改定(スライド)について

- 年金額は、賃金や物価の変動に応じて毎年度改定を行う仕組みとなっている。名目賃金変動率が物価変動率を上回る場合は、新規裁定者(67歳以下)は名目賃金変動率を、既裁定者(68歳以上)は物価変動率を用いて改定する。
- この結果、令和5年度の年金額は、新規裁定者(昭和31年4月2日以後に生まれた方)は令和4年度から+2.2%の増額改定となり、既裁定者(昭和31年4月1日以前に生まれた方)は令和4年度から+1.9%の増額改定となる。

(1) 物価変動率・賃金変動率

前年の消費者物価指数(CPI)の変動率

↓ **【+2.5%】** (令和4年)

物価変動率

【+2.5%】 (令和4年)

2~4年度前(直近3年度平均)の實質賃金変動率

+ **【+0.3%】** (令和元~令和3年度平均実績値)

前年の消費者物価指数(CPI)の変動率

↓ **【+2.5%】** (令和4年)

名目賃金変動率

【+2.8%】

(2) マクロ経済スライドによる調整 **【▲0.6%】**

【▲0.6%】 = 令和5年度のマクロ経済スライド調整率(▲0.3%)

+
キャリアオーバー分による調整 { 令和4年度のマクロ経済スライド調整率(▲0.2%)
+
令和3年度のマクロ経済スライド調整率(▲0.1%)

既裁定者
(68歳以上)

年金額改定率 **【+1.9%】**

新規裁定者
(67歳以下)

年金額改定率 **【+2.2%】**

賃金変動率と物価変動率の推移

改定年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
物価変動率	0.0%	▲0.3%	0.3%	0.0%	1.4%	▲1.4%	▲0.7%	▲0.3%	0.0%	0.4%
賃金変動率	0.3% ※1	▲0.4% ※1 ※2	0.0%	▲0.4%	0.9%	▲2.6%	▲2.2%	▲1.6%	▲0.6%	0.3%
年金額改定率	0.0%	▲0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	▲0.4%	▲0.3%	0.0% (▲1.0%) ※3	▲0.7%

改定年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
物価変動率	2.7%	0.8%	▲0.1%	0.5%	1.0%	0.5%	0.0%	▲0.2%	2.5%
賃金変動率	2.3%	▲0.2%	▲1.1%	▲0.4%	0.6%	0.3%	▲0.1%	▲0.4%	2.8%
年金額改定率	0.9% ※4	0.0%	▲0.1%	0.0%	0.1% ※5	0.2% ※6	▲0.1%	▲0.4%	新 2.2%※7 既 1.9%※8

※1 平成17年度・18年度の基礎年金の「実質手取り賃金変動率」は、16年改正法附則11条に基づき0.0%とされていることから、年金額改定に用いる賃金改定率は、平成17年度0.0%・18年度▲0.3%となる。

※2 物価改定率と賃金改定率を比較して低い方を網掛けにしている。

※3 平成25年度は、特例水準解消のため、10月に▲1.0%の改定が行われた。

※4 平成27年度の改定率は、賃金変動率(2.3%)から特例水準の解消分(▲0.5%)とマクロ経済スライド調整率(▲0.9%)を差し引いて0.9%。

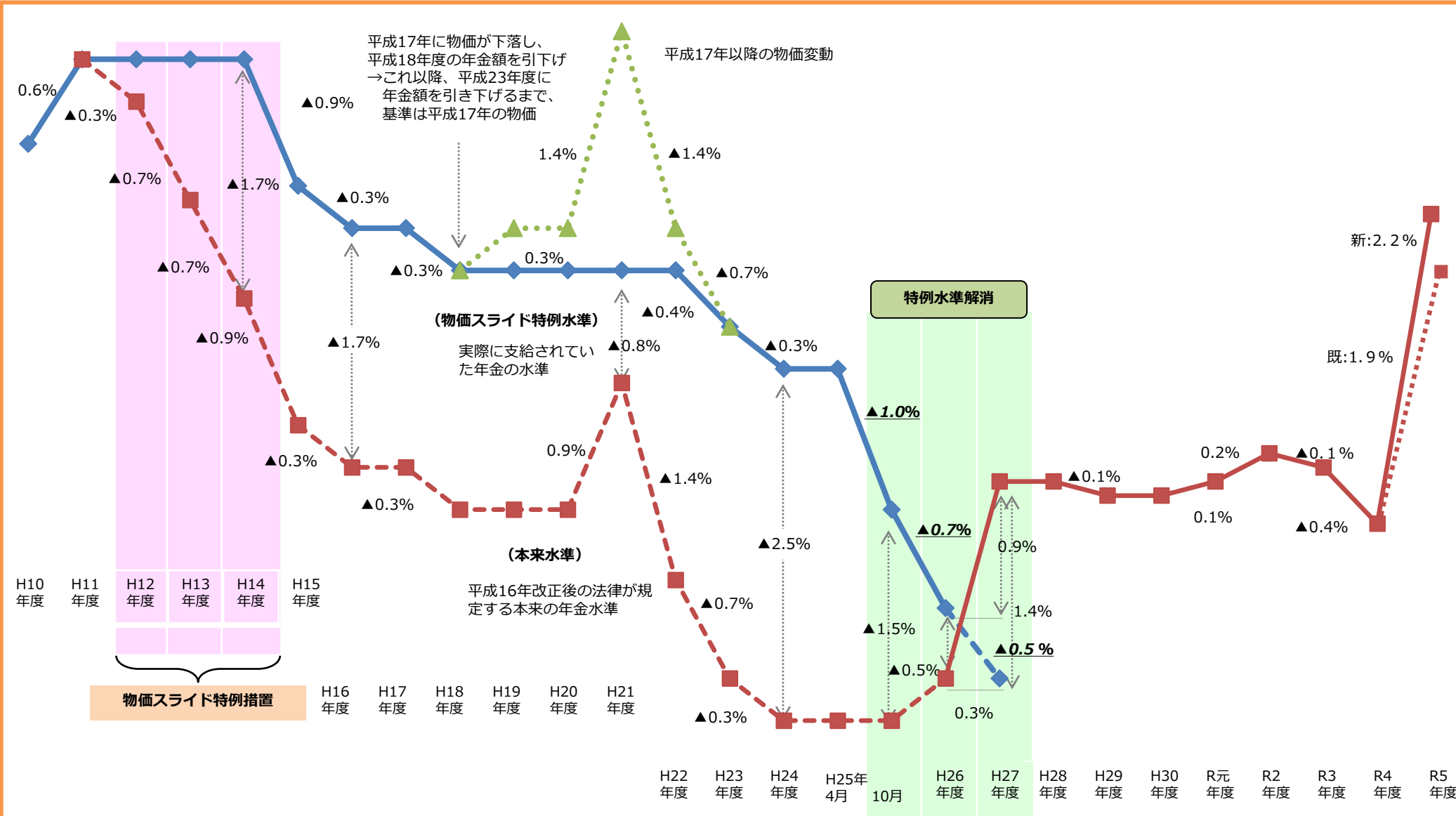
※5 令和元年度の改定率は、賃金変動率(0.6%)からマクロ経済スライド調整率(▲0.2%)と平成30年度に発生したマクロ経済スライドの未調整分(▲0.3%)を差し引いて0.1%。

※6 令和2年度の改定率は、賃金変動率(0.3%)からマクロ経済スライド調整率(▲0.1%)を差し引いて0.2%。

※7 令和5年度の新規裁定者の改定率は、賃金変動率(2.8%)からマクロ経済スライド調整率(▲0.3%)と令和3・4年度に発生したマクロ経済スライドの未調整分(▲0.3%)を差し引いて2.2%。

※8 令和5年度の既裁定者の改定率は、物価変動率(2.5%)からマクロ経済スライド調整率(▲0.3%)と令和3・4年度に発生したマクロ経済スライドの未調整分(▲0.3%)を差し引いて1.9%。

年金額改定の推移



(注) 平成26年度までは、過去、物価下落時に年金額を据え置いた（物価スライド特例措置）経緯から、特例的に本来よりも高い金額（特例水準）が支払われていたが、平成27年度に特例水準が解消。（H25.10.▲1.0%、H26.4.▲1.0%、H27.4.▲0.5%）
 なお、特例水準の年金額は、物価が上昇しても据え置く一方、物価が直近の年金額改定の基となる水準を下回った場合に、その分だけ引き下げるというルール。

◎令和5年度の年金額(新規裁定者の年金額。上段は月額・下段は年額。)

		令和4年度	令和5年度
基礎年金 (満額1人分)	(月額)	64,816円	66,250円 (+1,434円)
	(年額)	777,800円	795,000円 (+17,200円)
モデル年金 (夫婦2人分)	(月額)	219,593円	224,482円 (+4,889円)
	(年額)	2,635,140円	2,693,786円 (+58,646円)

※令和5年度の既裁定者の基礎年金額(満額1人分)は、月額66,050円(+1,234円)、年額792,600円(+14,800円)となる。

◎令和6年度の国民年金保険料額

※国民年金保険料は、平成16年度水準で月額17,000円と法定されているが、実際の保険料額は、名目賃金変動率を用いて毎年改定した額となる。

※国民年金保険料は、2年分をまとめて前納できる制度があるため、翌々年度(令和6年度)の保険料額を決める必要がある。

※令和4年度の国民年金保険料額は、月額16,590円。

令和5年度(月額)	令和6年度(月額)
16,520円	16,980円 (+460円)

在職老齢年金制度の概要

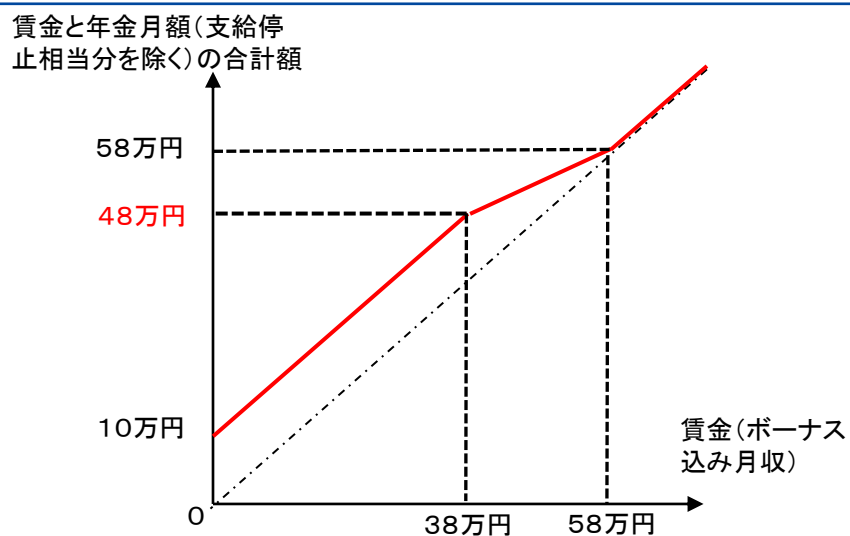
- 厚生年金の適用事業所で就労し、一定以上の賃金を得ている60歳以上の厚生年金受給者を対象に、原則として被保険者として保険料負担を求めるとともに、年金支給を停止する仕組み。

賃金 + 老齢厚生年金 > 48万円 (令和5年度)

➡ 賃金上昇額の1/2相当の厚生年金保険給付を支給停止

- ・ これに加えて、70歳未満の方は厚生年金保険料を負担。
- ・ 70歳以降は厚生年金被保険者とならないため保険料負担はなし。
- ・ 「48万円」は、現役男子被保険者の平均月収（ボーナスを含む。）を基準として設定。

支給額のイメージ (令和5年度・老齢厚生年金が月額10万円の場合)



令和2年年金制度改正法における在職老齢年金制度の見直し

【見直し内容】(令和4(2022)年4月施行)

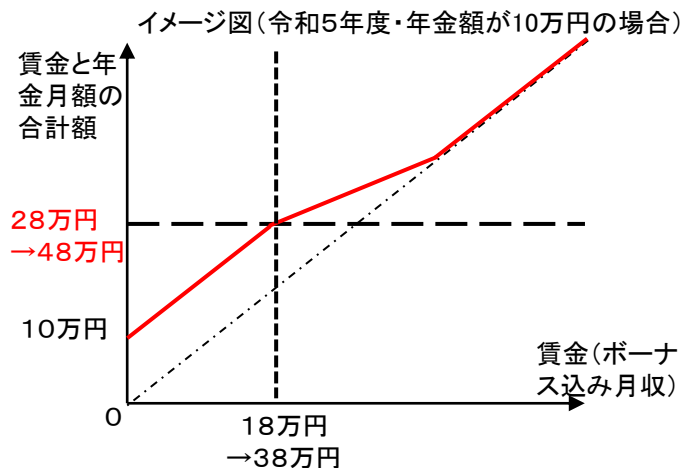
60～64歳の在職老齢年金制度(低在老)※1について、

- ・ 就労に与える影響が一定程度確認されている
- ・ 2030年度まで支給開始年齢の引上げが続く女性の就労を支援する
- ・ 制度を分かりやすくする

といった観点から、支給停止の基準額を**28万円**から、**現行の65歳以上の在職老齢年金制度(高在老)と同じ「47万円※2」**に引き上げる。

※1 60歳代前半に支給される特別支給の老齢厚生年金は、男性は2025年度まで女性に2030年度までの経過制度であるため、見直しによる長期的な財政影響は極めて軽微。

※2 名目賃金変動率に従い改定される。令和5年度は48万円となっている。



【60～64歳の在職老齢年金制度(低在老)】(基準額及び対象者数・額は令和元(2019)年度末推計における令和4(2022)年度末のもの) ※対象者数には第2～4号厚生年金被保険者期間のみの者は含まれていないが、対象額には含まれている。

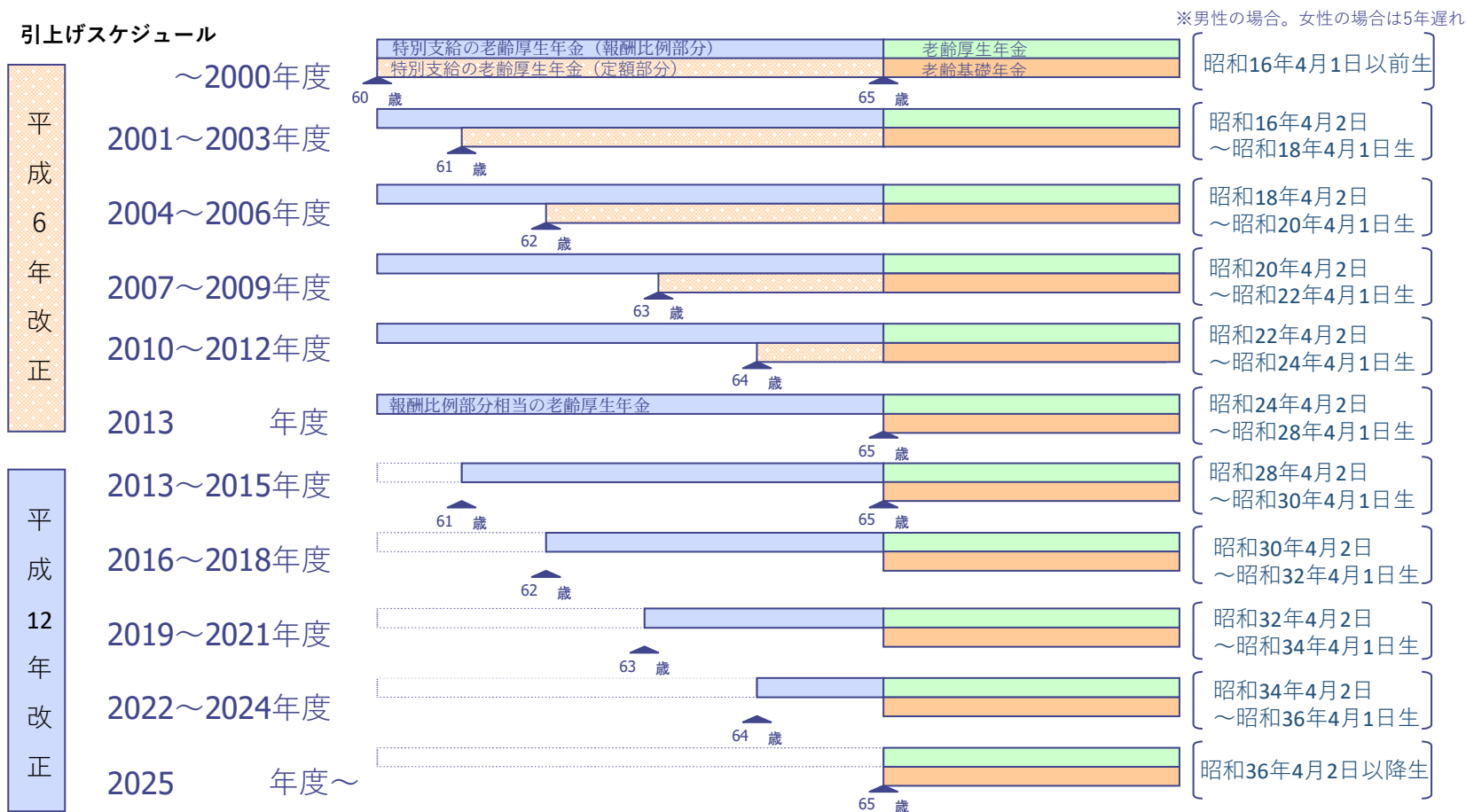
	見直し内容・考え方	支給停止対象者数	うち全額支給停止の対象者数	支給停止対象額
改正前	基準額は28万円 ・ 夫婦2人の標準的な年金額相当を基準として設定。 2000年改正当時のモデル年金額に、2003年度からの総報酬制の施行を勘案して2004年度に設定。	約37万人 (在職受給権者の51%)	約16万人 (約22%)	約2,600億円
改正後	基準額を47万円に引上げ ・ 現役男子被保険者の平均月収(ボーナスを含む。)を基準として設定。(高在老と同じ)	約11万人 (在職受給権者の15%)	約5万人 (約7%)	約1,000億円

【65歳以上の在職老齢年金制度(高在老)】(基準額及び対象者数・額は平成30(2018)年度末のもの) ※対象者数には第2～4号厚生年金被保険者期間のみの者は含まれていないが、対象額には含まれている。

	考え方	支給停止対象者数	うち全額支給停止の対象者数	支給停止対象額
現行	基準額は47万円 ・ 現役男子被保険者の平均月収(ボーナスを含む。)を基準として設定。 1998年度末の現役男子被保険者の平均月収(ボーナスを含まない)に、2003年度からの総報酬制の施行を勘案して2004年度に設定。 (法律上は2004年度価格で「48万円」。)	約41万人 (在職受給権者の17%)	約20万人 (約8%)	約4,100億円

平成6・12年改正による支給開始年齢引上げのスケジュール(老齢厚生年金)

- 老齢厚生年金の支給開始年齢については、
 - ・「定額部分」は、2001年度から2013年度までかけて、60歳から65歳に既に引き上がっており、
 - ・「報酬比例部分」は、2013年度から2025年度までかけて、段階的に65歳に引き上げられる。
(女性の引上げスケジュールは5年遅れ)。



※1 2020年度に60歳に到達する昭和35年（1960年）4月2日以降生まれの女性については、年金支給は62歳に到達する2022年度の4月2日以降となる。

※2 高年齢者雇用確保措置については、2013年4月以降、定年後の雇用の希望者全員が継続雇用制度の対象となることとなった。（厚生年金（報酬比例部分）の受給開始年齢に到達した以降の者を対象に基準を利用できる経過措置あり。）

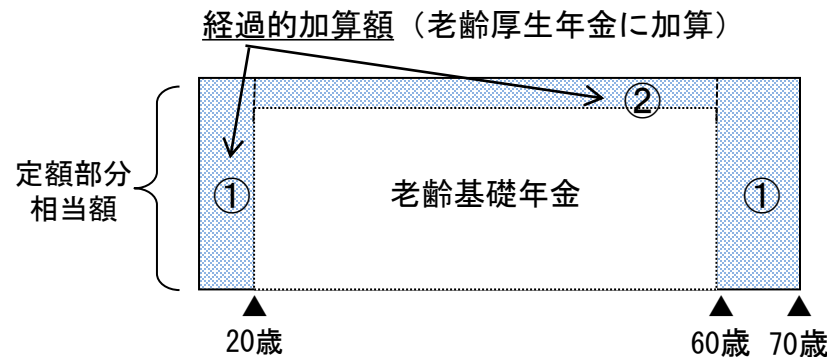
経過的加算について

老齢給付の定額部分に相当する給付と老齢基礎年金額の差額分を老齢厚生年金に加算して支給するもの。
 (基礎年金を導入した昭和60年改正の経過措置)

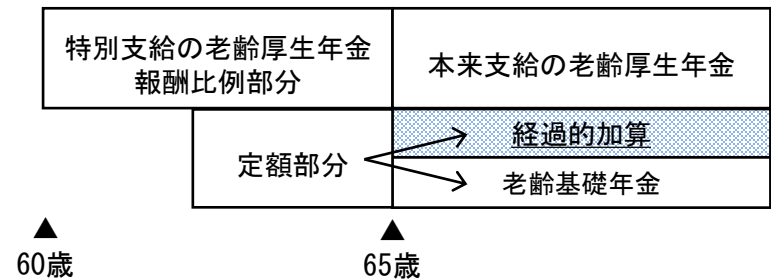
考え方

- ① 老齢基礎年金の額計算の基礎とならない「20歳前及び60歳以上の厚生年金保険の被保険者期間」に対応する定額部分相当額を老齢厚生年金に加算する。
- ② 定額部分の単価を逡減させている経過期間中、老齢基礎年金に切り替わる65歳時点で年金額が下がることのないよう、定額部分と老齢基礎年金額の差額分を老齢厚生年金に加算する。

<加算のイメージ>



<考え方②のイメージ>



計算式

$$\text{経過的加算額} = \text{イ (定額部分)} - \text{ロ (厚年加入期間に係る基礎年金部分)}$$

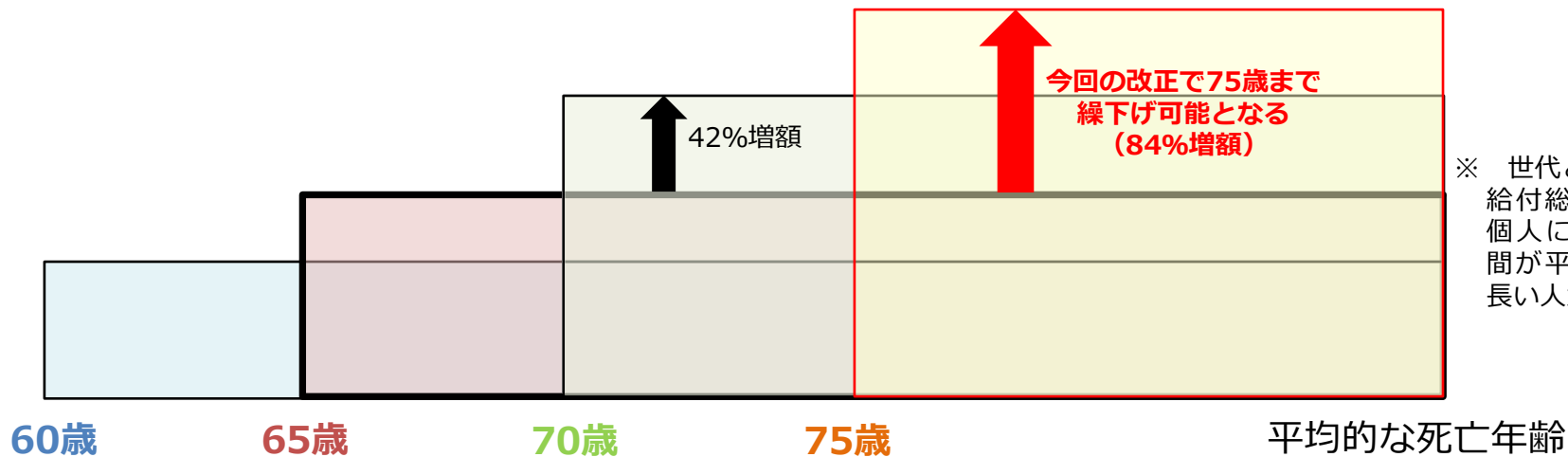
イ: 1,628円 × 改定率 × 厚生年金保険の被保険者期間の月数(最大で480月)
 (定額部分の単価)

ロ: 780,900円 × 改定率 × $\frac{20\text{歳以上}60\text{歳未満の厚生年金保険の被保険者期間の月数}}{480\text{月}}$
 (基礎年金満額)

受給開始時期(繰上げ・繰下げ受給制度)の選択肢の拡大について

- 公的年金の受給開始時期は、原則として、個人が60歳から70歳の間で自由に選ぶことができる。65歳より早く受給を開始した場合(繰上げ受給)には、年金月額が減額(最大30%減額)となる一方、65歳より後に受給を開始した場合(繰下げ受給)には、年金月額が増額(最大42%増額)となる。
- 今回の改正で、この受給開始時期の上限を、**70歳から75歳に引き上げる**。75歳から受給を開始した場合には、年金月額は84%増額となる。(令和4年4月施行)

- ※ 繰上げによる減額率・繰下げによる増額率については、選択された受給開始時期にかかわらず年金財政上中立となるよう設定されている。
- ※ 繰下げについては、66歳到達以降に選択することができる。
- ※ 改正後の繰下げについては、令和4年4月1日以降に70歳に到達する方が対象となる。



※ 世代としての平均的な給付総額を示しており、個人によっては受給期間が平均よりも短い人、長い人が存在する。

65歳からとなっている年金支給開始年齢の引き上げは行わない

(参考) 繰上げ・繰下げによる減額・増額率

減額率・増額率は請求時点(月単位)に応じて計算される。

・ 繰上げ減額率 = $0.4\% \times \text{繰り上げた月数 (60歳} \sim \text{64歳)}$

・ 繰下げ増額率 = $0.7\% \times \text{繰り下げた月数 (66歳} \sim \text{75歳)}$

※ 繰上げ減額率は令和4年4月1日以降、60歳に到達する方を対象として、1月あたり0.5%から0.4%に改正。

請求時の年齢	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳	71歳	72歳	73歳	74歳	75歳
減額・増額率 (改正前)	76% (70%)	80.8% (76%)	85.6% (82%)	90.4% (88%)	95.2% (94%)	100%	108.4%	116.8%	125.2%	133.6%	142%	150.4%	158.8%	167.2%	175.6%	184%

在職定時改定の導入

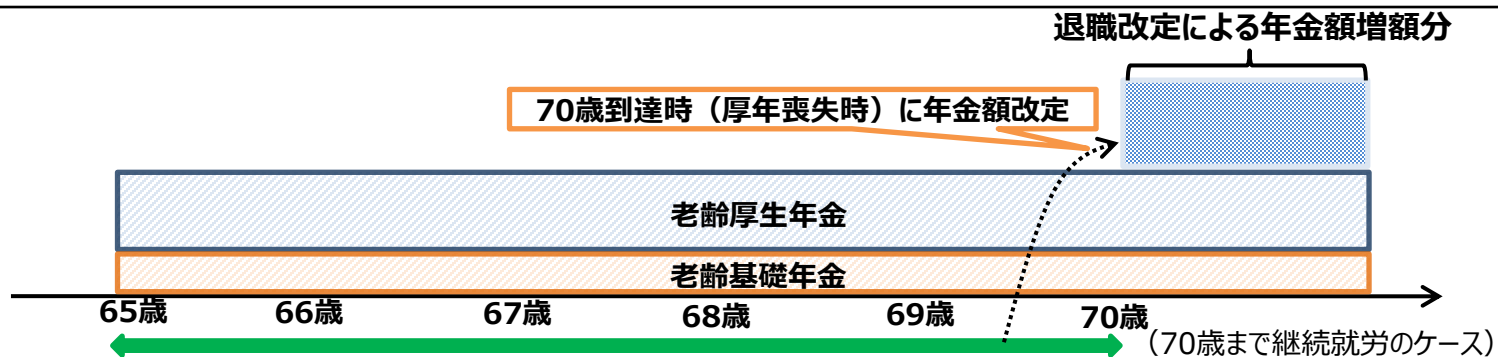
【見直しの趣旨】

- 老齢厚生年金の受給権を取得した後に就労した場合は、**資格喪失時(退職時・70歳到達時)**に、受給権取得後の被保険者であった期間を加えて、老齢厚生年金の額を改定している(いわゆる退職改定)。
- 高齢期の就労が拡大する中、就労を継続したことの効果を退職を待たずに早期に年金額に反映することで、年金を受給しながら働く在職受給権者の経済基盤の充実を図る。

【見直し内容】(令和4(2022)年4月施行)

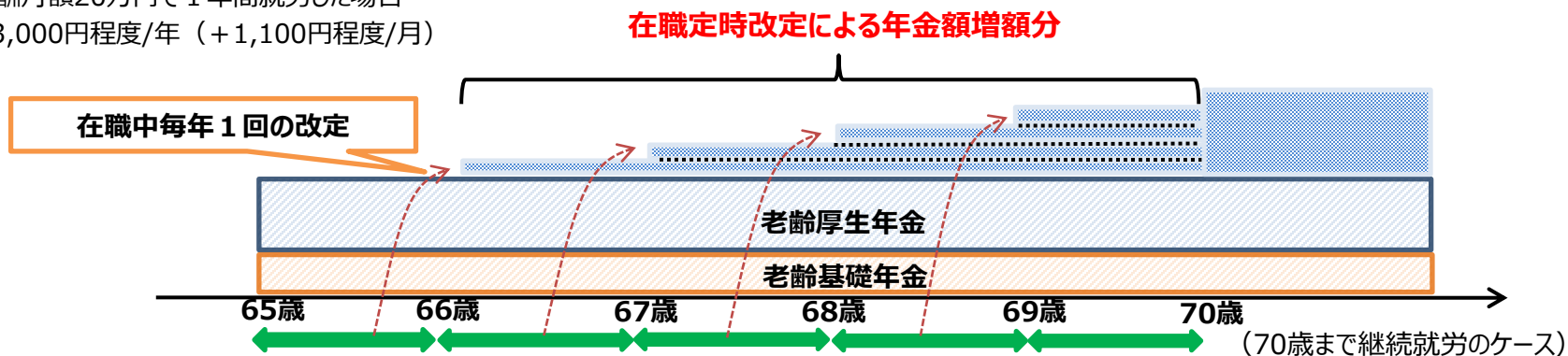
- 65歳以上の者については、**在職中であっても、1年間の保険料納付実績を年金額に反映させる改定を定時に行う。**
(毎年1回、10月分から)

【見直し前】

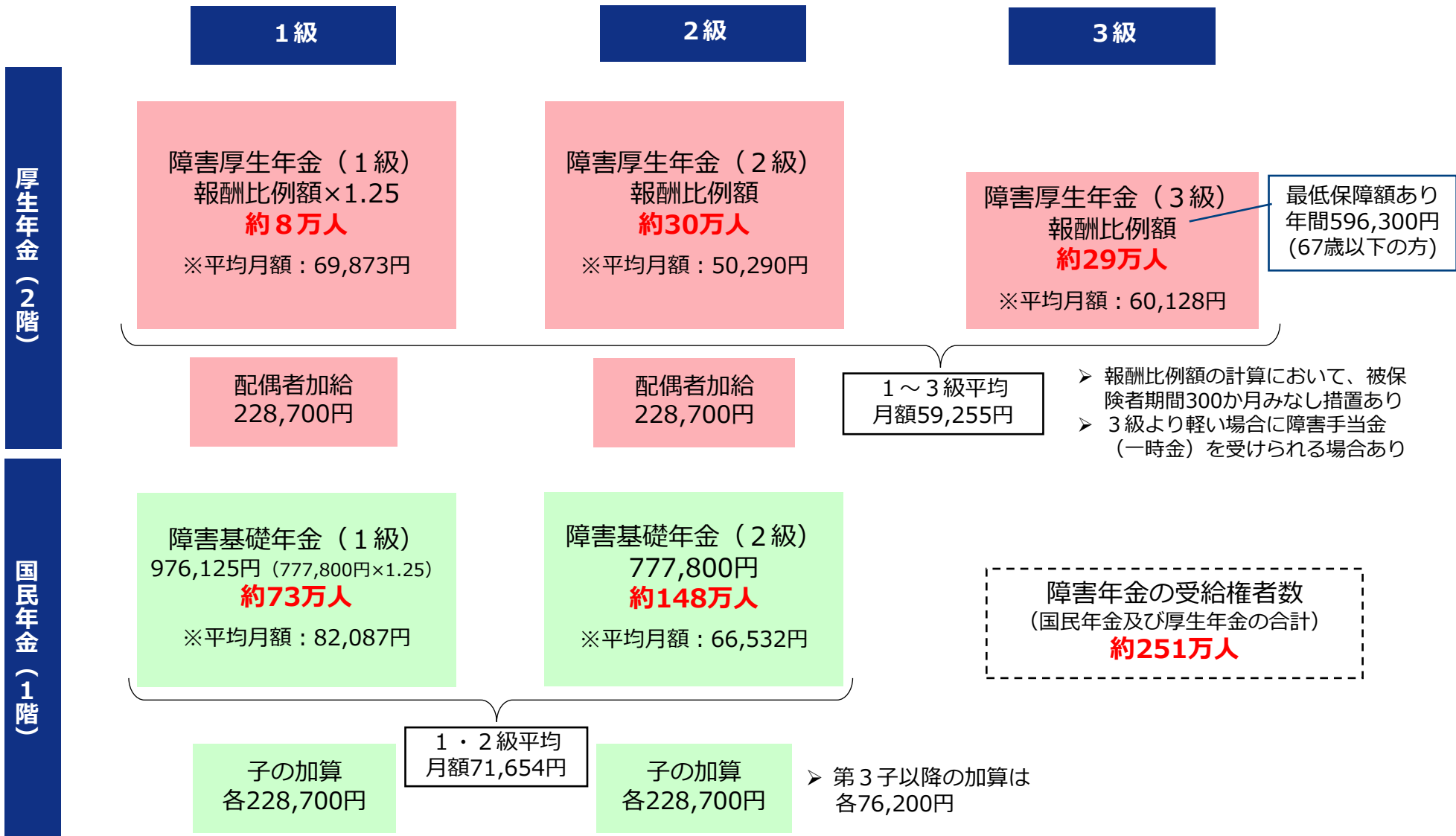


【見直し内容】

- ・標準報酬月額20万円で1年間就労した場合
⇒ +13,000円程度/年 (+1,100円程度/月)



障害年金の給付額と受給権者数



(注) 人数・平均月額については、厚生年金保険・国民年金事業年報 (令和3年度) による年度末の数値であり、旧法年金・共済年金を含む。

障害年金制度の概要 ① 障害基礎年金

1. 支給要件

国民年金の被保険者期間または被保険者の資格を失った後60歳以上65歳未満で日本国内に住んでいる期間に初診日のある傷病によって、初診日から1年6カ月経った日あるいは1年6カ月経たない間に治った日（以下「障害認定日」という。）に、1級または2級の障害の状態にある場合に支給される。

（注）保険料納付要件（以下のいずれか）を満たしていることが必要。

- ① 初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までに被保険者期間があり、かつ、そのうち国民年金の保険料納付済期間と保険料免除期間をあわせた期間が3分の2以上あること。
- ② 初診日が令和8年4月1日前にあるときは、初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの直近1年間に保険料の未納がないこと。

2. 20歳前に初診日がある場合

20歳前に初診日がある場合には、20歳に達したとき（障害認定日が20歳以後のときは障害認定日）に、1級または2級の障害の状態にあれば、障害基礎年金が支給される。

（注）20歳前傷病による障害基礎年金については、本人が保険料を納付していないことから所得制限が設けられており、扶養親族等がないときは、所得が370.4万円を超える場合には年金額の2分の1相当額に限り支給停止とし、472.1万円を超える場合には全額支給停止とする二段階制がとられている。

3. 年金額（令和5年度） ※67歳以下の方（新規裁定者）の場合

- 〈1級障害の場合〉 993,750円（老齢基礎年金の満額の1.25倍）+ 子の加算額
- 〈2級障害の場合〉 795,000円（老齢基礎年金の満額と同額）+ 子の加算額

子の加算額：第1子・第2子・・・各228,700円
第3子以降・・・各76,200円

（注）子とは、18歳到達年度の末日までにある子または1級・2級の障害の状態にある20歳未満の子

障害年金制度の概要 ② 障害厚生年金

1. 支給要件

障害基礎年金の保険料納付要件を満たしている者が、厚生年金保険の被保険者期間中に初診日のある傷病によって、障害認定日（障害基礎年金と同じ）に、1級～3級の障害の状態にある場合に支給される。

（1級または2級の障害の状態にある場合は、障害基礎年金と障害厚生年金が支給される。）

（注1）障害基礎年金と同様の保険料納付要件を満たしていることが必要。

（注2）障害手当金

厚生年金の被保険者期間中に初診日のある病気・怪我が初診日から5年以内に治り、障害厚生年金を受けるよりも軽い障害が残った場合に、障害基礎年金を受けるのに必要な保険料納付済期間を満たしている者に対して、一時金として支給される。

2. 年金額

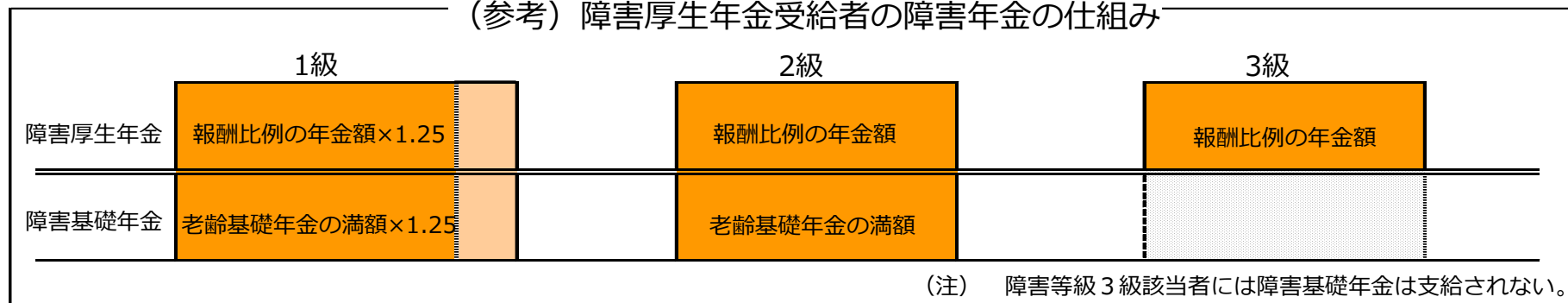
〈1級障害の場合〉 $(\text{報酬比例の年金額} \times 1.25) + \text{配偶者加給年金額}$

〈2級障害の場合〉 $(\text{報酬比例の年金額}) + \text{配偶者加給年金額}$

〈3級障害の場合〉 (報酬比例の年金額) （ただし、障害基礎年金の3/4の額を最低保障とする）

※報酬比例の年金額は老齢厚生年金の計算による。ただし、被保険者期間が300月未満である際は300月とみなして計算する。

（参考）障害厚生年金受給者の障害年金の仕組み



（参考）障害等級の考え方

1級：日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度の障害

2級：日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害

3級：労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害

障害認定と障害等級表①

- 障害年金が支給される「障害の状態」とは、身体又は精神に、障害等級に該当する程度の障害の状態があり、かつ、その状態が長期にわたって存在する場合をいい、障害の程度の認定は、「障害等級表」に基づくとともに、その具体的な取扱いは「障害認定基準」において定められている。
- 障害基礎年金は、全国民を対象として支給されるものであることから、日常生活能力の制約に着目して1級、2級の給付を行うものであるのに対し、障害厚生年金は被用者を対象に、基礎年金の上乗せ給付として、労働能力の喪失という観点に着目して1級から3級までの給付を行う。

障害等級表（国民年金法施行令別表）

障害等級	障害等級		
1級	2級		
		1. 次に掲げる視覚障害	1. 次に掲げる視覚障害
		イ. 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの	イ. 両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの
		ロ. 一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの	ロ. 一眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの
		ハ. ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの	ハ. ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの
		ニ. 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	ニ. 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの
		2. 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの	2. 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
		3. 両上肢の機能に著しい障害を有するもの	3. 平衡機能に著しい障害を有するもの
		4. 両上肢の全ての指を欠くもの	4. そしゃくの機能を欠くもの
		5. 両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの	5. 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
		6. 両下肢の機能に著しい障害を有するもの	6. 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
7. 両下肢を足関節以上で欠くもの	7. 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの		
8. 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの	8. 一上肢の機能に著しい障害を有するもの		
9. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする症状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの	9. 一上肢の全ての指を欠くもの		
10. 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの	10. 一上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの		
11. 身体の機能の障害若しくは症状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの	11. 両下肢の全ての指を欠くもの		
	12. 一下肢の機能に著しい障害を有するもの		
	13. 一下肢を足関節以上で欠くもの		
	14. 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの		
	15. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする症状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの		
	16. 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの		
	17. 身体の機能の障害若しくは症状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの		

障害認定と障害等級表②

障害等級表（厚生年金保険法施行令別表第一）

障害等級 3級

厚生年金のみ

1. 次に掲げる視覚障害
 - イ. 両眼の視力がそれぞれ0.1以下に減じたもの
 - ロ. ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の I / 4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下に減じたもの
 - ハ. 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下に減じたもの
2. 両耳の聴力が、40センチメートル以上では通常の話声を解することができない程度に減じたもの
3. そしゃく又は言語の機能に相当程度の障害を残すもの
4. 脊柱の機能に著しい障害を残すもの
5. 一上肢の3大関節のうち、2関節の用を廃したもの
6. 一下肢の3大関節のうち、2関節の用を廃したもの
7. 長管状骨に偽関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの
8. 一上肢のおや指及びひとさし指を失ったもの又はおや指若しくはひとさし指を併せ一上肢の3指以上を失ったもの
9. おや指及びひとさし指を併せ一上肢の4指の用を廃したもの
10. 一下肢をリスフラン関節以上で失ったもの
11. 両下肢の10趾の用を廃したもの
12. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
13. 精神又は神経系統に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
14. 傷病が治らないで、身体の機能又は精神若しくは神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するものであって、厚生労働大臣が定めるもの

（参考）障害等級表の考え方（昭和60年改正以降）

	厚生年金	国民年金
1級	日常生活の用が不能	
2級	日常生活に著しい制限	
3級	労働に著しい制限	—

遺族年金制度の概要

① 遺族基礎年金

1. 支給要件

遺族基礎年金は、次の①から④のいずれかに該当する者が死亡した場合に支給される。

- ① 国民年金の被保険者
- ② 国民年金の被保険者であった者で、日本国内に住所を有し、60歳以上65歳未満である者
※ ①、②については、保険料納付済期間等が3分の2以上を条件とする。
なお、令和8年3月31日までの間の経過措置として、死亡日の属する月の前々月までの1年間に保険料の滞納がない場合は上記要件に限らず支給される。
- ③ 老齢基礎年金の受給権者(保険料納付済期間等が25年以上である者に限る)
- ④ 保険料納付済期間等が25年以上である者

2. 支給対象者

死亡した者に生計を維持されていた次の遺族に支給される。

- ① 子のある配偶者
- ② 子(生計を同じくする父母がある間は支給停止)
※ 子とは、18歳到達年度の末日までにある子または1級・2級の障害の状態にある20歳未満の子。
※ 「生計を維持されていた遺族」とは、①死亡した被保険者と生計を同じくし、②恒常的な収入が将来にわたって年収850万円以上にならないと認められること、という要件を満たす遺族をいう。

3. 年金額(令和5年度) ※67歳以下の方(新規裁定者)の場合

795,000円(老齢基礎年金の満額と同額) + 子の加算額
子の加算額: 第1子・第2子…各228,700円 第3子以降…各76,200円

遺族年金制度の概要 ② 遺族厚生年金

1. 支給要件

遺族厚生年金は、次のいずれかに該当する場合に支給される。

- ① 厚生年金保険に加入中に死亡したとき
- ② 厚生年金保険に加入中に初診日のある病気・けがで5年以内に死亡したとき
※ ①、②に該当する者について、亡くなった月の前々月までに被保険者期間がある場合は、遺族基礎年金の保険料納付要件を満たしていることが必要。
- ③ 1級・2級の障害厚生年金の受給権者が死亡したとき
- ④ 老齢厚生年金の受給権者(保険料納付済期間等が25年以上である者に限る)または保険料納付済期間等が25年以上である者が死亡したとき

2. 支給対象者

死亡した者に生計を維持されていた次の遺族に支給される。

- ① 子のある妻、または子(遺族基礎年金を受給できる遺族)
- ② 子のない妻 ※ 夫の死亡時に30歳未満で子のない妻は、5年間の有期給付
- ③ 孫
- ④ 死亡当時55歳以上の夫、父母、祖父母(支給開始は60歳から)
※ 遺族基礎年金の支給対象となっている夫の遺族厚生年金は、55歳から支給される。
※ 子とは、18歳到達年度の末日までにある子または1級・2級の障害の状態にある20歳未満の子。
※ 「生計を維持されていた遺族」とは、①死亡した被保険者と生計を同じくし、②恒常的な収入が将来にわたって年収850万円以上にならないと認められること、という要件を満たす遺族をいう。

3. 年金額 (令和5年度)

死亡した者の報酬比例の年金額 × 3/4

- ※ 報酬比例の年金額は老齢厚生年金の計算による。
ただし、支給要件①～③の場合、被保険者期間が300月未満である際は300月とみなして計算する。
- ※ 夫の死亡時に40歳以上(④に該当する場合、夫の被保険者期間が20年以上)で子のない妻等には、65歳までの間、遺族基礎年金の額の3/4 (令和5年度:596,300円)が加算される(中高齢寡婦加算)。

※ 自らの老齢厚生年金の受給権が発生した者は、以下の方法で併給調整される。

- ① 自らの老齢厚生年金は全額支給。
- ② 次のAとBのうち、いずれか高い方の額が自らの老齢厚生年金よりも高額の場合、①との差額が遺族厚生年金として支給。
 - A. 遺族厚生年金(配偶者の老齢厚生年金の3/4)
 - B. 遺族厚生年金の2/3(配偶者の老齢厚生年金の1/2)と自らの老齢厚生年金の1/2

加給年金制度の概要

制度趣旨

老齢厚生年金・障害厚生年金の受給権発生時に生計を維持する配偶者・子がいる場合に、その扶養の実態に着目し、当該年金給付の額に加給年金額を加算する。

支給要件

老齢厚生年金

- ・ 厚生年金保険の被保険者期間が240月以上ある老齢厚生年金の受給権者であること
- ・ 受給権を取得したときに生計を維持（※1）している65歳未満の配偶者（※2）又は18歳到達年度の末日までの子（または1級・2級の障害の状態にある20歳未満の子）があること

障害厚生年金

- ・ 障害等級1級又は2級の障害厚生年金の受給権者であること
- ・ 生計を維持（※1）している65歳未満の配偶者（※2）があること（＝子の加算なし）

※1 ①生計同一、②年収850万円（所得655万5千円）未満

※2 配偶者が65歳到達後は加算されない

支給停止

- ・ 加算対象の配偶者が、厚生年金保険の被保険者期間240月以上の老齢厚生年金等を受給することができる場合（※）には、年金保障上独立しているとして、加給年金額の加算は停止される。

※ 配偶者の老齢厚生年金等の全額が支給停止されている場合には、支給停止されないこととなっていたが、令和4年4月からはこのような場合（障害を支給事由とするものを除く）にも加給年金額の加算が停止されるようになった。

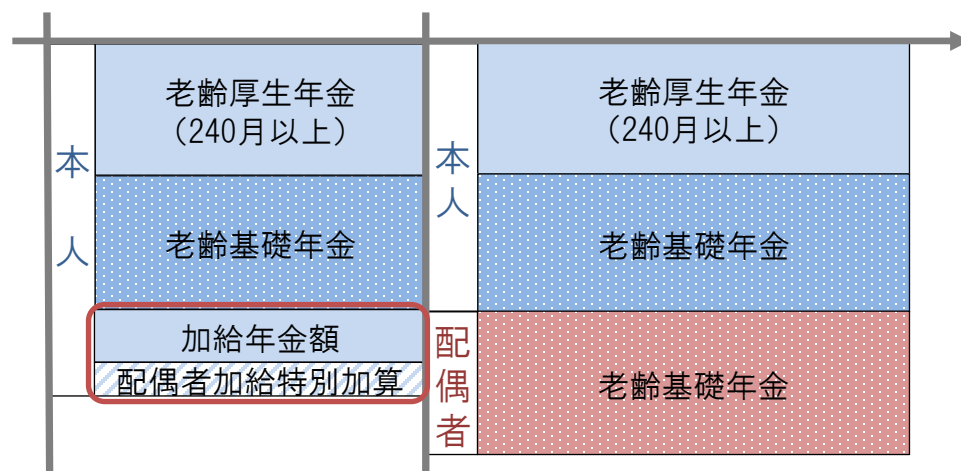
加給年金額

※金額は令和5年度

- ・ 22万8,700円／年（1万9,058円／月）
（老齢厚生年金の場合、第1子・第2子も同額。第3子以降は7万6,200円／年）
- ・ 老齢厚生年金における配偶者への加給年金額については受給権者の生年別に加算（配偶者加給特別加算）があり、現在は多くの者が加算込みで39万6,900円／年（3万3,075円／月）を受給している。

<老齢厚生年金における加給年金額の加算イメージ>

配偶者65歳到達



(参考) 振替加算制度について

制度趣旨

昭和61年4月以前は、被用者年金の被扶養配偶者については、国民年金は任意加入とされていたため、昭和61年4月以降にこれらの者が国民年金の被保険者になった場合でも、加入期間が短く、65歳から支給される老齢基礎年金の額が低額になる場合がある。このため、これらの者について、昭和61年4月から60歳に達するまでの期間を考慮して、生年月日に応じて加算を行う。

支給要件

- ・ 老齢基礎年金の受給権者（大正15年4月2日から昭和41年4月1日までの間に生まれた者に限る。）が65歳に達した日において、その者の配偶者によって生計が維持されていること
- ・ 65歳に達した日の前日において、配偶者が受給権を有する老齢厚生年金等（※）の加給年金額の加算対象者となっていること
- ・ 被保険者期間240月以上の老齢厚生年金等を受けることができる者でないこと

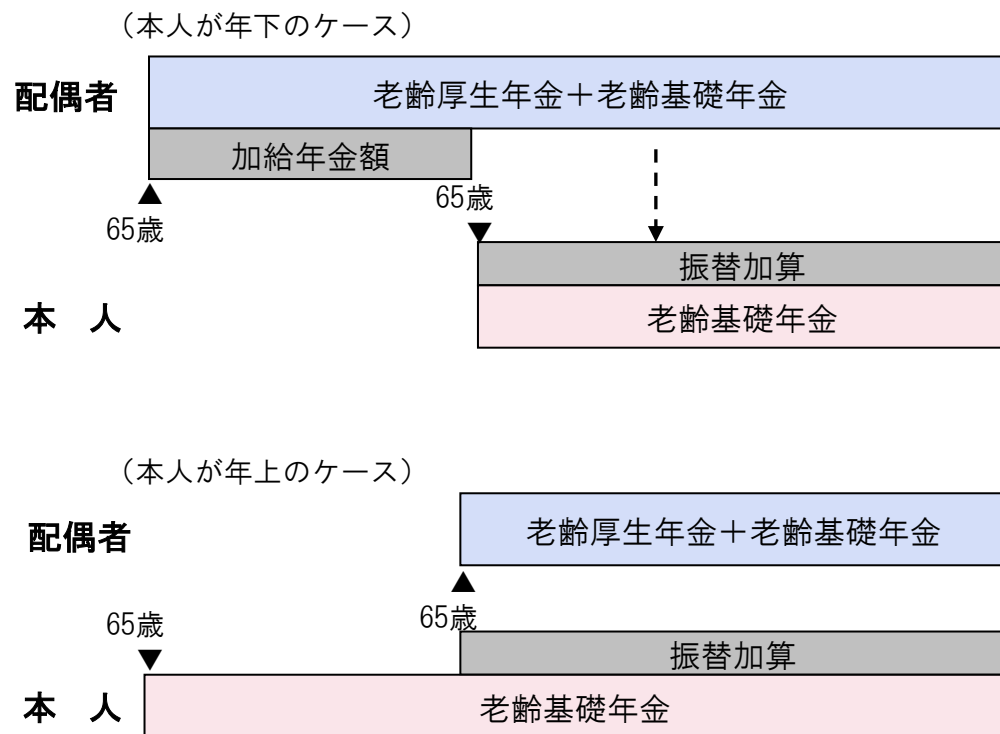
※ 老齢厚生年金（被保険者期間240月以上）、障害厚生年金（1級又は2級）等

振替加算の額

※金額は令和5年度

- ・ 生年に応じて、228,100円／年～15,323円／年
- ※ 昭和41（1966）年4月2日生まれの者が65歳に到達する令和13（2031）年4月1日以降は、新たな加算対象者は発生しない。

＜加給年金額と振替加算の加算イメージ＞



（注） 受給者数：727.9万人、支給総額：8,129億円（令和3年度末時点の数値（年金局調べ））

(参考) 公的年金制度の年金給付における加算一覧

①支給要件、②年額、③受給者数、支給総額

	老 齢	障 害	遺 族
厚生年金	<p>配 加給年金</p> <p>①65歳到達時に生計維持・65歳未満 ②224,700円+特別加算(最大165,800円) = 最大390,500円(※1) ③95.0万人、3,700億円</p> <p>子 加給年金</p> <p>①65歳到達時に生計維持・18歳になる年度末まで(※2) ②224,700円(第2子まで) (第3子以降74,900円) ③2.5万人、70億円</p>	<p>配 加給年金</p> <p>①生計維持・65歳未満・ 障害等級1級又は2級 ②224,700円(特別加算なし) ③8.1万人、182億円</p>	<p>配 中高齢寡婦加算</p> <p>①妻・40~64歳(※4) ②585,700円 ③28.8万人、1,688億円</p> <p>配 経過的寡婦加算</p> <p>①妻(昭和31年4月1日以前に生まれた者に限る)・65歳以上or中高齢寡婦加算の受給権者 ②585,700円~19,547円(生年月日による) ③344.6万人、11,033億円</p>
基礎年金	<p>配 振替加算</p> <p>①65歳到達時に生計維持・加給年金対象者(※3) ②224,700円~15,055円 ③727.9万人、8,129億円</p> <p>配 寡婦年金</p>	<p>子 子の加算</p> <p>①生計維持・18歳になる年度末まで ②224,700円(第2子まで) (第3子以降74,900円) ③9.5万人、312億円</p>	<p>子 子の加算</p> <p>①死亡当時に生計維持・18歳になる年度末まで ②224,700円(第2子まで) (第3子以降74,900円)(※5) ③7.9万人、244億円</p>

注 ③受給者数及び支給総額については、令和3年度末時点の数値(年金局調べ)。旧法給付、共済組合が支給する年金給付は含まない。

※1 昭和18年4月2日以後生まれの者。

※2 障害厚生年金1級・2級を受給中の子については20歳未満。なお、障害基礎年金の子の加算がある場合は老齢厚生年金の子による加給年金は停止となる。

※3 大正15年4月2日~昭和41年4月1日生まれの者に限る。

※4 子のある妻の場合、40歳に到達した当時、18歳になる年度末までの間(国年法の障害等級に該当する場合は20歳未満)にある子がいることを要する。

※5 子が遺族基礎年金を受給する場合は、第2子224,700円、第3子以降74,900円となる。

年金生活者支援給付金の概要①

- 年金生活者支援給付金は、年金を含めても所得が低い者（前年の所得額が老齢基礎年金満額以下の者など）の生活を支援するために、年金に上乗せして支給するものである。
- 【令和5年度基準額 年61,680円（5,140円）】

高齢者への給付金（老齢年金生活者支援給付金）

【支給要件】

- 65歳以上の老齢基礎年金の受給者であること
- 前年の公的年金等の収入金額^{※1}とその他の所得（給与所得や利子所得など）との合計額が、老齢基礎年金満額相当（約78万円）^{※2}以下であること
- 同一世帯の全員が市町村民税非課税であること

※1 障害年金・遺族年金等の非課税収入は含まれない。

※2 前年中に支払われる老齢基礎年金の額を勘案して毎年10月に改定。

令和5年10月からの所得基準額は778,900円。

【給付額】 (1)と(2)の合計額が支給される。

(1) 保険料納付済期間に基づく額（月額）

$$= 5,140円^{※3} \times \text{保険料納付済期間（月数）} / 480月$$

(2) 保険料免除期間に基づく額（月額）

$$= 11,041円^{※4} \times \text{保険料免除期間（月数）} / 480月$$

※3 毎年度、物価変動に応じて改定。

※4 令和5年度の67歳以下の方（新規裁定者）の例。

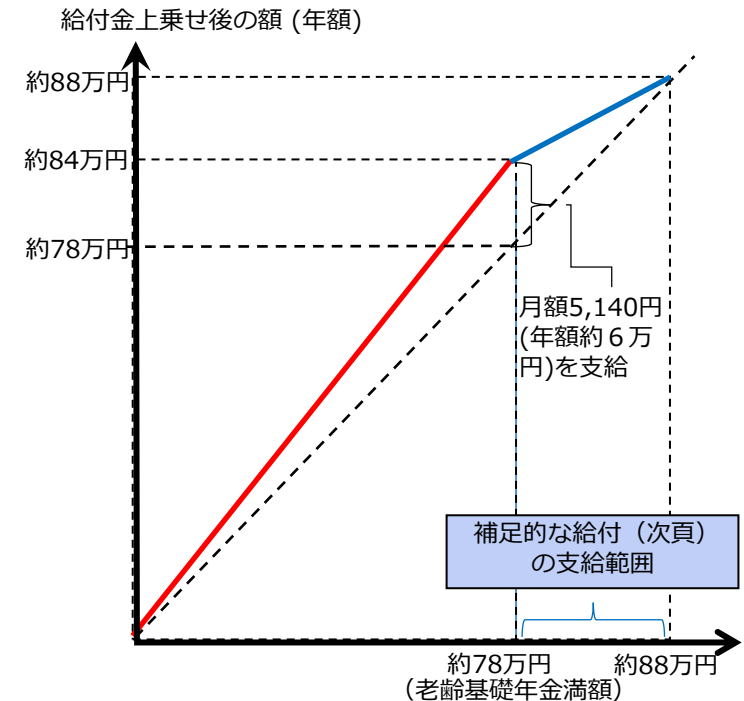
老齢基礎年金満額（月額）の1/6（保険料全額免除、3/4免除、半額免除期間の場合）。

ただし、保険料1/4免除期間の場合は、老齢基礎年金満額（月額）の1/12（5,520円）。

（68歳以上の方（既裁定者）は11,008円。保険料1/4免除期間の場合は、5,504円。）

例：令和5年度の67歳以下の方（新規裁定者）の場合

保険料納付済期間	保険料全額免除期間	給付金額（月額）	老齢基礎年金額（月額）	老齢基礎年金額 + 給付金額（月額）
480月	0月	5,140円	66,250円	71,390円
240月	0月	2,570円	33,125円	35,695円
360月	120月	6,615円	57,968円	64,583円
240月	240月	8,091円	49,687円	57,777円



前年の公的年金等の収入金額とその他の所得との合計額
 (注) 保険料納付済期間に基づく公的年金だけで生活している者の例

年金生活者支援給付金の概要②

高齢者への給付金（補足的老齢年金生活者支援給付金）

- ・老齢年金生活者支援給付金の所得要件（支給要件の②）を満たさない者であっても、前年の公的年金等の収入金額とその他の所得との合計額が約88万円※⁵までの者に対しては、老齢年金生活者支援給付金を受給する者と所得総額が逆転しないよう、補足的な給付を支給する。
※⁵ 令和5年10月から878,900円。
- ・補足的な給付の額は、所得の増加に応じて逡減する。

障害者や遺族への給付金（障害年金生活者支援給付金・遺族年金生活者支援給付金）

- 【支給要件】 ① 障害基礎年金または遺族基礎年金の受給者であること
② 前年の所得※⁶が、472万1,000円以下※⁷であること
- ※⁶ 障害年金・遺族年金等の非課税収入は、給付金の判定に用いる所得には含まれない。
※⁷ 20歳前障害基礎年金が支給停止となる所得基準額と同額となるよう設定。扶養親族等の数に応じて増額する。
- 【給付額】 障害等級2級の者及び遺族である者 ……5,140円※⁸（月額）
障害等級1級の人 ……6,425円※⁸（月額）
- ※⁸ 毎年度、物価変動に応じて改定。

その他

- ・施行日…令和元年10月1日
- ・手続 ……本人の認定請求により受給権発生。日本年金機構が支払事務を実施。年金と同様に2か月毎に支給。
- ・費用 ……全額国庫負担（令和5年度予算額：5,242億円）
- ・件数（令和4年3月）……老齢給付金463.7万件、補足的な老齢給付金99.2万件、障害給付金204.8万件、遺族給付金7.9万件
- ・その他……各給付金は非課税。

厚生年金・国民年金の積立金運用について

<運用の基本的考え方>

○年金積立金は、将来の年金給付の貴重な財源であり、厚生年金保険法及び国民年金法等に基づき、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から、安全かつ効率的に運用することとされている。

- ・ G P I F が管理・運用する資産額は約200.1兆円、年金積立金全体の資産額は約208.0兆円（令和4年度末）
- ・ 専門性の徹底及び責任の明確化を図り、運用に特化した独立行政法人において運用

<リスク・リターンの考え方>

○年金積立金の運用は、年金事業の運営の安定化が目的。年金給付のために強制的に徴収された保険料を原資としており、長期的な観点から、年金財政上、必要な利回りを最小限のリスクで確保することが基本となっている。

○年金給付費は、基本的に名目賃金上昇率に連動して増減するため、これに対応した実質的な運用利回り（名目運用利回り－名目賃金上昇率）の確保を目指すことが必要

<基本ポートフォリオ>

(2014年10月～2020年3月)

国内債券	外国債券	国内株式	外国株式
35% ±10%	15% ±4%	25% ±9%	25% ±8%



(2020年4月～)

国内債券	外国債券	国内株式	外国株式
25% ±7%	25% ±6%	25% ±8	25% ±7%
±11%		±11%	

●オルタナティブ資産（インフラストラクチャー、プライベートエクイティ、不動産その他経営委員会の議を経て決定するもの）は、リスク・リターン特性に応じて 国内債券、国内株式、外国債券及び外国株式に区分し、資産全体の5%を上限とする。ただし、経済環境や市場環境の変化によって5%の上限遵守が困難となる場合には、経営委員会による審議・議決を経た上で、上振れを容認することとした。

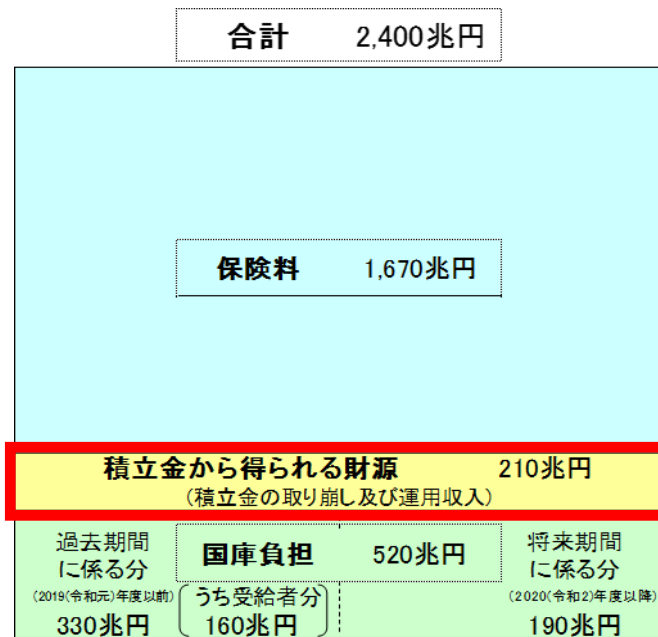
●為替ヘッジ付き外国債券及び円建ての短期資産については国内債券に区分し、外貨建ての短期資産については外国債券に区分することとした。

●経済環境や市場環境の変化が激しい昨今の傾向を踏まえて、基本ポートフォリオの乖離許容幅の中で、市場環境の適切な見通しを踏まえ、機動的な運用ができることとしている。

年金財政における積立金の役割

- 公的年金制度は、その時の現役世代の保険料負担で、その時の高齢者世代を支える「世代間扶養」の考え方を基本としつつ、現役世代の負担が大きくなりすぎないように一定の積立金を保有。
- 概ね100年間の年金給付と、財源(保険料収入・国庫負担・積立金活用)の均衡が図られている。今後、概ね100年間の年金給付総額(2,400兆円)のうち、積立金から得られる財源であてられているのは1割程度(210兆円)。よって、積立金の運用に伴う短期的な市場変動は、年金給付に大きな影響を与えない。

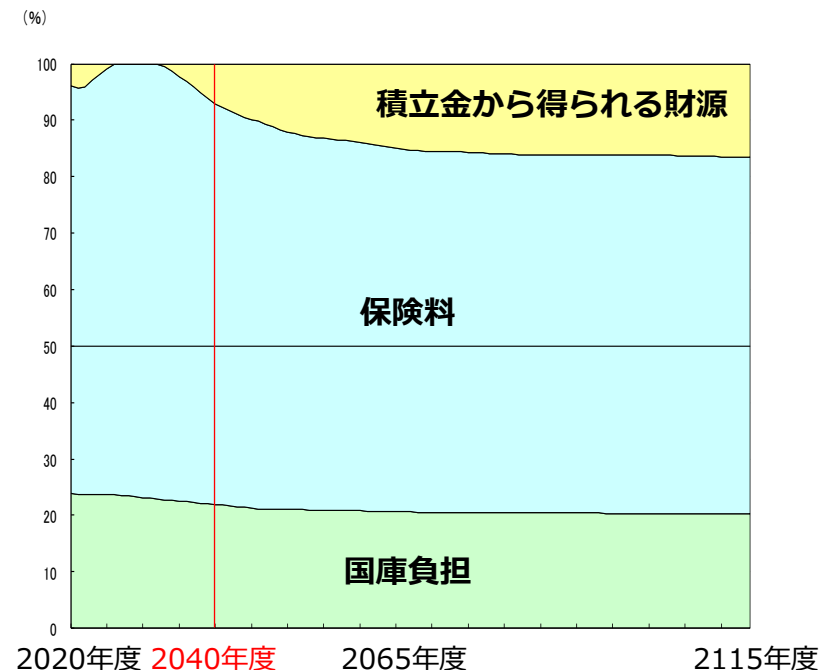
〈概ね100年間の年金給付にあてる財源・内訳〉
金額は、概ね100年間の財源を現時点の価格に換算して一時金で表したもの



1割程度

2019(令和元)年度末

〈各年度における積立金の活用イメージ〉
今後100年間で積立金をいつ活用するかを表したもの



〔前提〕 財政検証における人口：出生中位、死亡中位 財政検証における経済：ケースⅢ
国民年金＋厚生年金の場合のイメージ

(出典)2019(令和元)年財政検証関連資料

GPIF 2022（令和4）年度運用結果

■ 2022（令和4）年度の運用収益は、国内株式の価格上昇や為替円安の進行等により、以下のとおりとなった。

➤ 収益額 **3.0兆円**（うちインカムゲイン（利子・配当収入）は、約3.7兆円。）

➤ 収益率 **1.50%**

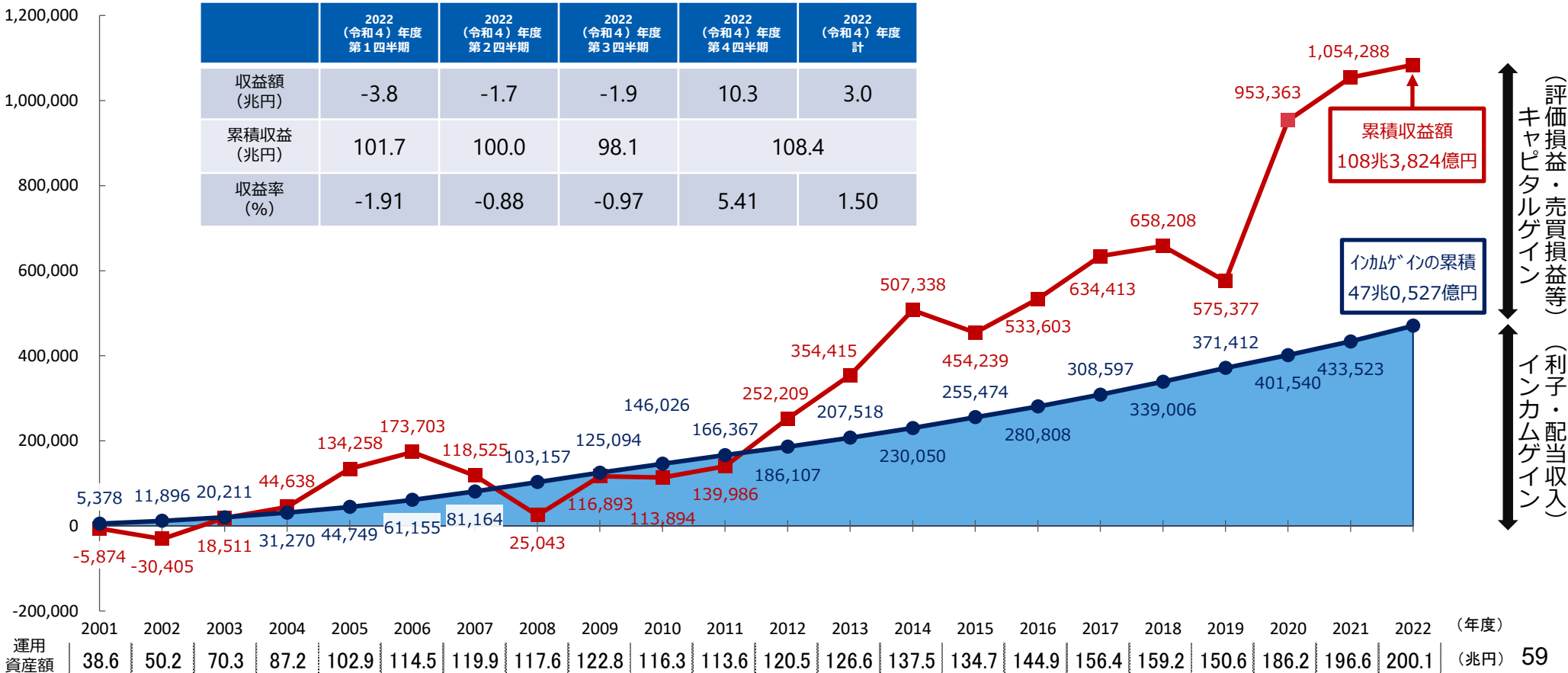
■ 自主運用開始以降の収益率は**+3.59%（年率）**、累積運用収益は**約108.4兆円**

（うち、インカムゲインは約47.1兆円）

※ GPIFのような長期運用を行う投資家は、資産を長期保有することで、利子や配当の形で、世界の経済成長の果実を着実に獲得することが可能。インカムゲイン（利子・配当収入）は、株価下落時等でも着実に収益として確保され、運用収益の安定的な確保に貢献。

（億円） <2022（令和4）年度の収益の内訳>

	2022 （令和4）年度 第1四半期	2022 （令和4）年度 第2四半期	2022 （令和4）年度 第3四半期	2022 （令和4）年度 第4四半期	2022 （令和4）年度 計
収益額 （兆円）	-3.8	-1.7	-1.9	10.3	3.0
累積収益 （兆円）	101.7	100.0	98.1		108.4
収益率 （%）	-1.91	-0.88	-0.97	5.41	1.50

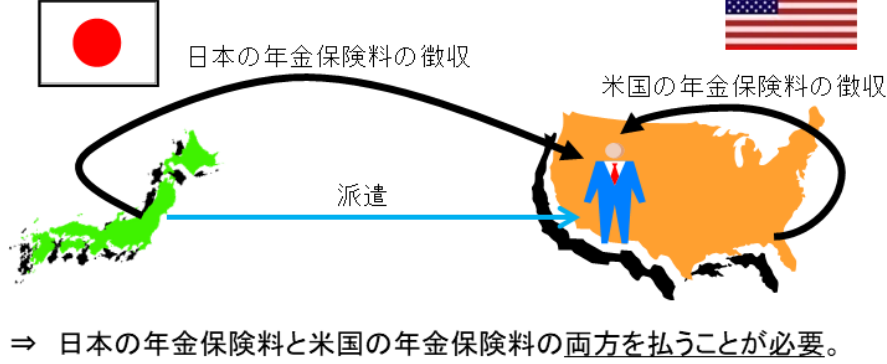


社会保障協定について

- 社会保障協定の目的・・・国際間の人的移動の活発化に伴う年金等に係る課題の解決
⇒ 年金については、年金保険料の二重負担、年金受給資格の確保が課題となっている。

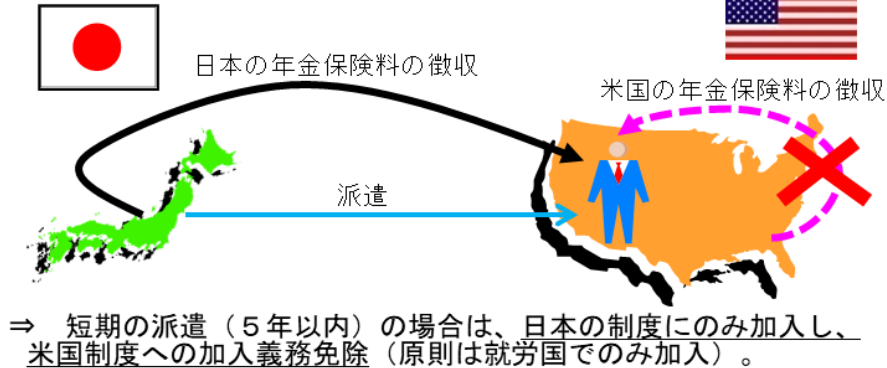
年金保険料の二重負担の課題

○ 協定発効前



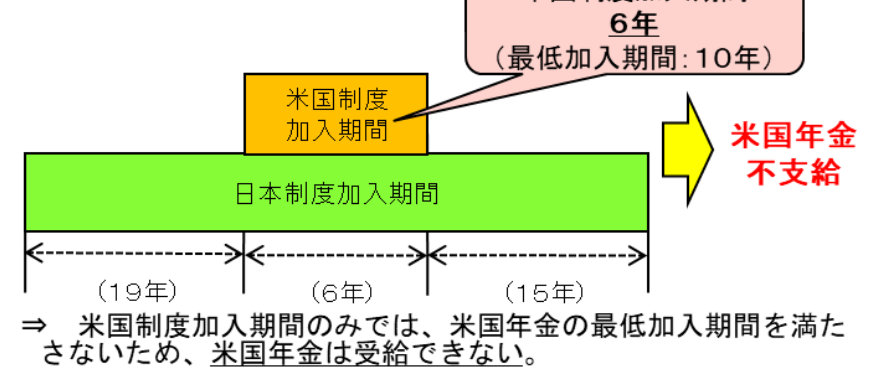
適用法令の調整

○ 協定発効後



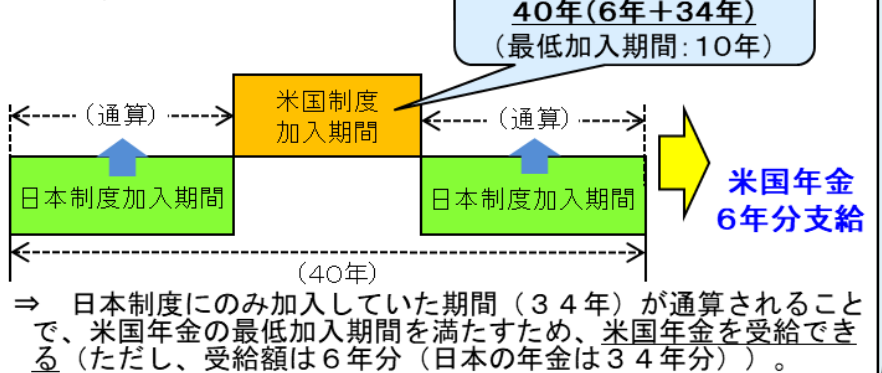
年金受給資格の確保の課題

○ 協定発効前



加入期間の通算

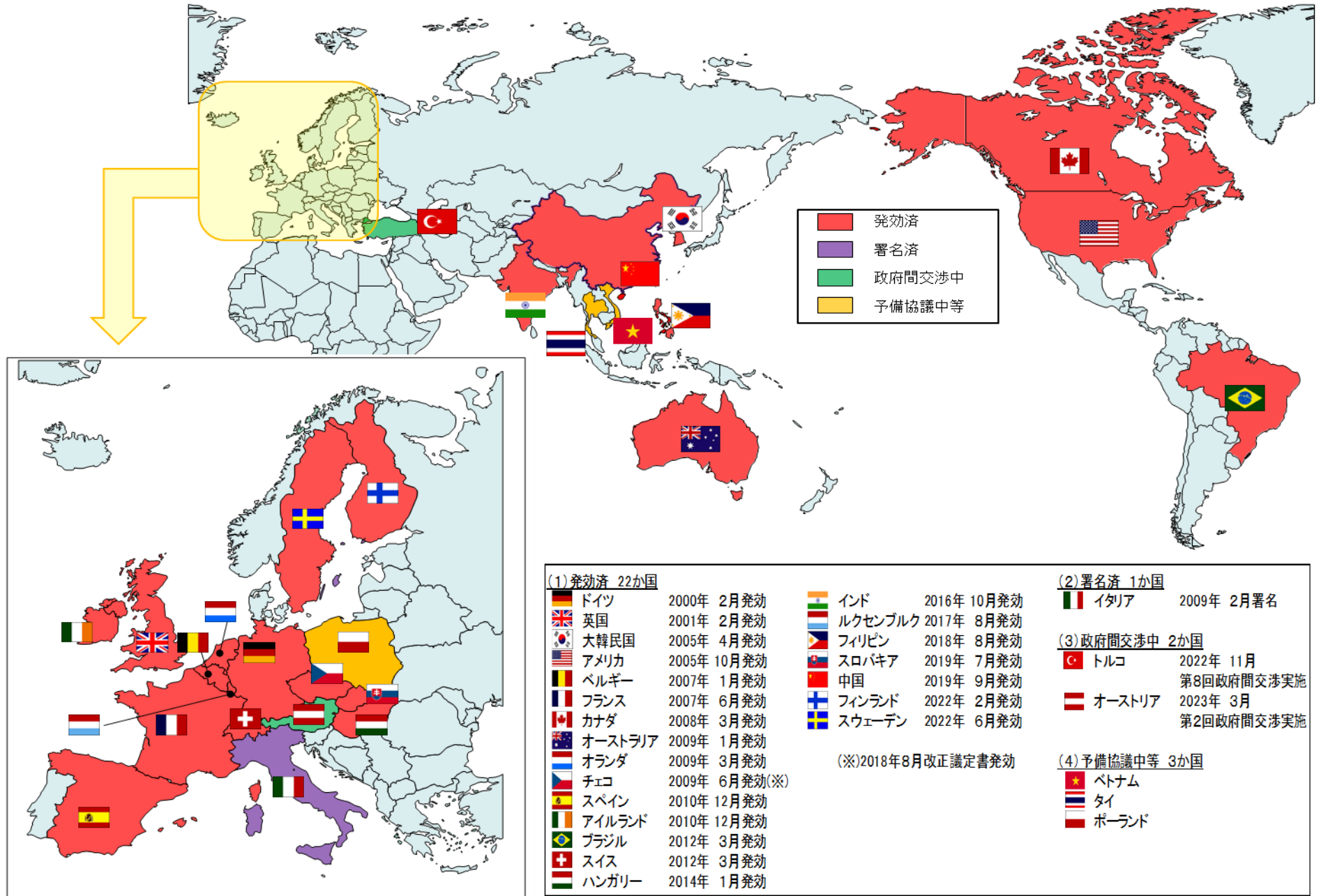
○ 協定発効後



○ 日本が社会保障協定を締結(発効済)している国(22カ国)(2022年6月1日現在):ドイツ、英国、韓国、アメリカ、ベルギー、フランス、カナダ、オーストラリア、オランダ、チェコ、スペイン、アイルランド、ブラジル、スイス、ハンガリー、インド、ルクセンブルク、フィリピン、スロバキア、中国、フィンランド、スウェーデン(英国、韓国及び中国については通算規定を含まない。)

社会保障協定の締結状況

2023年3月14日現在



年金制度に関するこれまでの取り組み

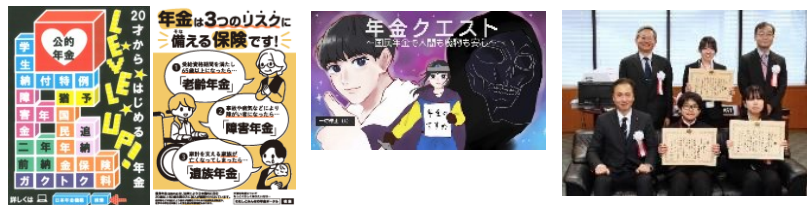
若年層を対象とした広報

1 若年世代向け参加型広報

■ 年金広報コンテスト <第4回大臣賞受賞作品>

次代を担う若い世代と一緒に年金について考えることを目的に「令和の年金広報コンテスト」を開催しています。
※令和5年度より「年金動画・ポスターコンテスト」に改称します。

ポスター部門 (小・中学生の部/一般の部) 動画部門 表彰式



■ 「学生との年金対話集会」

学生と厚生労働省(年金局)職員が年金をテーマに語り合うことを通じて、みなさまのご意見を年金広報活動の改善につなげています。



2 新たな学習教材の開発

小学生向け

中学生向け

大学生以上向け

<学習マンガ>

<クイズ動画>

<学習教材>



被保険者を対象とした広報

1 令和2年改正年金法の周知

令和4年10月施行の社会保険の適用拡大について特設サイト、ガイドブック、チラシ、動画などの広報コンテンツを開発し、インターネットによる情報発信や「専門家活用支援事業」などを実施しています。

<特設サイト>



<ガイドブック>



2 公的年金シミュレーター

①令和2年改正年金法を分かりやすく周知すること、②働き方・暮らし方の変化に伴う年金額の変化を「見える化」することを目的として、令和4年4月からねんきん定期便に付される二次元コードも活用できる「公的年金シミュレーター」の試験運用を開始しました。公開から1年で約250万回アクセスされています。



日本年金機構の概要

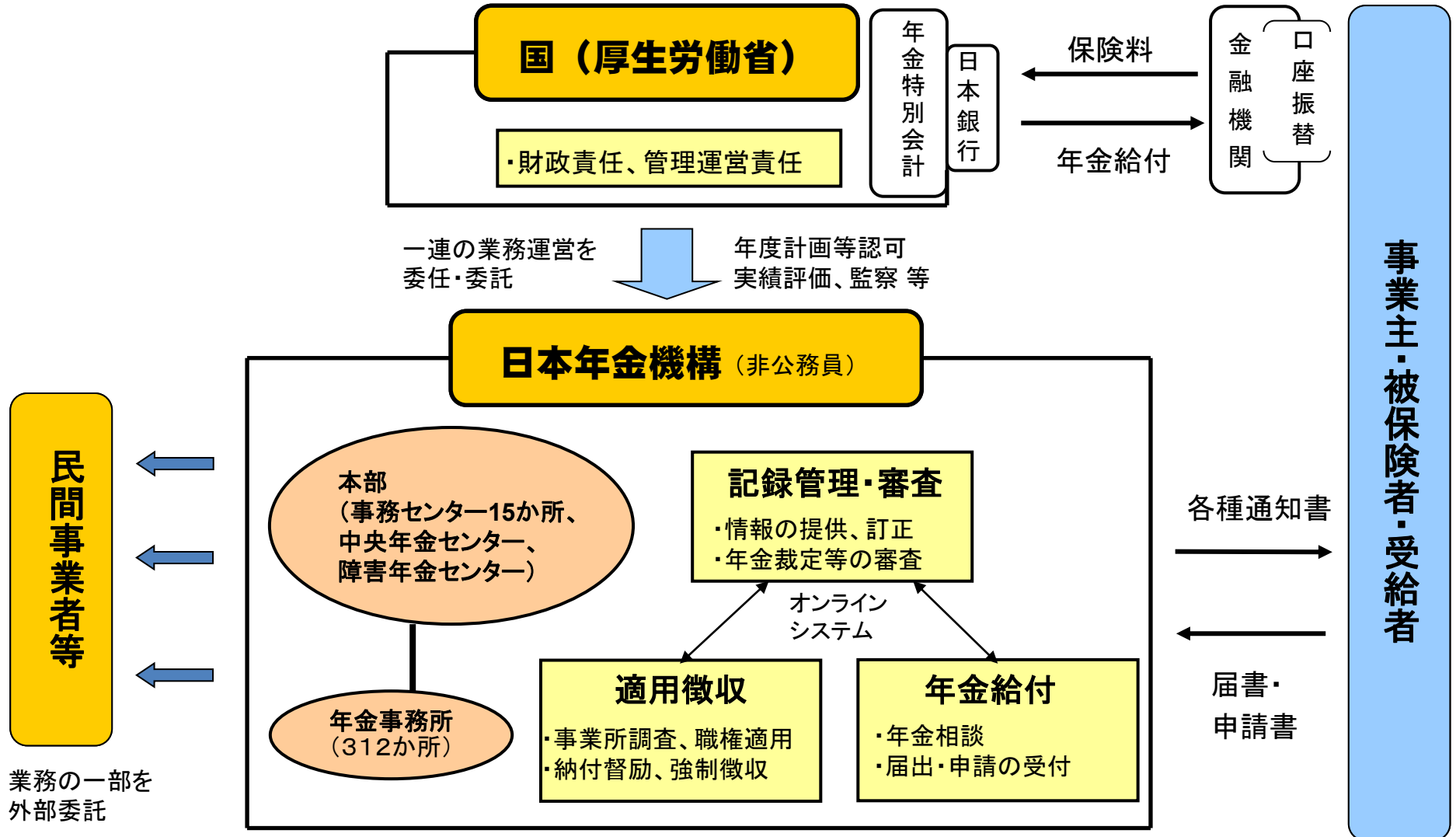
- ◆名称 日本年金機構（にっぽんねんきんきこう）
（Japan Pension Service）
- ◆本部所在地 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号
- ◆組織 非公務員型の公法人（特殊法人）
本部、年金事務所（312か所）
- ◆設立年月日 平成22年1月1日 *同時に社会保険庁を廃止
- ◆業務内容 国（厚生労働大臣）から委任・委託を受け、公的年金に係る一連の
運営業務（適用・徴収・記録管理・相談・裁定・給付など）を担う。



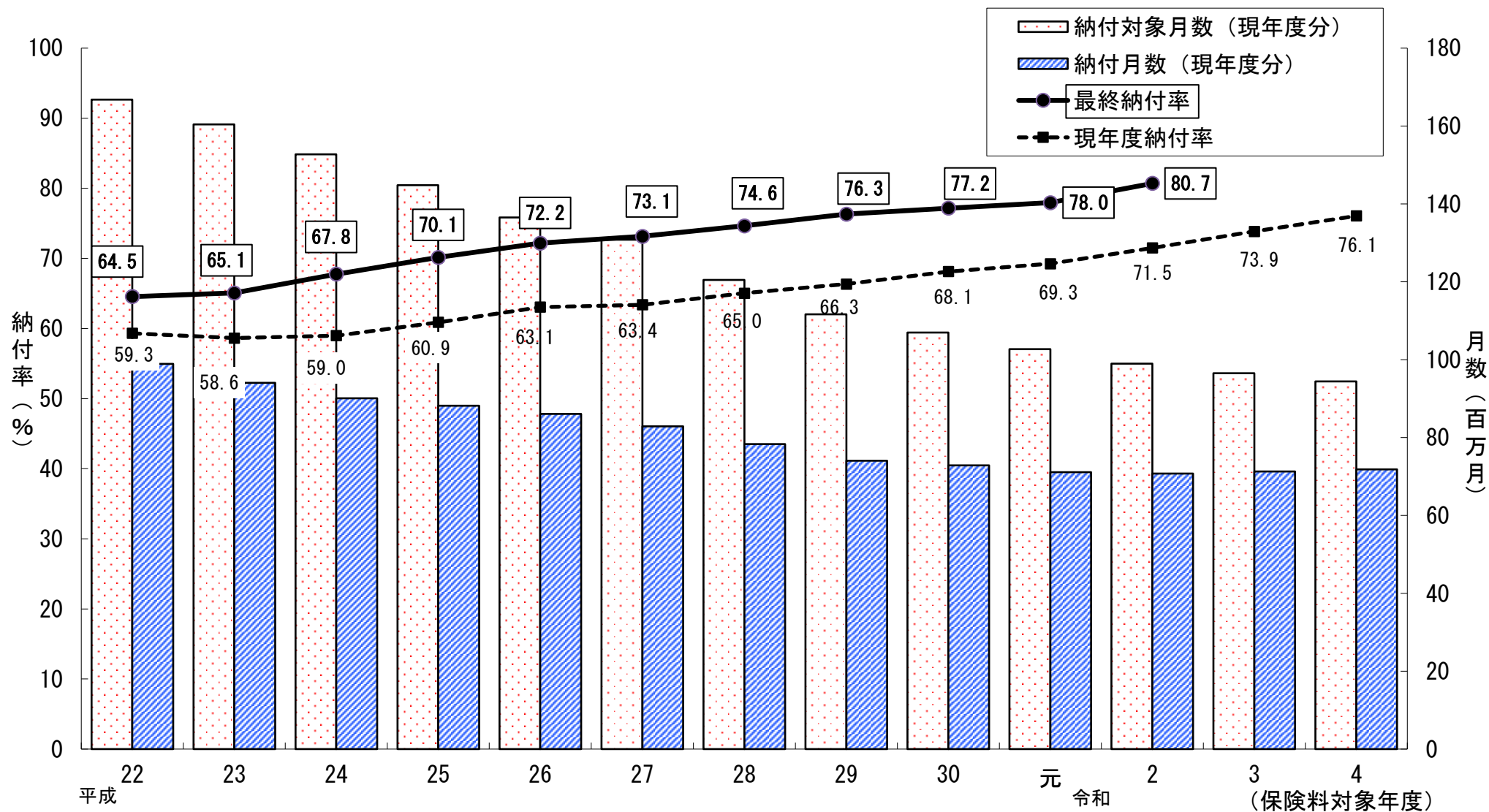
日本年金機構のシンボルマーク
（平成21年6月25日決定）
日本国民の公的年金を運営する
組織であることを、「日の丸」の
上に「年」の一文字をシンボライ
ズすることで表現。

日本年金機構の位置づけ

○公的年金については、国が財政責任・管理運営責任を負いつつ、一連の業務運営を日本年金機構（非公務員型の公法人）に委任・委託



国民年金第1号被保険者の保険料納付率推移（日本年金機構発足後）



注1 納付率(%) = $\frac{\text{納付月数}}{\text{納付対象月数}} \times 100$

納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数（法定免除月数、申請全額免除月数、学生納付特例月数、納付猶予月数及び産前産後免除月数を含まない。）であり、納付月数はそのうち当該年度中（翌年度4月末まで）に実際に納付された月数である。ただし、納付対象月数及び納付月数には免除等に係る追納月数は含まれていない。

注2 保険料は過去2年分の納付が可能であり、最終納付率とは、過年度分の保険料として納付されたものを加えた納付率である。

年金分野でのマイナンバー制度の利用及び情報連携について



- 年金業務においては、マイナンバーの「**利用**」として、以下について既に実施。
 - ・相談・照会業務におけるマイナンバーの活用
 - ・各種届書への原則マイナンバーの記載
 - ・マイナンバーを基にしたJ-LIS照会による氏名・住所変更届の省略
- マイナンバーを活用した「**情報連携**」については、以下について令和元年度から順次実施。
 - ・添付書類の省略 …… 年金の裁定請求時等に住民票の写し、所得証明書等の添付を省略
 - ・照会業務の簡素化 …… 年金の保険料未納者の所得情報などを一括して地方公共団体等に照会
 - ・年金関係情報の提供 …… 地方公共団体等に対し、年金関係情報等をオンラインで提供
(他制度での要件確認等の実務で活用)

平成28年度	29.1	相談・照会業務におけるマイナンバーの利用開始
平成29年度	29.11	情報連携を可能とする政令の制定
	30.3～	原則マイナンバーによる各種届書の提出の開始 マイナンバーを基にしたJ-LIS照会による氏名変更届等の諸変更届省略
平成30年度	31.1/16	情報連携開始に向けたスケジュールの公表
	31.1～3	情報連携開始に向けた準備（地方公共団体とのテスト、事務説明会等）
令和元年度	31.4/15	試行運用開始※（機構から地方自治体等への照会）
	元.6/17	試行運用開始※（地方自治体等から機構への照会）
	元.7/1	本格運用開始※※（機構から地方自治体等への照会）
	元.10/30	本格運用開始※※（地方自治体等から機構への照会）

※ 試行運用期間中においては、届書等の提出時に引き続き添付書類等を求めた上で、情報連携も併せて実施し、添付書類等の情報と突合せを行う。

添付書類の省略等のメリットは、本格運用への移行後に生じる。

※※ 順次本格運用に移行する。

今後の予定

・法務省へ戸籍関係情報の情報照会が可能となる予定（試行運用開始：令和6年3月～、本格運用開始：令和6年6月を予定）

年金関係の情報連携を行う主な事務手続

②地方公共団体等から日本年金機構等へ情報照会を行う主な事務手続等

事務手続	申請先	省略可能となる年金関係の書類
児童扶養手当の申請※ (児童扶養手当法)	市町村	年金額改定通知書 年金証書 等
生活保護の申請※ (生活保護法)	保護の実施機関 (都道府県・市等)	年金額改定通知書 年金振込通知書 等
障害者・児に対する医療費助成の申請※ (障害者総合支援法)	市町村	年金額改定通知書 年金振込通知書 等
精神障害者保健福祉手帳の交付申請※ (精神保健及び精神障害者福祉に関する法律)	市町村	年金証書 等
児童手当の申請※ (児童手当法)	市町村	年金加入証明書
奨学金の申請※※ (独立行政法人日本学生支援機構法)	日本学生支援機構	年金額改定通知書 年金振込通知書 等

※ 本格運用を開始した手続

※※ 試行運用継続中の手続

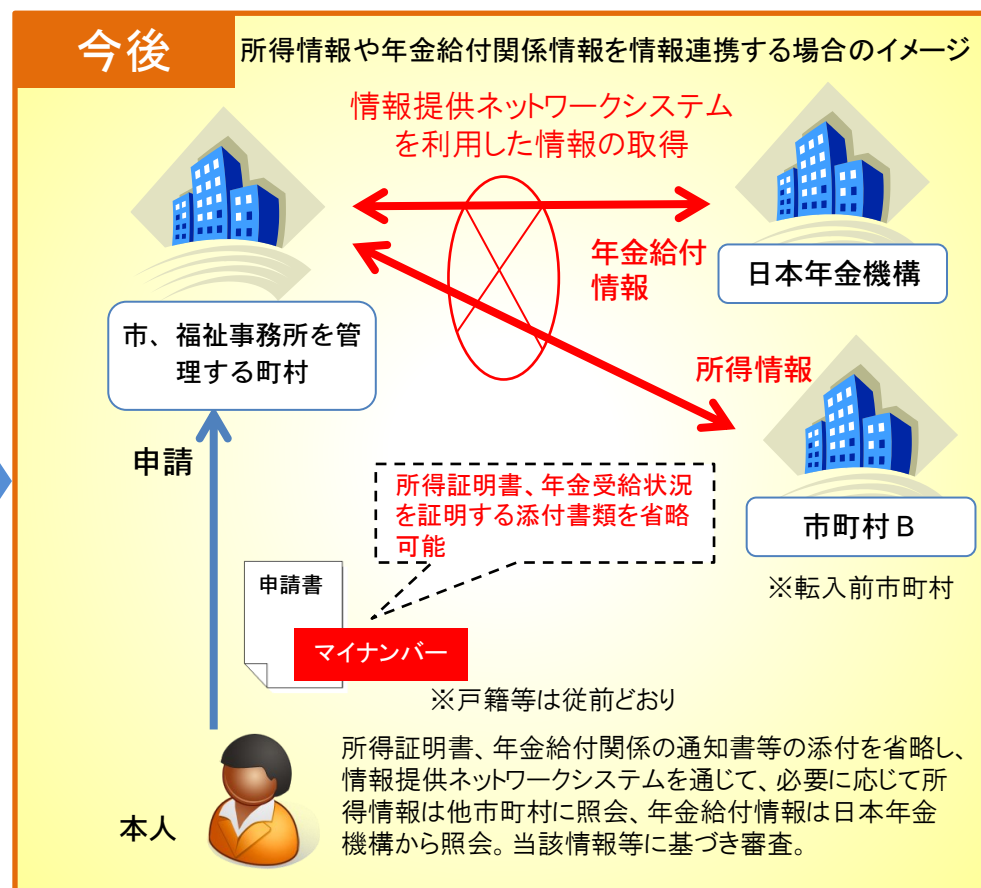
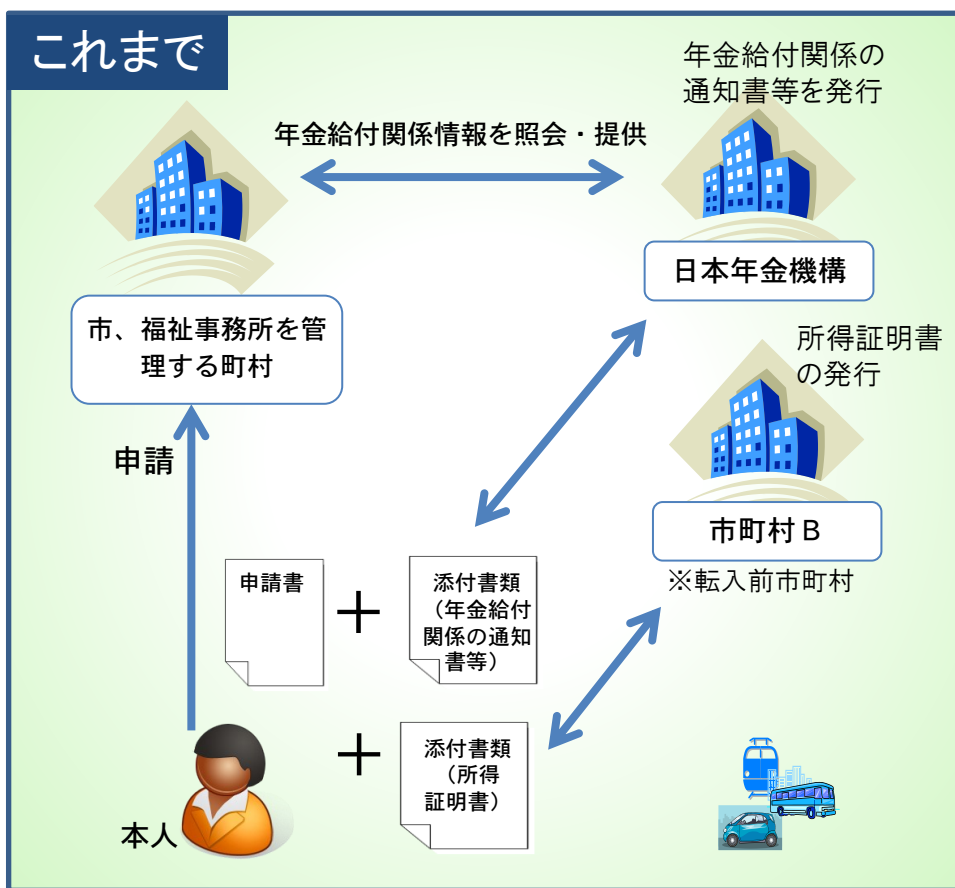
※※※ 情報連携で取得できない情報を確認する場合等、引き続き添付書類が必要となる場合があります。

児童扶養手当の支給申請時の添付書類省略

■情報連携の概要

児童扶養手当の支給の認定のための審査の際に、申請時に取得したマイナンバーにより、情報提供ネットワークシステムを利用して、地方税関係情報（市町村から）、年金給付関係情報（日本年金機構から）等を取得する。

●市、福祉事務所を管理する町村が事務を行う場合



※ 情報連携で取得できない情報を確認する場合等、引き続き添付書類が必要となる場合があります。

「ねんきんネット」について

○「ねんきんネット」の概要

概要	インターネットにより、いつでも自分の年金加入記録を確認したり、年金見込額を試算できる「ねんきんネット」サービスを平成23年2月から開始。
主な機能	<ul style="list-style-type: none">・年金記録確認機能 ⇒これまでの年金加入履歴を表示・年金見込額試算機能 ⇒自分の年金加入履歴から、様々な条件に応じた試算が可能・通知書確認機能 ⇒電子版「ねんきん定期便」や年金支払に関する通知書などがPDFファイルで確認可能 <p>(ねんきんネットとマイナポータル連携により可能なこと)</p> <ul style="list-style-type: none">・国民年金保険料の免除・納付猶予(R4.10～)・学生納付特例(R5.4～)の簡易な電子申請 (※)氏名や生年月日等の情報があらかじめ入力された状態で簡単に電子申請が可能。・社会保険料控除証明書(R4.10～)、源泉徴収票(R5.1～)の電子データでの受け取り
利用方法	<p>①「ユーザID」と「パスワード」でログイン ⇒ねんきんネットホームページから必要事項を入力してユーザIDを申し込み。 日本年金機構において本人確認を行い、ユーザIDをハガキで送付 ※アクセスキーを使用して申し込みをした場合は、ねんきんネットホームページ画面にユーザIDを即時で表示</p> <p>②マイナポータル連携 ⇒ユーザIDがなくともマイナポータルから、マイナンバーカードの本人認証により、ねんきんネットを利用可能</p>

「ねんきんネット」の利用者数

「ねんきんネット」利用者数及びマイナポータルとの認証連携者数の推移

	平成30年度末	令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末
ねんきんネット利用者数【累計】	約506万人	約578万人	約666万人	約770万人	約908万人
マイナポータル認証連携者数【累計】	-	-	約7万人	約69.5万人	約216万人

※1 「ねんきんネット」のサービスは平成23年2月から開始し、利用者数の把握は平成30年度から開始。

※2 マイナポータルと「ねんきんネット」の連携は平成30年10月から開始し、認証連携者数の把握は令和2年10月から開始。

※3 令和3年7月より、マイナポータルの認証連携改善（初回認証連携をスマートフォンからも行えるようにし、基礎年金番号の入力を不要とする）。

「ねんきん定期便」について

○「ねんきん定期便」の概要

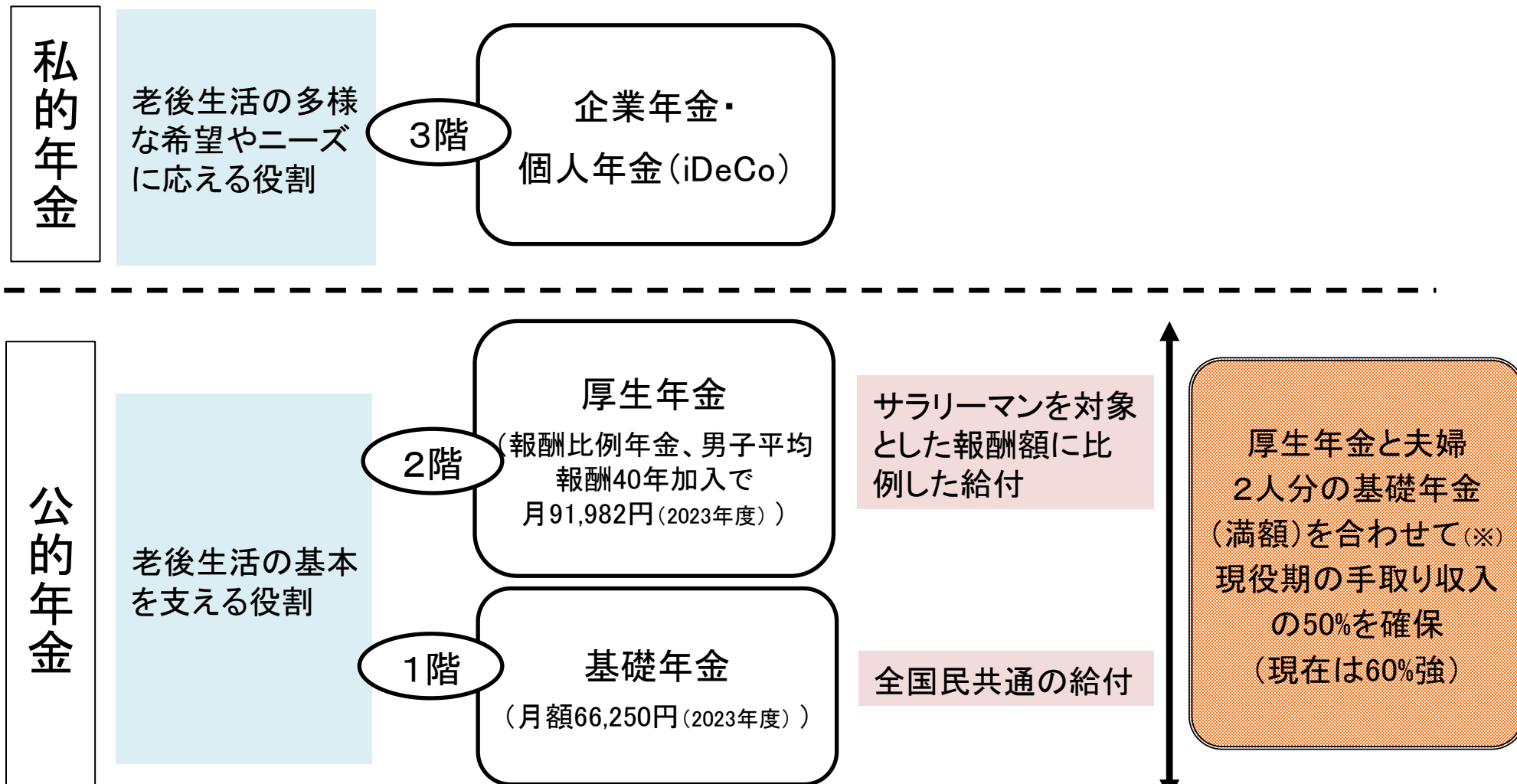
概要	<p>厚生年金保険法および国民年金法に基づき、被保険者の方に、毎年、誕生月に保険料の納付実績や将来の給付に関する情報提供を行う。(平成21年4月から実施)</p> <p>(参考)国民年金法第14条の5</p> <p>厚生労働大臣は、年金制度に対する国民の理解を増幅させ、及びその信頼を向上させるため、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者に対し、当該被保険者の保険料納付の実績及び将来の給付に関する必要な情報を分かりやすい形で通知するものとする。</p>
お知らせ する内容	<p>○毎年(節目の年以外).....ハガキを送付</p> <ul style="list-style-type: none">①直近1年間の月給・賞与・保険料額②これまでの加入実績に応じた年金見込額 <p>(注)50歳以上の方には、直近の月給・賞与・支払実績が60歳まで継続したと仮定した年金見込額</p> <p>○節目の年(35歳、45歳、59歳).....封書を送付</p> <ul style="list-style-type: none">①今まで加入した全期間の月給・賞与・保険料額②これまでの加入実績に応じた年金見込額 <p>(注)59歳の方には、直近の月給・賞与・支払実績が60歳まで継続したと仮定した年金見込額</p>

私的年金制度について



年金制度の設計の考え方

- 我が国の年金は、3階建ての構造。1・2階部分の公的年金が国民の老後生活の基本を支え、3階部分の企業年金・個人年金と合わせて老後生活の多様な希望・ニーズに対応。



※ $66,250 \times 2 + 91,982 = 224,482$ 円

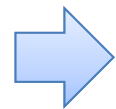
退職給付制度の類型

内部積立

- 内部留保型の退職一時金、自社年金
 - ・ 税制上の優遇は受けられないが、自由な制度設計をすることが可能。
 - ・ ただし、労働基準法の「退職手当」に該当し、同法の適用を受ける。

外部積立

- 適格退職年金(2011年度末で廃止)
 - 厚生年金基金(2013年度末で新設終了)
 - 確定給付企業年金(DB)
 - 確定拠出年金(DC)
- } 一般にこのタイプが「企業年金」と呼ばれる。



年金資産の外部保全のほか、受給権保護等の観点から設けられた各種の適格要件を満たすことで、税制上の優遇措置(事業主は掛金を損金算入、従業員に対する課税も受給時まで繰り延べられる仕組み)が認められている。

- ・ 給付に要する費用の積立義務、定期的な財政検証の実施、積立不足の解消
- ・ 運営や資産運用に関わる者の受託者責任
- ・ 加入者等に対する財政状況等の情報開示 等

※ 企業年金は制度運営の責任が事業主にあるが、退職給付制度には、「中小企業退職金共済制度」「特定退職金共済制度」のように、企業が実施主体に掛金を納付し、実施主体が給付を行うもの(制度の運営の責任が事業主とは別の主体にあるタイプ)もある。

企業年金制度の変遷①

退職金の普及

- 戦前、1936年に退職積立金及退職手當法が制定され、退職金支払原資の積立が強制されたが、1944年の厚生年金保険法の制定に伴い廃止。
- 戦後の経済復興期から高度経済成長期にかけては、厚生年金保険制度が未成熟であったこともあり、企業は優秀な労働力を確保する手段として、各社ごとに退職金を充実。
- 1959（昭和34）年、中小企業の従業員の福祉の増進と雇用の安定を図り、中小企業の振興と発展に寄与することを目的に、中小企業退職金共済制度の創設。

退職金費用平準化の要請と、税制上の「適格退職年金制度」の創設

- 1950年代半ば、退職金の支給額の増大に伴い、資金負担の平準化の観点から、年金制度を導入する企業が出現。
 - この場合、企業の負担する掛金が損金に算入されず、損金扱いにする場合には掛金が追加給与とみなされ、従業員は実際には受け取っていない給与に対して所得税を支払わなければならないという問題が存在。
 - この問題を解決するための税制改革の要望が高まり、1962（昭和37）年に税制上の「適格退職年金制度」の創設（※）。
- （※）企業と金融機関が信託契約や生命保険契約を締結し、適正な年金数理などの適格要件を満たすものについて、給付時まで課税を繰り延べ。所得税の課税繰り延べ分を遅延利子相当分として運用時に課税（特別法人税）。

公的年金と退職金との調整の要請と、「厚生年金基金制度」の創設

- 厚生年金保険の給付水準の改善に際して、企業の退職金との調整が課題。
 - 1965（昭和40）年の厚生年金制度改正（1万円年金の実現）に際して、企業年金に厚生年金保険の一部を代行させる「厚生年金基金制度」の創設（1966（昭和41）年10月施行）。
- （※）一定水準までは運用時非課税で、公的年金と同様の税制上の取扱い。

企業年金制度の変遷②

「企業年金二法」の制定

- バブル経済の崩壊により資産運用環境は著しく悪化し、厚生年金基金等の積立不足が拡大。
- 1999（平成11）年から2年間、運用時の課税凍結（特別法人税の課税凍結）。その後も課税凍結の措置が繰り返されている。
- 2000（平成12）年の退職給付に係る新会計基準の導入もあり、厚生年金基金の代行返上を求める動き。
- 2001（平成13）年10月には、拠出建ての新たな企業年金である「確定拠出年金制度（DC）」、2002（平成14）年4月には、代行部分を持たない企業年金である「確定給付企業年金制度（DB）」の創設（厚生年金基金の代行返上を可能とし、適格退職年金で不十分だった受給権保護を強化）。

<既存制度に対する問題意識>

適格退職年金

厚生年金基金

退職給付を年金制度として実施する形で多くの企業が導入したが、バブル崩壊後の運用環境悪化等に伴い、企業年金をやめるケースが増加

<企業の経済活動環境の変化>

退職給付に係る新会計基準
(2000(平成12)年4月導入)

企業年金に関する積立不足をバランスシートに負債として計上することとされたことから、母体企業の財務に大きな影響

<社会経済情勢との関係>

新制度創設の要請

雇用の流動化にも対応できる制度創設の要請

確定給付企業年金制度(DB)
の創設

確定拠出年金制度(DC)
の創設

企業年金・個人年金制度の仕組み

企業が従業員の
ために実施

将来的な給付額を
保証
(確定給付型)

【厚生年金基金】加入員数:12万人 (令和5年3月末時点)

掛金負担は、原則事業主と加入員で折半。
公的年金である厚生年金保険の給付も一部代行して行っている。

【確定給付企業年金(DB)】加入者数:911万人
(令和5年3月末時点)

掛金負担は、事業主拠出が原則。加入者も事業主掛金を超えない範囲で拠出可能。

本人が運用指図を行い、その実績により、
給付額が決定
(確定拠出型)

【確定拠出年金(企業型DC)】加入者数:805万人
(令和5年3月末時点 ※速報値)

掛金負担は、事業主拠出が原則。
加入者も事業主掛金を超えない範囲で拠出可能。

個人が自ら加入

将来的な給付額を
保証
(確定給付型)

【国民年金基金】加入員数:34万人 (令和4年3月末時点)

自営業者等が自ら掛金を拠出。
※国民年金基金は、職種別に設立される「職能型」と職種は問わない「地域型」がある。(現在地域型は全国を対象とした「全国国民年金基金」の1基金となっている。)

本人が運用指図を行い、その実績により、
給付額が決定
(確定拠出型)

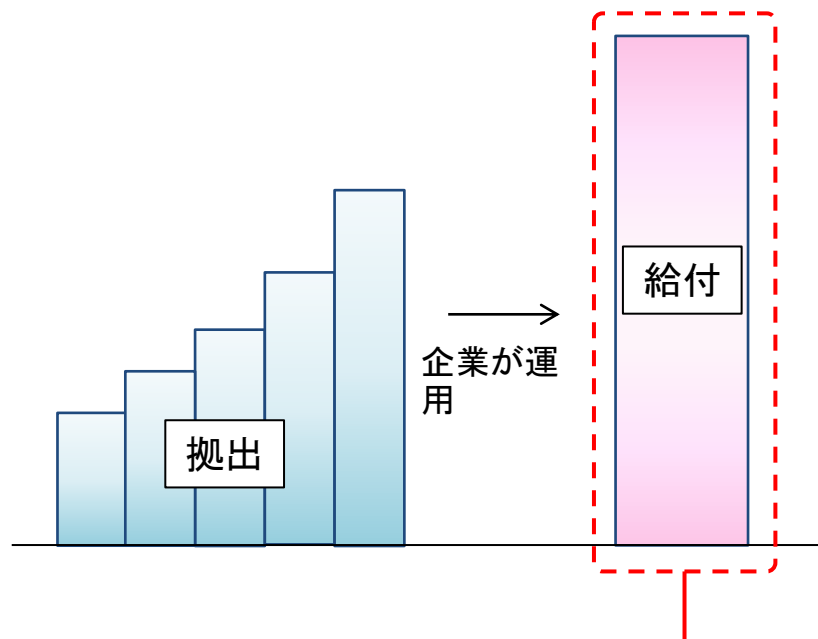
【確定拠出年金(個人型DC)】加入者数:290万人
(令和5年3月末時点)

加入者自ら掛金を拠出して運用。国民年金被保険者(2号、3号被保険者も含む)が加入可能。
※中小事業主が追加で掛金を拠出することも可能

給付建て(DB)と拠出建て(DC)の基本的仕組み

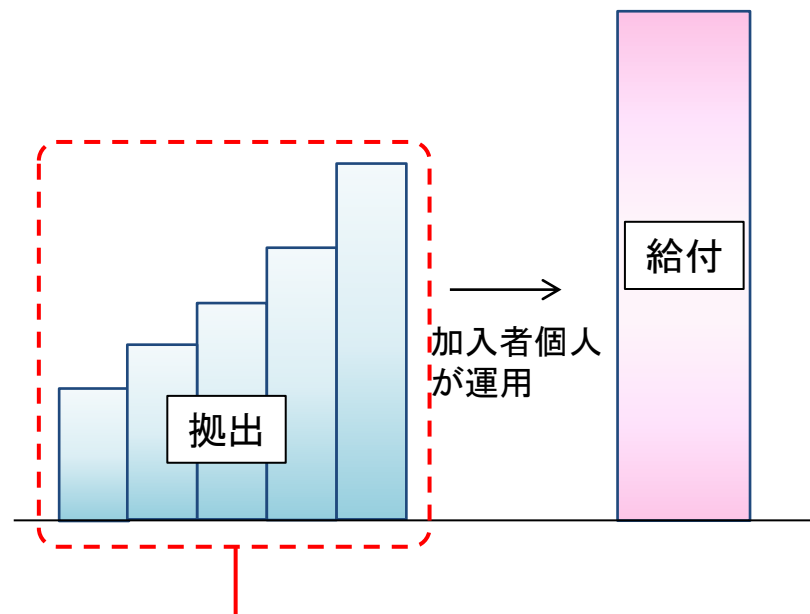
- 給付建て(Defined Benefit。DB)は、あらかじめ加入者が将来受け取る年金給付の算定方法が決まっている制度。資産は企業が運用。
- 拠出建て(Defined Contribution。DC)は、あらかじめ事業主・加入者が拠出する掛金の額が決まっている制度。資産は加入者個人が運用。

DB(Defined Benefit)のイメージ



あらかじめ給付の算定方法が決まっている

DC(Defined Contribution)のイメージ



あらかじめ拠出額が決まっている

確定給付企業年金の制度概要

- 確定給付企業年金法(平成13年法律第50号)により創設。
- 労使の自主性を尊重しつつ、受給権の保護を意図した制度。
- 労使合意に基づき、規約を作成し、厚生労働大臣の認可等を受けることで実施。
- 将来の給付を事業主が約束。

<形態>

- 母体企業とは異なる法人格を有する基金が実施する「基金型」と、労使が合意した規約に基づき事業主が実施する「規約型」がある。

<加入者>

- 厚生年金適用事業所の被保険者。
- 規約において加入者資格を設けることが可能であるが、特定の者について不当に差別的なものであってはならない。

<給付>

- 労使が合意した規約に基づき、老齢給付を行う(年金給付・一時金給付の選択可)。
- 給付や積立などについて必要最低限のルールを定めた上で、労使合意に基づき、より柔軟な制度設計が可能。

<掛金>

- 規約で定めるところにより、事業主が掛金を拠出(規約に定め、加入者の同意を得た場合は、加入者拠出も可能)。

<財政>

- 約束した給付が支給できるよう、年金資産の積立基準を設定。

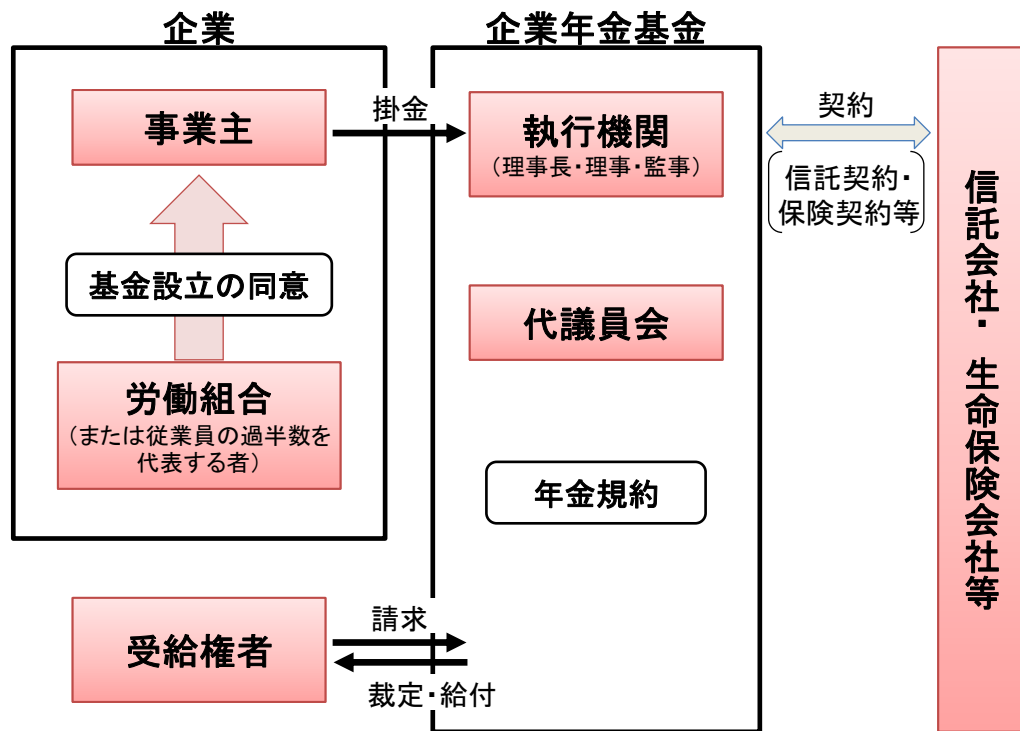
<その他>

- 金融機関等の確定給付企業年金の管理・運営に関わる者の責任、行為準則を明確化。
- 事業主等は、業務の概況について加入者等に周知。

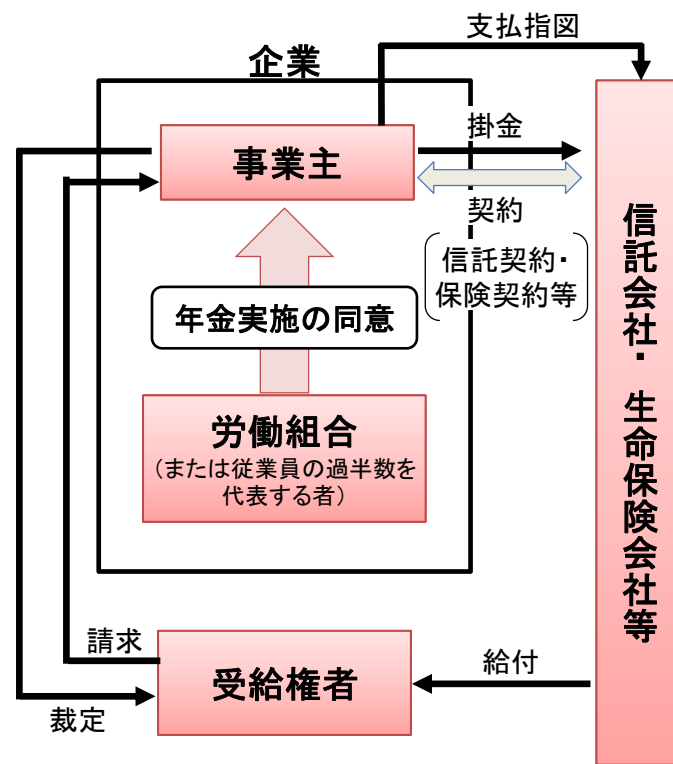
規約型と基金型について

- 確定給付企業年金(DB)は、母体企業とは別の法人格を持った企業年金基金を設立した上で、企業年金基金において年金資産を管理・運用し、年金給付を行う「基金型」と、労使が合意した年金規約に基づき、企業と信託会社・生命保険会社等が契約を結び、母体企業の外で年金資産を管理・運用し、年金給付を行う「規約型」に分けられる。
- 「基金型」「規約型」のいずれも、積立金は、企業財産から分離され、外部で積み立てられる。

1. 基金型



2. 規約型



企業型確定拠出年金の制度概要

- 確定拠出年金は、拠出された掛金が個人ごとに明確に区分され、掛金とその運用収益との合計額をもとに給付額が決定される私的年金制度。
- 企業型確定拠出年金は、原則企業が掛金を拠出し、資産の運用は加入者自らが行う。

<加入者>

- 厚生年金適用事業所の被保険者。
- 規約において加入者資格を設けることが可能であるが、特定の者について不当に差別的なものであってはならない。

<掛金>

- 規約で定めるところにより、事業主が掛金を拠出(加入者も事業主掛金を超えない範囲で拠出可能)。
- 拠出限度額は月額55,000円(他の企業年金(確定給付企業年金、私立学校教職員共済、石炭鉱業年金基金、厚生年金基金)に加入している場合は月額27,500円 ※令和6(2024)年11月まで)

<運用>

- 運用関連運営管理機関が選定・提示する運用商品(上限35本)から各加入者が資産を運用する商品を決め、個人ごとに資産管理(年金資産が個人ごとに管理されるため、各加入者が残高を把握できる。)

<給付>

- 60歳～75歳の範囲内で支給開始時期を選択可能だが、60歳未満の加入者等の期間が10年に満たない場合は、その期間に応じた年齢以降で請求が可能。
- 年金、一時金、年金と一時金の併用※を受給権者が選択可能。 ※運営管理機関により選択可能

<その他>

- 中途引き出しは原則不可(資産額が少額であること等の要件を満たす場合は可能。)
- 企業型確定拠出年金の運営において事業主が果たすべき役割・責任について法令で規定。

確定給付企業年金(DB)と確定拠出年金(DC)の拠出・給付の仕組み

- 確定給付企業年金(DB)は、適格退職年金や厚生年金基金の移行の受け皿としての位置付けであったことから、両制度の特徴を承継している。一方、確定拠出年金(DC)は、資産が老後所得となることを担保するための措置として、中途引き出しの原則禁止等の特徴を持つ。
- DBとDCとでは、制度創設の経緯を反映して、拠出や給付の仕組みが異なっているが、公的年金の給付と相まって国民の老後の所得確保を図るという制度の目的は共通している。

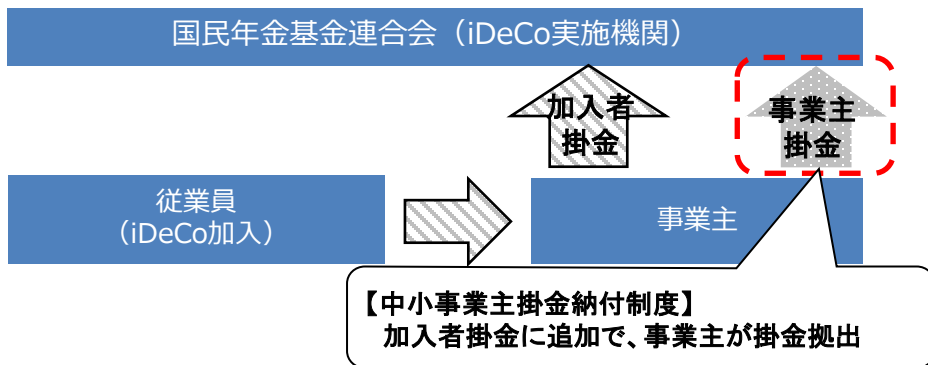
		確定給付企業年金(DB)	確定拠出年金(DC)	
拠出の仕組み	掛金	事業主拠出 (加入者も事業主掛金を超えない範囲で拠出可能) ※拠出限度額なし(ただし、加入者掛金の非課税枠は年間4万円まで(生命保険料控除))	【企業型】 事業主拠出 (加入者も事業主掛金を超えない範囲で拠出可能) ※拠出限度額あり	【個人型(iDeCo)】 加入者拠出 (中小企業については、事業主も拠出可能) ※拠出限度額あり
	加入可能要件	厚生年金被保険者	【企業型】 厚生年金被保険者	【個人型(iDeCo)】 国民年金被保険者
給付の仕組み	支給開始時期の設定 受給開始時期の選択	60歳～70歳の規約で定める年齢到達時 又は50歳以上の退職時(規約に定めがある場合) ※規約で定めるところにより繰下げを申し出ることができる (繰り下げた場合の開始時期は規約で定める)	60歳～75歳の請求時 ※60歳未満の加入等の期間が10年に満たない場合は、その期間に応じた年齢以降で請求が可能	
	年齢到達前の中途引き出し	制限なし ※規約において、3年を超える加入者期間を中途引き出しの要件として定めてはならない	原則不可 ※資産額が少額であること等の要件を満たす場合は可能	
	受給の形態	年金か一時金かを受給権者が選択可能 (年金の場合の期間等は労使が選択)	年金か一時金かを受給権者が選択可能 (年金の場合の期間等は受給権者が選択)	

※国民年金被保険者の資格は、①第1号被保険者:60歳未満、②第2号被保険者:65歳未満、③第3号被保険者:60歳未満、④任意加入被保険者:保険料納付済期間等が480月未満の者は任意加入が可能(65歳未満)となっている。

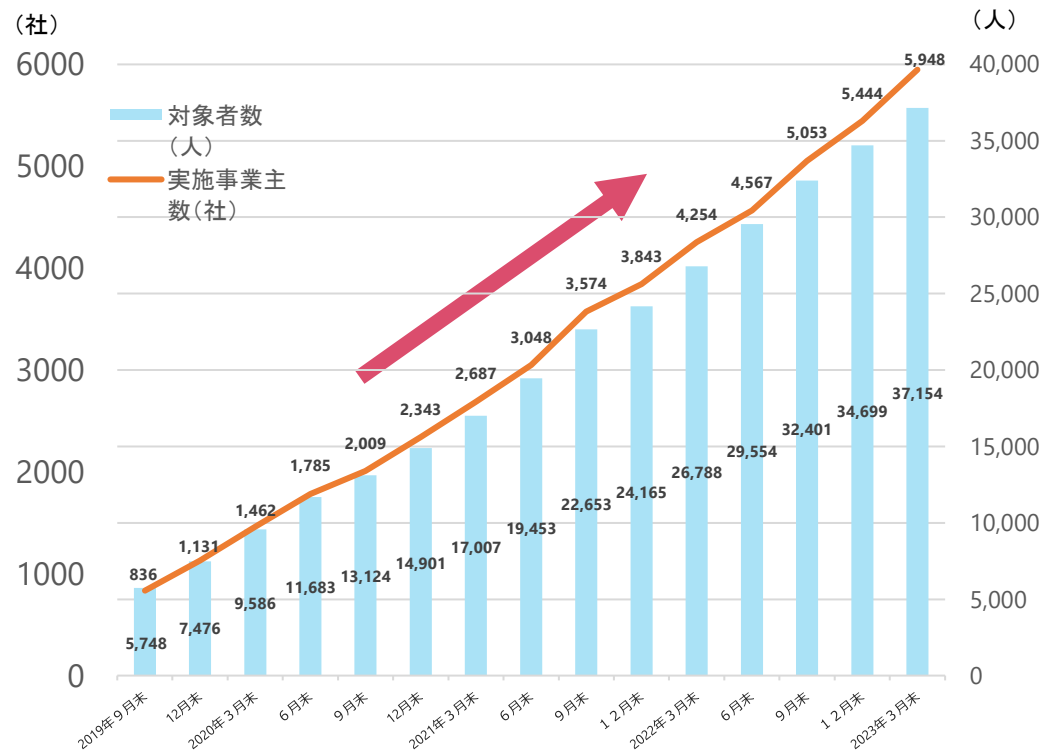
中小事業主掛金納付制度（iDeCoプラス）

- 中小事業主掛金納付制度（iDeCoプラス）は、企業年金を実施していない従業員300人以下の事業主が、従業員の老後の所得確保に向けた支援を行うことができるよう、iDeCoに加入する従業員の掛金に追加的に拠出するものである。
- 従業員の掛金と事業主掛金の合計がiDeCoの拠出限度額の範囲内（年額27.6万円・月額2.3万円）とすることが必要である。

項目	内容
事業主の条件	・ 企業型確定拠出年金、確定給付企業年金及び厚生年金基金を実施していない事業主であって、従業員300人以下の事業主
労使合意	・ 中小事業主掛金を拠出する場合に労働組合等の同意が必要
拠出の対象者	・ iDeCoに加入している従業員のうち、中小事業主掛金を拠出されることに同意した者 ※ただし、iDeCoに加入している者のうち一定の資格を定めることも可能
拠出額	・ 定額 ※資格に応じて額を階層化することは可能 ※「資格」は、拠出対象者の一定の資格（職種、勤続期間）のほか、労働協約又は就業規則その他これらに準ずるものにおける給与及び退職金等の労働条件が異なるなど合理的な理由がある場合において区分する資格に限る

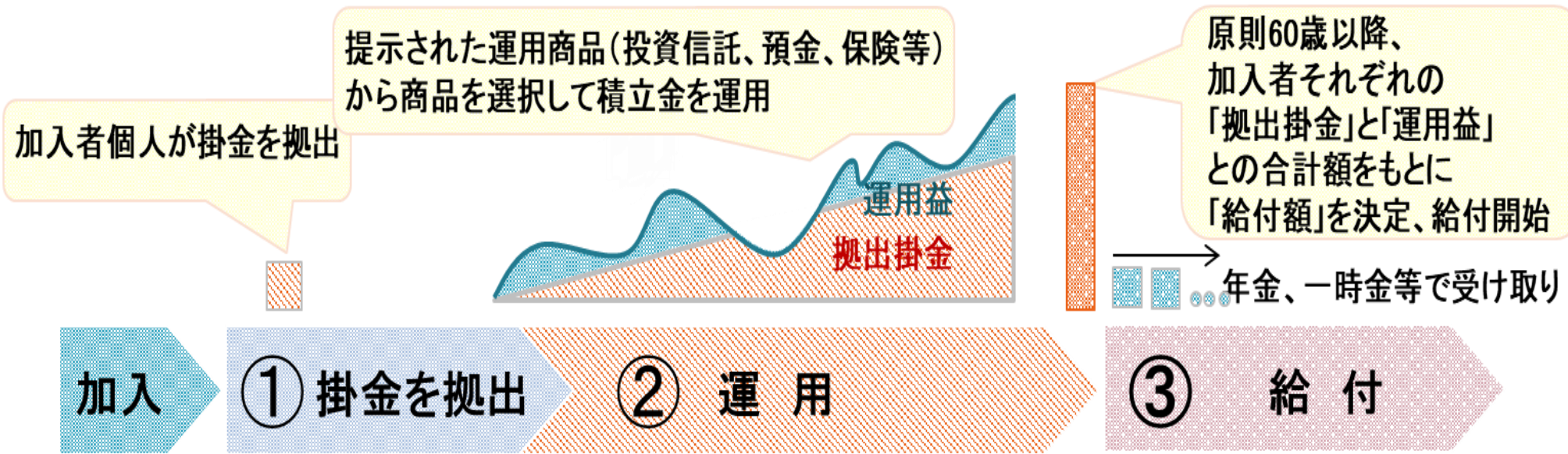


<iDeCoプラスの実施状況>



（出所）国民年金基金連合会調べ

個人型確定拠出年金 (iDeCo) 制度の概要



【加入可能要件】

国民年金被保険者

※ 国民年金被保険者の資格は、①第1号被保険者:60歳未満、②第2号被保険者:65歳未満、③第3号被保険者:60歳未満、④任意加入被保険者:保険料納付済期間等が480月未満の者は任意加入が可能(65歳未満)となっている。

【掛金】

加入者拠出(中小企業については、事業主も拠出可能)

※ 拠出限度額(令和6年12月1日から)は、①第1号被保険者及び任意加入被保険者:月額6.8万円、②企業年金に加入している第2号被保険者:月額2万円、③企業年金に加入していない第2号被保険者及び第3号被保険者:月額2.3万円

【受給可能年齢】

60歳～74歳の間で受給開始時期を選択可能(75歳到達時には自動的に裁定される。)

企業年金・個人年金に係る税制

		厚生年金基金		確定給付企業年金 (DB)		企業型確定拠出年金 (企業型DC)		個人型確定拠出年金 (個人型DC (iDeCo))	
拠出時	事業主	全額損金算入	事業主掛金	全額損金算入	事業主掛金	全額損金算入	事業主掛金	全額損金算入	事業主掛金 ^(※)
	従業員	社会保険料控除	加入員掛金	生命保険料控除	加入者掛金	小規模企業共済等掛金控除	加入者掛金 ^(※) <small>(※) マッチング拠出</small>	小規模企業共済等掛金控除	加入者掛金 <small>(※) iDeCoプラス</small>
運用時 ^(※)		代行部分の3.23倍超の部分に対し特別法人税課税 (1.173%)	運用益 事業主掛金 加入員掛金 <small>代行部分の3.23倍</small>	積立金 (加入者掛金分を除く。) に対し特別法人税課税 (1.173%)	運用益 事業主掛金 加入者掛金	積立金に対し特別法人税課税 (1.173%)	運用益 事業主掛金 加入者掛金	積立金に対し特別法人税課税 (1.173%)	運用益 事業主掛金 加入者掛金
給付時	年金	雑所得として課税【公的年金等控除】	運用益 事業主掛金	加入者掛金分を除き雑所得として課税【公的年金等控除】	運用益 事業主掛金	雑所得として課税【公的年金等控除】	運用益 事業主掛金	雑所得として課税【公的年金等控除】	運用益 事業主掛金
	一時金	退職所得として課税【退職所得控除】	加入員掛金	加入者掛金分を除き退職所得として課税【退職所得控除】	加入者掛金	退職所得として課税【退職所得控除】	加入者掛金	退職所得として課税【退職所得控除】	加入者掛金

(※) 特別法人税については、2025(令和7)年度末まで、課税停止措置が延長されている。

企業年金等の積立金に対する特別法人税の概要

特別法人税の沿革

昭和37年度 適格退職年金導入に伴い特別法人税創設

昭和43年度 税率変更 (1.2% → 1.0%)

平成11年度

2年間課税凍結

(超低金利の状況、企業年金の財政状況等を踏まえ、凍結)

平成13年度

課税凍結の2年間延長

確定拠出年金法の施行 (平成13年10月)

平成14年度

確定給付企業年金法の施行 (平成14年4月)

平成15年度

課税凍結の2年間延長

平成17年度

課税凍結の3年間延長

平成20年度

課税凍結の3年間延長

平成23年度

課税凍結の3年間延長

平成26年度

課税凍結の3年間延長

平成29年度

課税凍結の3年間延長

令和2年度

課税凍結の3年間延長

令和5年度

課税凍結の3年間延長

課
税
凍
結

DB・DC創設時には既に課税が凍結されており、
実質的にはDB・DCに課税されたことはない。

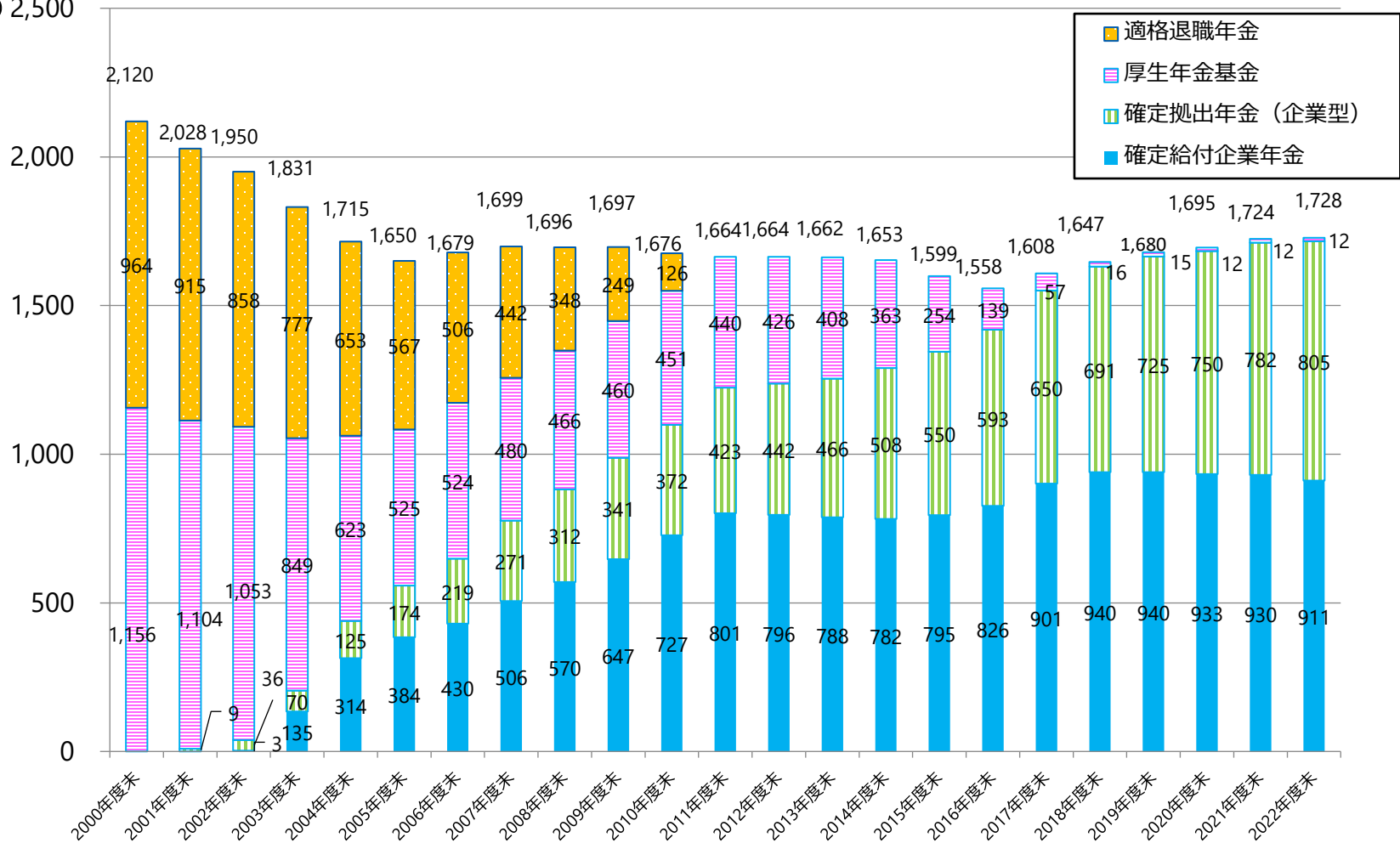
(参考) 各企業年金制度における資産額

- 厚生年金基金 (企業年金連合会を含む) 約14.5兆円 (2022年度末)
- 確定給付企業年金 約66.0兆円 (2022年度末)
- 確定拠出年金 約18.7兆円 (2022年度末)

企業年金の加入者数の推移

- 長らく企業年金の中核を担ってきた適格退職年金・厚生年金基金から、制度の中心は、確定給付企業年金（D B）・企業型確定拠出年金（企業型DC）に移行。

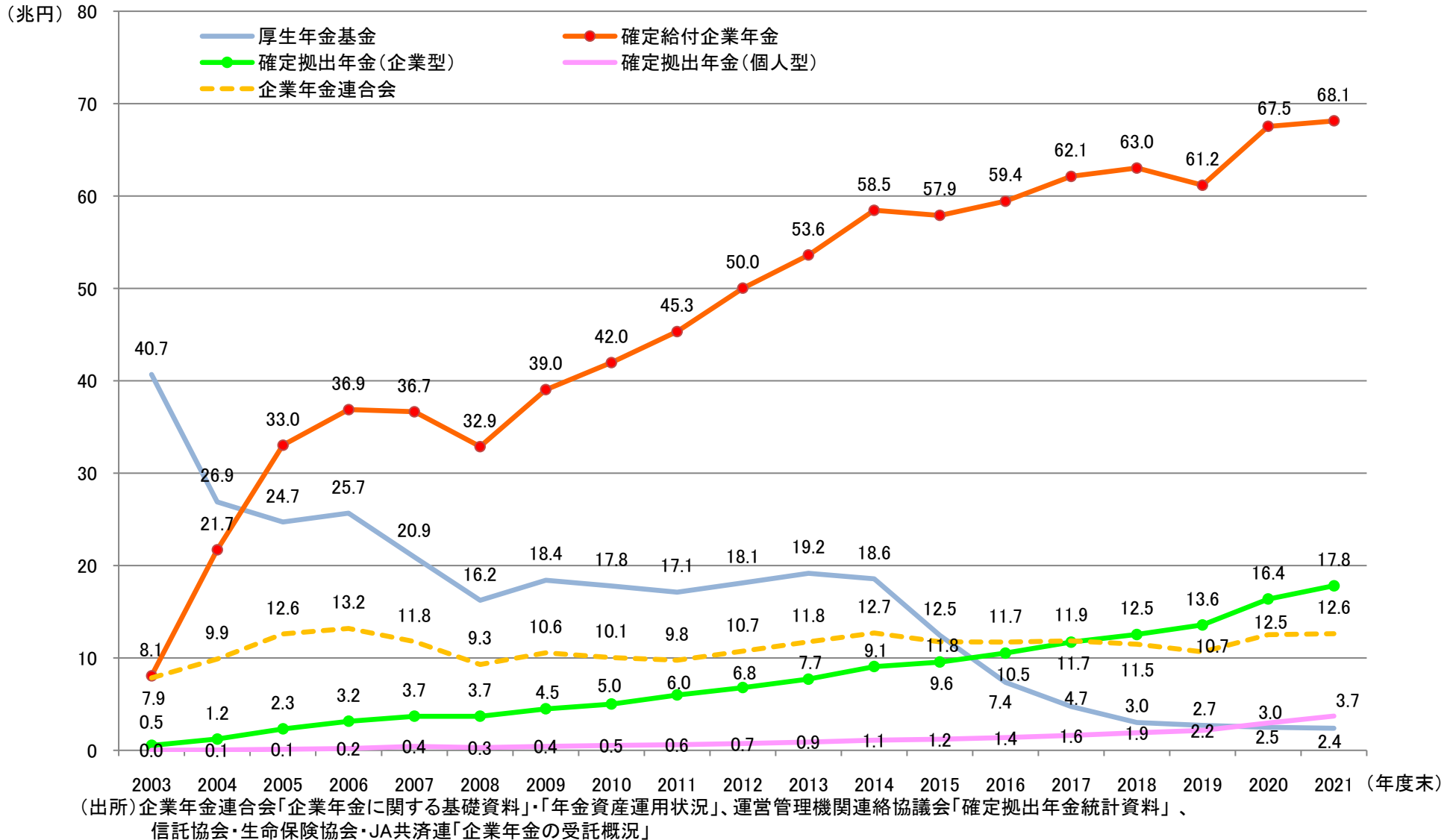
加入者数(万人) 2,500



(出所) 適格退職年金・厚生年金基金・確定給付企業年金：生命保険協会・信託協会・JA共済連「企業年金(確定給付型)の受託概況」(2010年度末分までは「企業年金の受託概況」)
 確定拠出年金：運営管理機関連絡協議会「確定拠出年金統計資料」
 ※2022年度末時点は運営管理機関連絡協議会・生命保険協会・信託協会「確定拠出年金(企業型)の統計概況」、「企業年金(確定給付型)の受託概況」による速報値。

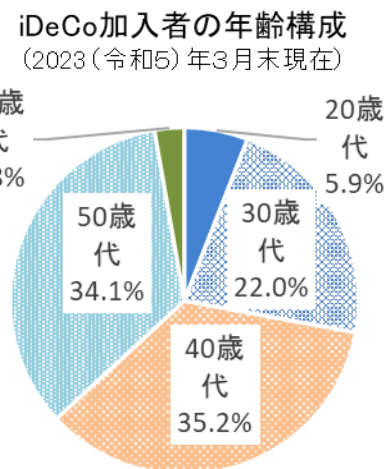
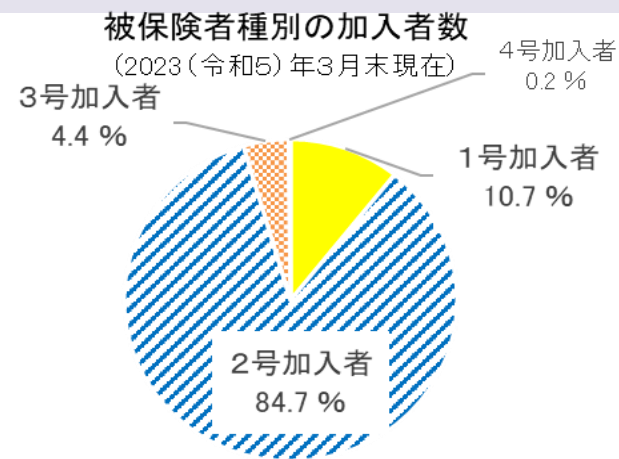
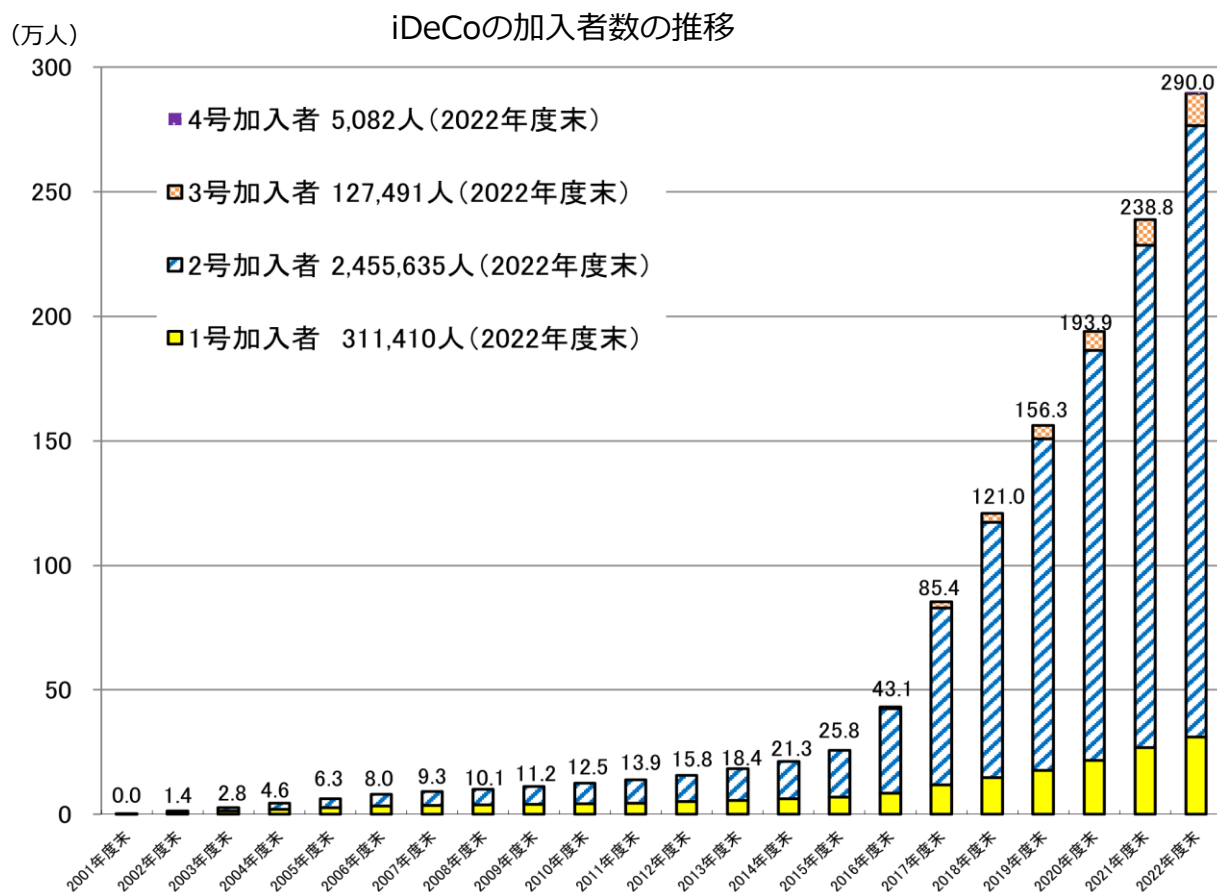
確定給付企業年金(DB)・確定拠出年金(DC)の資産残高の推移

○ 確定給付企業年金(DB)の資産残高68.1兆円、企業型確定拠出年金(企業型DC)の資産残高17.8兆円、個人型確定拠出年金(個人型DC)の資産残高3.7兆円となっている。



iDeCoの加入者数の推移

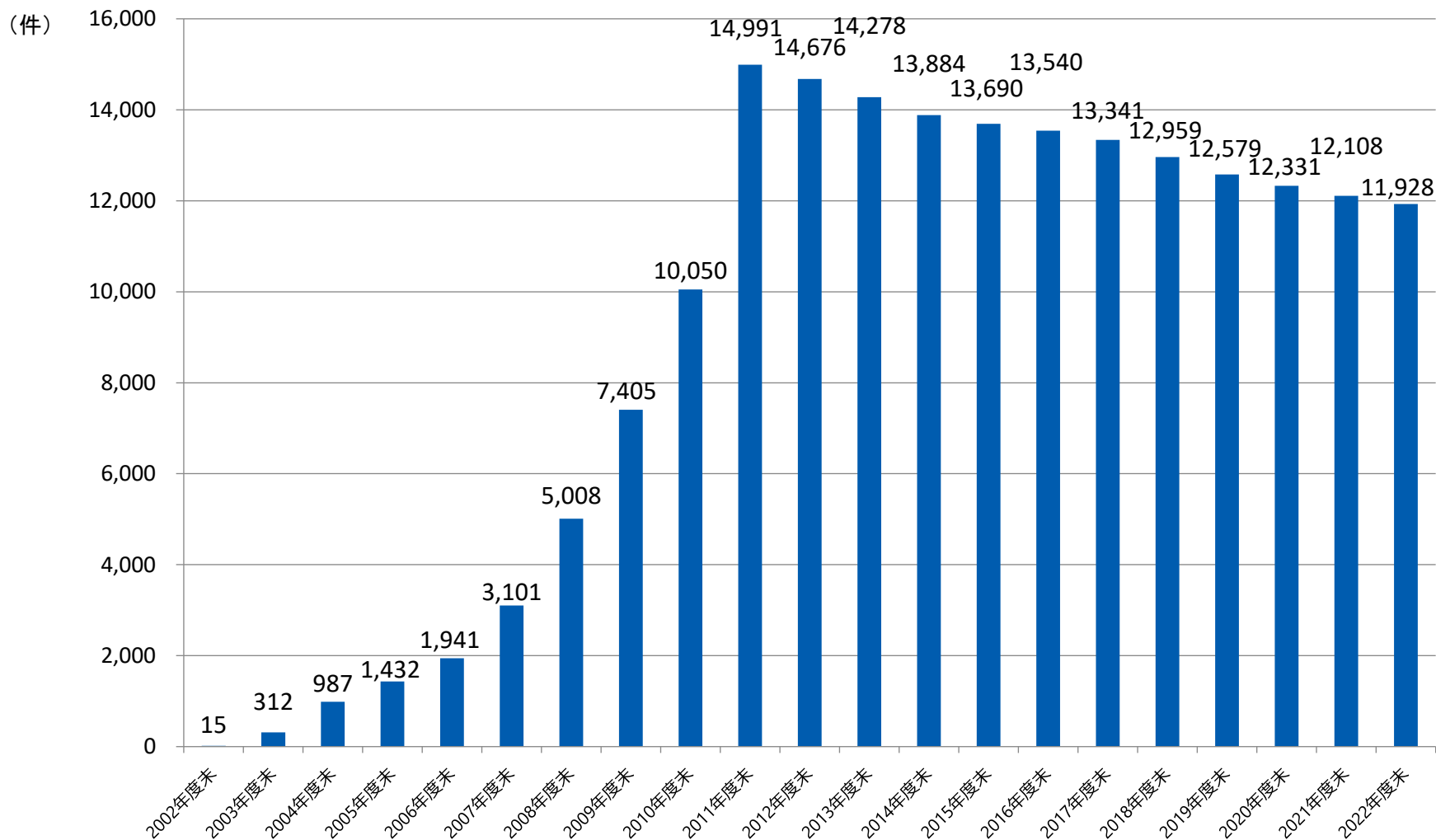
- 個人型確定拠出年金の一層の周知を図るため、2016(平成28年)9月に個人型確定拠出年金の愛称をiDeCo (individual type Defined Contribution pension plan) に決定。
- 2017 (平成29) 年1月に加入可能範囲を拡大。2023 (令和5) 年3月末現在、加入者は290.0万人。
- 令和4年度における60歳以上のiDeCo新規加入者は約8万人。



令和4年度における
60歳以上の
iDeCo新規加入者数
79,792名

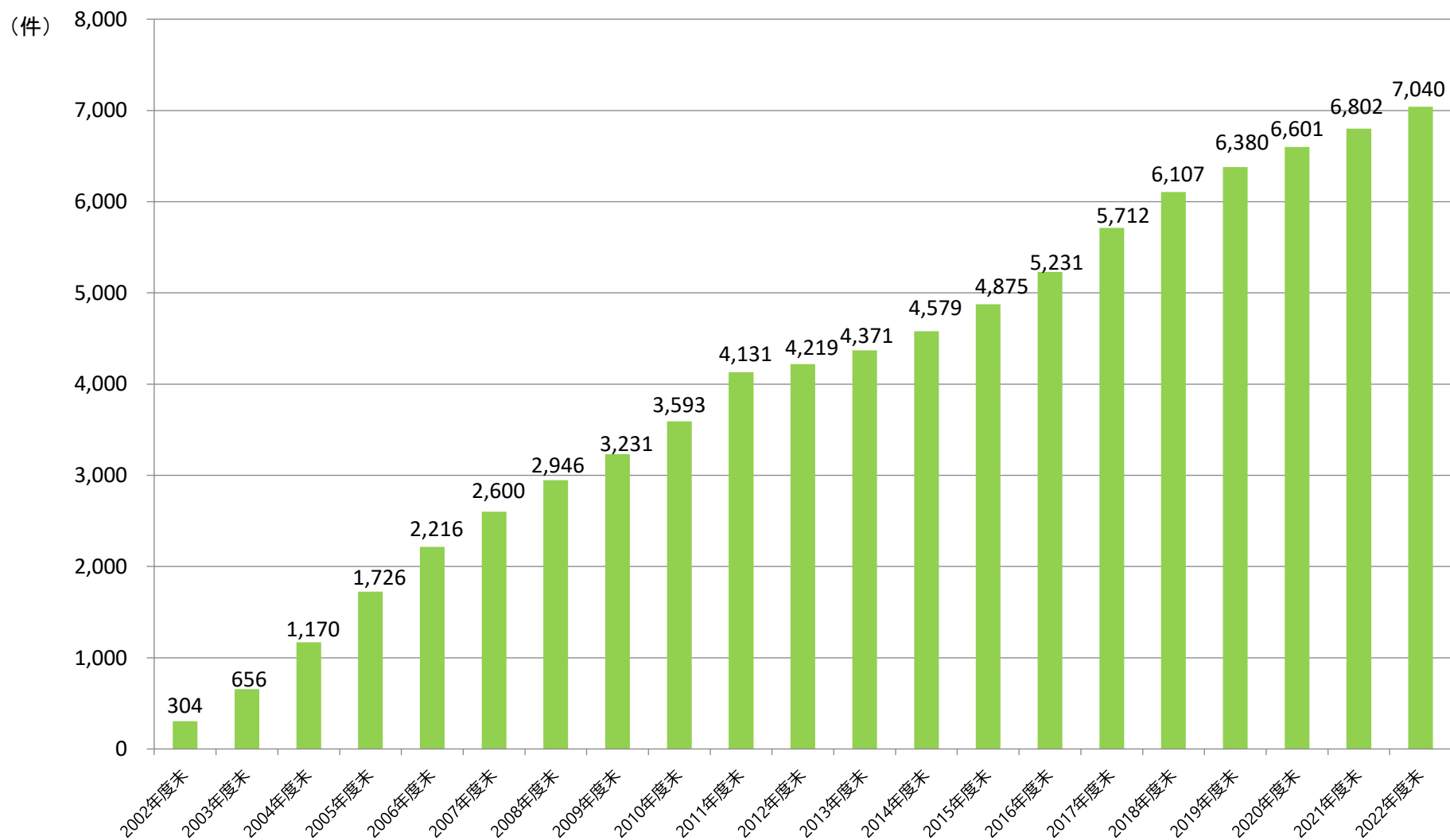
確定給付企業年金（DB）の規約数の推移

- 確定給付企業年金の規約数は、法施行後、適格退職年金・厚生年金基金からの移行等により急増したが、近年では確定拠出年金（DC）への移行等により減少傾向にある。



企業型確定拠出年金（企業型DC）の規約数の推移

○ 企業型確定拠出年金の規約数は、毎年増加している。



(出所) 運営管理機関連絡協議会「確定拠出年金統計資料」

※2022年度末時点は運営管理機関連絡協議会・生命保険協会・信託協会「確定拠出年金(企業型)の統計概況」による速報値。

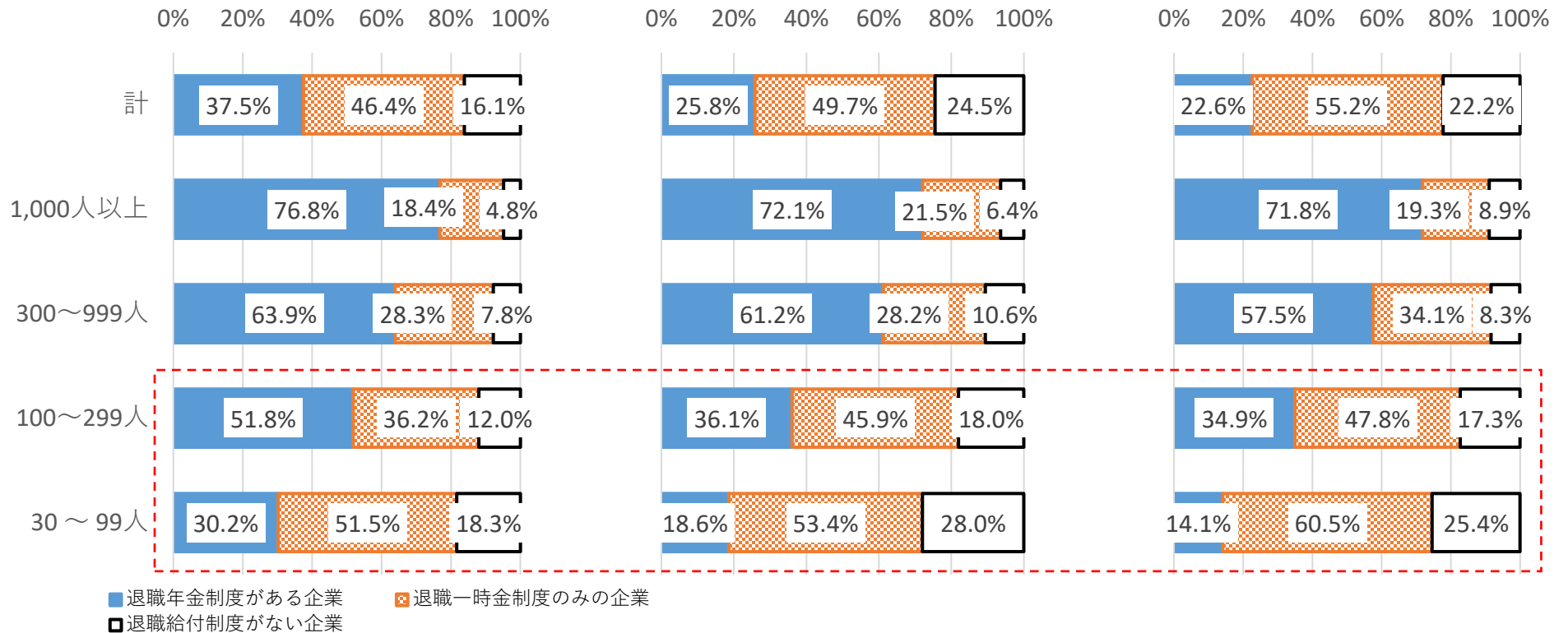
企業年金の実施状況（従業員規模別）

- 従業員規模が小さいほど退職年金制度の実施割合は低い。
- すべての従業員規模で退職年金制度の実施割合が低下しているが、従業員規模300人未満で減少幅が大きい。

退職給付制度の実施状況（企業割合・規模別、2008(平成20)年）

退職給付制度の実施状況（企業割合・規模別、2013(平成25)年）

退職給付制度の実施状況（企業割合・規模別、2018(平成30)年）



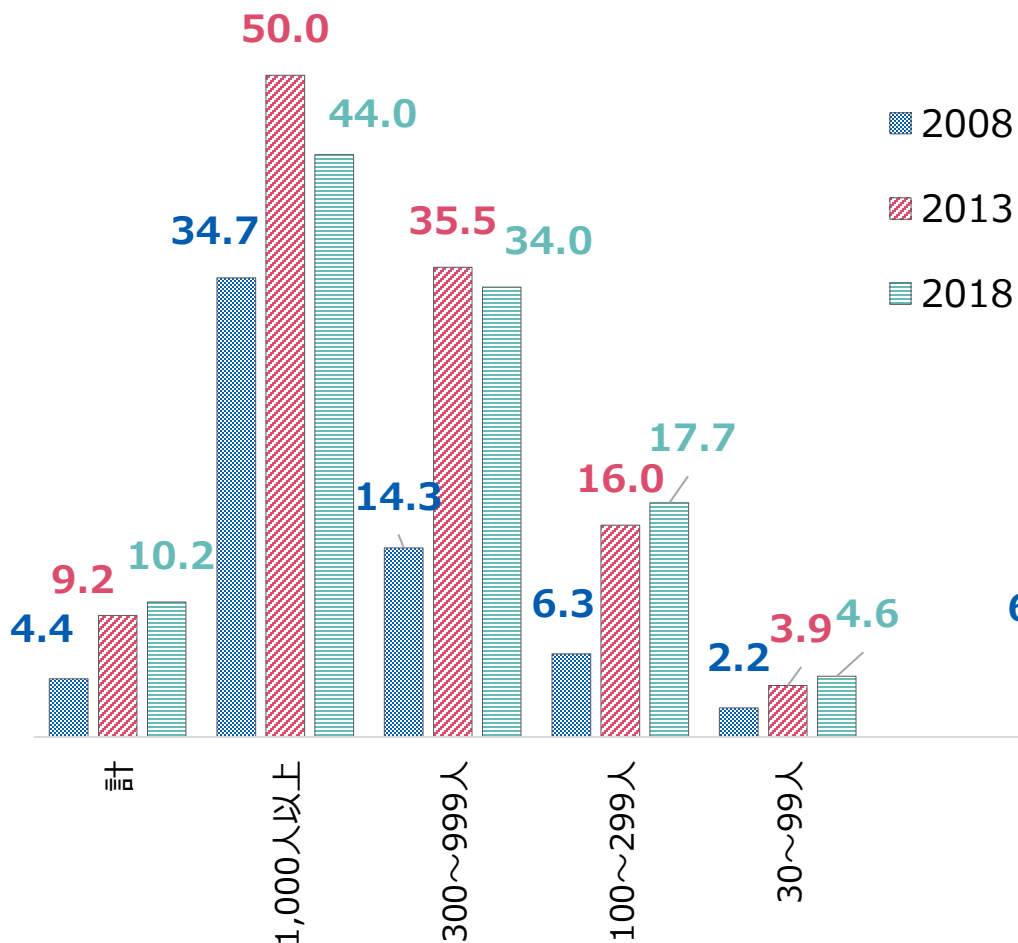
(出所)厚生労働省「就労条件総合調査」を基に作成

- (注) 1. 退職一時金制度とは、社内準備、中小企業退職金共済制度、特定退職金共済制度、その他をいう。
 2. 退職年金制度とは、確定給付企業年金、厚生年金基金、適格退職年金、確定拠出年金(企業型)、企業独自の年金をいう。
 3. 2018(平成30)年調査はそれ以前と調査対象が異なるが、比較のため特別に同範囲を集計している。

DB, 企業型DCの実施状況（従業員規模別）

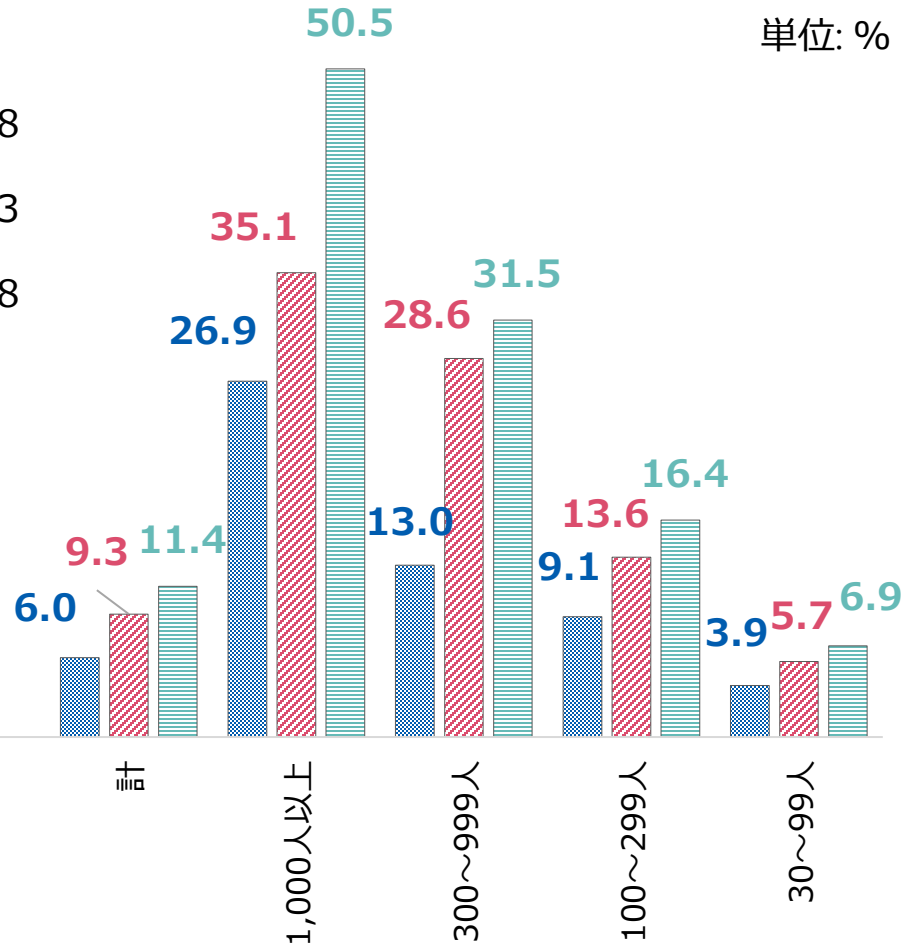
○ 従業員規模が小さくなるほど、企業年金の実施割合が低くなる傾向にある。

確定給付型企业年金（DB）



企業型確定拠出年金（DC）

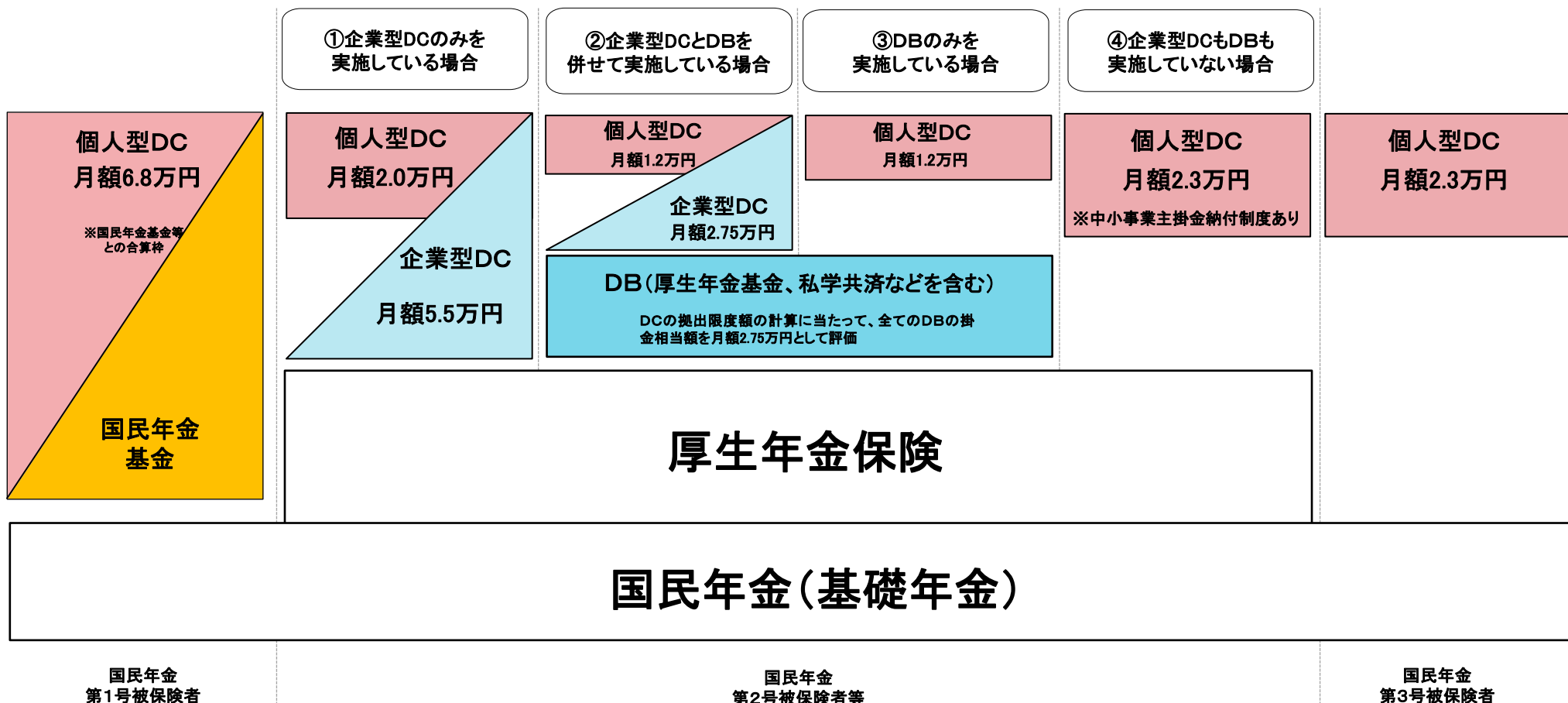
単位: %



(出所) 厚生労働省「就労条件総合調査」を基に作成

(注) 2018年調査はそれ以前と調査対象が異なるが、比較のため特別に同範囲を集計している。

現行のDC拠出限度額（2022（令和4）年10月～）



※ 企業型DC加入者の個人型DC加入の要件緩和後(2022(令和4)年10月施行)は、月額2.0万円(DB併用型は月額1.2万円)の範囲内で、かつ、企業型DCの事業主掛金額との合計が拠出限度額(月額5.5万円(DB併用型は2.75万円))の範囲内で、個人型DCの拠出が可能。
 ※ マッチング拠出を導入している企業の企業型DC加入者は、企業型DCの事業主掛金額を超えず、かつ、事業主掛金額との合計が拠出限度額(月額5.5万円(DB併用型は2.75万円))の範囲内で、マッチング拠出が可能。マッチング拠出か個人型DC加入かを加入者ごとに選択が可能。
 ※ DBについては、拠出限度額はない。DBには、年金払い退職給付を含む。

DB等の他制度掛金相当額の反映後（令和6（2024）年12月～）

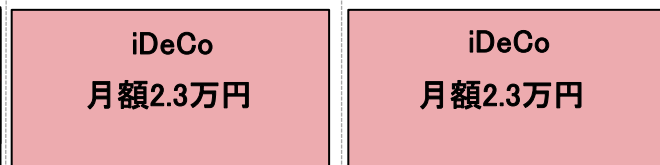
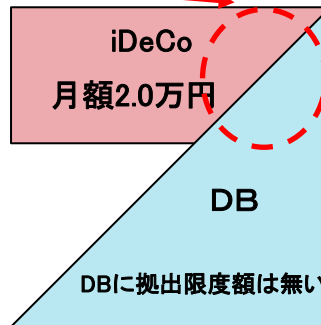
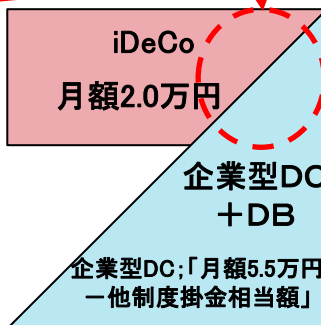
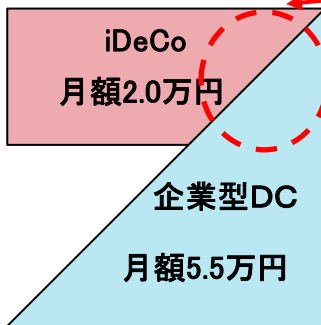
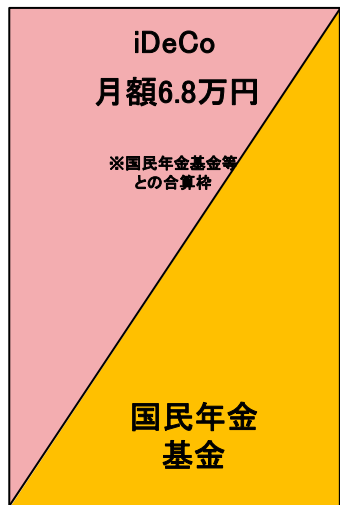
①企業型DCのみに加入

②企業型DCと、DB等の他制度に加入

③DB等の他制度のみに加入（公務員を含む）

④企業型DC、DB等の他制度のいずれにも加入していない

- 企業年金（企業型DC・DB）に加入する者のiDeCoの拠出限度額を公平化。
- 事業主の拠出額（各月の企業型DCの事業主掛金額とDB等の他制度掛金相当額）が3.5万円を超えると、iDeCoの拠出限度額が逡減。



厚生年金保険

国民年金（基礎年金）

国民年金
第1号被保険者

国民年金
第2号被保険者等

国民年金
第3号被保険者

※1 企業型DCの拠出限度額は、月額5.5万円からDB等の他制度掛金相当額（仮想掛金額）を控除した額。他制度掛金相当額は、DB等の給付水準から企業型DCの事業主掛金に相当する額として算定したもので、複数の他制度に加入している場合は合計額。他制度には、DBのほか、厚生年金基金・私立学校教職員共済制度・石炭鉱業年金基金を含む。

施行（令和6年12月1日）の際現に事業主が実施する企業型DCの拠出限度額については、施行の際の企業型DC規約に基づいた従前の掛金拠出を可能とする（経過措置）。ただし、施行日以後に、確定拠出年金法第3条第3項第7号に掲げる事項を変更する規約変更を行った場合、確定給付企業年金法第4条第5号に掲げる事項を変更する規約変更を行うことによって同法第58条の規定により掛金の額を再計算した場合、DB等の他制度を実施・終了した場合等は、経過措置の適用は終了。

マッチング拠出を導入している企業の企業型DC加入者は、企業型DCの事業主掛金額を超えず、かつ、事業主掛金額との合計が拠出限度額（月額5.5万円からDB等の他制度掛金相当額を控除した額）の範囲内で、マッチング拠出が可能。マッチング拠出かiDeCo加入かを加入者ごとに選択することが可能。

※2 企業年金（企業型DC、DB等の他制度）の加入者は、月額2.0万円、かつ、事業主の拠出額（各月の企業型DCの事業主掛金額とDB等の他制度掛金相当額）との合計が月額5.5万円の範囲内で、iDeCoの拠出が可能。公務員についても、同様に、月額2.0万円、かつ、共済掛金相当額との合計が月額5.5万円の範囲内で、iDeCoの拠出が可能。

企業年金に加入する者のiDeCo拠出限度額の見直し

○ iDeCoの拠出限度額の算定に当たって、全てのDB等の他制度の掛金相当額を一律評価している現状を改め、加入者がそれぞれ加入している**DB等の他制度ごとの掛金相当額の実態を反映**するとともに、**上限を2万円に統一**し、企業年金(企業型DC、DB等の他制度)に加入する者の拠出限度額について公平を図る。

	令和4年10月1日～	令和6年12月1日～
国民年金第1号被保険者及び任意加入被保険者	月額6.8万円 (※)	月額6.8万円 (※)
国民年金第2号被保険者		
①企業型DCのみに加入	月額5.5万円ー各月の企業型DCの事業主掛金額 (ただし、月額2.0万円を上限)	月額5.5万円ー (各月の企業型DCの事業主掛金額+
②企業型DCと、DB等の他制度に加入	月額2.75万円ー各月の企業型DCの事業主掛金額 (ただし、月額1.2万円を上限)	DB等の他制度掛金相当額)
③DB等の他制度のみに加入 (公務員を含む)	月額1.2万円 (※)	(ただし、月額2.0万円を上限)
④企業型DC、DB等の他制度のいずれにも加入していない	月額2.3万円 (※)	月額2.3万円 (※)
国民年金第3号被保険者	月額2.3万円 (※)	月額2.3万円 (※)

「月額2.0万円、かつ、事業主の拠出額との合計が月額5.5万円の範囲内」と言い換えることができる。
事業主の拠出額である「各月の企業型DCの事業主掛金額」と「DB等の他制度掛金相当額」の合計額が月額3.5万円を超えると、iDeCoの拠出限度額は、その分、減ることとなる。

【DC掛金の年単位拠出の取扱い】

(※)は、DC掛金の「年単位拠出」が可能。

企業型DCに加入する者(①・②)は令和4年10月1日から、③のDB等の他制度のみに加入する者(公務員を含む)は令和6年12月1日から、「月単位拠出」のみとなる。

最終的には、iDeCoの掛金について「年単位拠出」が可能である者は、事業主の拠出がない「国民年金第1号被保険者」、「企業型DC、DB等の他制度のいずれにも加入していない第2号被保険者」、「国民年金第3号被保険者」の3区分となる。

DCの拠出限度額の変遷

	国民年金第1号被 保険者 iDeCo	国民年金第2号被保険者等				国民年金第3号被 保険者 iDeCo
		①企業型DCのみに加入 企業型DC	②企業型DCと、DB等の他制度 に加入 企業型DC	③DB等の他制度の みに加入 (公務員を含む) iDeCo	④企業型DC、DB等 の他制度のいずれ にも加入していない iDeCo	
制度創設時 企業型:2001(平成13) 年10月1日 iDeCo:2002(平成14)年 1月1日	68,000円 ※国民年金基金等と の合算枠	36,000円	18,000円	—	15,000円	—
2004(平成16)年 10月1日以降		46,000円 (+10,000円)	23,000円 (+5,000円)	—	18,000円 (+3,000円)	—
2010(平成22)年 1月1日以降		51,000円 (+5,000円)	25,500円 (+2,500円)	—	23,000円 (+5,000円)	—
2014(平成26)年 10月1日以降		55,000円 (+4,000円)	27,500円 (+2,000円)	—		—
2017(平成29)年 1月1日以降		↓ うち iDeCo 20,000円(※1)	↓ うち iDeCo 12,000円(※1)	12,000円		23,000円
2024(令和6)年 12月1日以降		55,000円－DB等の他制度掛金相当額(※2)				
		うち iDeCo 55,000円－(各月の企業型DCの事業主掛金額+DB等の他制度掛金相当額) (ただし、20,000円を上限)				

※1 マッチング拠出ができることを企業型DC規約に定めない場合であって、①iDeCoに加入できること、②企業型DCの事業主掛金の上限を月額3.5万円(DB併用の場合は1.55万円)以下とすることを企業型DC規約で定めた場合に限り、月額2.0万円(DB併用の場合は1.2万円)の範囲内で、iDeCoの拠出が可能。企業型DC加入者のiDeCo加入の要件緩和後(令和4年10月1日施行)は、月額2.0万円(DB併用の場合は1.2万円)、かつ、企業型DCの事業主掛金額との合計が月額5.5万円(DB併用の場合は2.75万円)の範囲内で、iDeCoの拠出が可能。

※2 他制度掛金相当額(仮想掛金額)は、DB等の給付水準から企業型DCの事業主掛金に相当する額として算定したもので、複数の他制度に加入している場合は合計額。他制度には、DBのほか、厚生年金基金・私立学校教職員共済制度・石炭鉱業年金基金を含む。

施行(令和6年12月1日)の際現に事業主が実施する企業型DCの拠出限度額については、施行の際の企業型DC規約に基づいた従前の掛金拠出を可能とする(経過措置)。ただし、施行日以後に、確定拠出年金法第3条第3項第7号に掲げる事項を変更する規約変更を行った場合、確定給付企業年金法第4条第5号に掲げる事項を変更する規約変更を行うことにより同法第58条の規定により掛金の額を再計算した場合、DB等の他制度を実施・終了した場合等は、経過措置の適用は終了。

国民年金基金の制度概要

- 国民年金基金は、自営業者などの国民年金のみに加入する者が、その上乗せして任意に加入できる確定給付型の個人年金であり、会社員等の給与所得者が国民年金に上乗せして加入する厚生年金に相当するものとして創設された制度である。
- 国民年金の付加年金を代行するものとなり、第1号被保険者（60歳以上65歳未満の国民年金の任意加入被保険者を含む）が加入対象者となる。
- 国民年金基金制度は、厚生年金保険等とならんで社会保障制度の基幹をなす国民年金制度の上積み分として設けられるものであること等を考慮して、税制上、その掛金は全額社会保険料控除とされている。

※ 口数単位で加入することができ、給付は1口目が終身年金、2口目以降が終身年金又は有期年金となっている。掛金は性別・加入時の年齢などにより金額が異なる。拠出限度額は月6.8万円（iDeCoの掛金と合算）

掛金月額及び年金月額（15年保証期間付き終身年金の場合）

（単位：円）

加入時 年齢	1口目			2口目以降（1口当たり）		
	掛金月額		年金月額	掛金月額		年金月額
	男性	女性		男性	女性	
20歳	7,110	8,280	20,000	3,555	4,140	10,000
40歳	12,555	14,610	15,000	4,185	4,870	5,000
50歳超	18,150	21,100	10,000 未満※	9,075	10,550	5,000 未満※

（※）加入時年齢により異なる。

国民年金基金の税制について

掛金拠出時	非課税 (社会保険料控除)
運用時	非課税
年金給付時	公的年金等控除